

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会

調 査 結 果 報 告 書

平成 24 年 12 月

茨 城 県 議 会

平成24年12月21日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄 殿

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会
委員長 西條 昌良

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会
調査結果報告書

平成23年第1回定例会及び平成23年第2回定例会において本委員会に付託された「東日本大震災からの復興と元気ないばらきづくりのための諸方策」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

－はじめに－	1
第1 調査方針及び調査経過	2
第2 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み	4
1 商工業，農林水産業の復旧・復興	4
2 公共基盤施設の復旧	5
3 原子力災害からの脱却等	6
第3 元気ないばらきづくりの現状と課題	7
1 企業誘致に向けた取り組み	7
2 中小企業の成長分野進出への支援	8
3 科学技術を活用した産業の活性化	9
4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み	10
第4 日本の元気を牽引する本県の優位性とポテンシャル	14
1 世界トップレベルの研究機関の集積	14
2 多様な産業集積，全国トップクラスの産業立地	14
3 首都圏の生鮮食料供給基地	15
第5 元気ないばらきづくりの基本方向	16
1 企業誘致に向けた取り組み	16
2 中小企業の成長分野進出への支援	18
3 科学技術を活用した産業の活性化	19
4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み	20
－おわりに－	24

(資料)

1 調査に当たった委員	26
2 活動経過	27
3 中間報告書	29
4 中間報告への対応状況	69
5 東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書	107
6 立地促進策の概要	108
7 県北山間地域の活性化に向けた高規格道路整備イメージ	112

はじめに

本県では、平成 22 年 3 月の茨城空港の開港、平成 23 年 3 月の北関東自動車道の全線開通、つくばエクスプレスや茨城港常陸那珂港区など、本県と国内外とを結ぶ広域交通ネットワークの整備が着実に進んでいる。

つくばや東海には世界最先端の科学技術が集積しており、日立や鹿島には日本でも有数の産業技術の集積がある。これらは、今後、新しい“いばらき”を創るための礎となる力を秘めている。

このような本県が持つ優位性やポテンシャルを活かし、元気ないばらきづくりのための諸方策について調査するため、平成 23 年第 1 回定例会において、「元気ないばらきづくり調査特別委員会」として本委員会が設置された。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの復旧・復興について審議する必要性が高まったことから、平成 23 年第 2 回定例会において、大震災からの復興に関することを調査事項に追加し、「東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会」に名称が変更された。

本委員会は、まず、総力を挙げて東日本大震災の被災という難局を乗り切るため、大震災による影響や復旧・復興の現状と課題、諸方策について調査を進め、平成 23 年第 4 回定例会において、復旧・復興の施策展開の方向性等に関して中間報告を行った。

次に、震災による企業立地の落ち込みに加え、社会経済のグローバル化や少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来などの社会経済情勢が大きく変化している中、本県の持つ優位性やポテンシャルを活かし、さらなる発展への道筋をつけていくため、企業立地・産業集積の促進や、科学技術の振興などをテーマに、元気ないばらきづくりに有効な方策について、精力的に審査及び調査を進めてきた。

この間、公共施設等の復旧は確実に進んできたものの、復興とさらなる発展への取り組みはまだ緒に就いたばかりである。

本委員会は、これまでの調査・審議を踏まえ、産業大県の新たなステージに向けた一歩となるよう、元気ないばらきづくりのための基本方向について、ここに報告するものである。

なお、最終報告書は中間報告書との重複表記を必要最小限とする意味で、中間報告後の調査内容及び結論を中心に記載した。本委員会の調査内容全般を把握するには、まず中間報告書（「資料 3 中間報告書」参照）を一読した後で、この最終報告書をご覧くださいよう付言する。

第 1

調査方針及び調査経過

1 調査方針

本委員会の設置の経緯等を踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

(1) 調査目的

東日本大震災による直接的な被害や、福島第一原子力発電所事故に起因する出荷制限や風評被害は、本県に多大な影響を及ぼし、本県産業や生活基盤の発展にとって大きな障害となっている。

特に、原子力災害対策に関しては、13年前のJCO臨界事故を受け、国と立地自治体との連携強化等を規定した「原子力災害対策特別措置法」が制定されたにもかかわらず、今回の原発事故では適切な情報提供がされないなど、十分に機能していないことから、より実効性のある体制づくりが求められている。

また本県は、過去10年間(H13～H22)の工場立地面積が全国トップで、製造品出荷額等も全国上位に位置するなど、我が国産業の枢要な地位を占めてきたが、今回の震災は、工場の操業停止や生産縮小など、本県にも暗い影を落としており、震災による損傷で、物流や経済活動に大きな影響を及ぼしている道路や港湾、鉄道などのインフラ施設の復旧が急がれている。これらの施設については、単なる原状回復ではなく、産業大県づくりの新たなステージに向けて、さらに安全で利用しやすいものになるよう、本格的な復旧・整備を推進するとともに、戦略的に諸施策を実施していく必要がある。

そこで、震災や原発事故の影響からの回復や、道路や港湾などのインフラ施設の本格的な復旧・整備と相まって、本県の活力が一層高まるような諸施策のあり方について調査検討を行う。

(2) 調査項目

東日本大震災からの復興と元気ないばらきづくりのための諸方策について調査する。

- ①震災によるインフラ施設等の被害・復旧状況と完全復旧までの見通し
- ②福島第一原子力発電所事故による風評被害等の状況と被害からの早期脱却のための対応
- ③原発事故を踏まえた、本県における原子力安全体制
- ④元気ないばらきを支えるインフラ施設の復旧と整備
- ⑤本県産業の復興とさらなる発展の方向
- ⑥本県産業の復興と発展のための諸施策のあり方

(3) 調査期間

本委員会の調査期間は、平成24年12月までの概ね18ヶ月とし、平成24年第4回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

2 調査経過

本委員会は、平成23年6月17日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、これまでに16回にわたる委員会を開催し、調査・審議を進めてきた。

調査・審議に当たっては、まず、本県における東日本大震災の影響、大震災からの復旧・復興に係る現状と課題、さらにそれらに対する施策展開の方針について執行部から詳細な資料の提出を求め、説明聴取を行うとともに、県内・県外の被災状況について現地調査したほか、農業団体や観光団体などの代表者を招いて意見交換を行い、12月16日に開催した第8回委員会において、それまでの調査審議を通じてとりまとめた復旧・復興を効果的に進めるための施策展開の基本方向について中間報告として取りまとめを行った。

その後、平成24年については、企業誘致の取り組みや、中小企業の支援、科学技術の活用、交流拡大の推進をテーマに、元気ないばらきづくりに向け、現状と課題及びそれらに対する基本的な方向性と施策展開について執行部の関係部局から説明聴取を行うとともに、鹿島臨海工業地帯で操業し、新たに宮の郷工業団地の製材工場と連携して県産材の利用促進に取り組んでいる国内大手製材企業の中国木材株式会社、及び常陸那珂港区において工場敷地を拡張し、本県での生産力増強を進める日立建機株式会社の代表者から、本県に立地を決定した経緯などを聴取し、今後さらに企業立地を促進していくための方策などについて意見交換を行ったほか、県内のベンチャー企業で、タッチパネルの開発などによりめざましい成長を遂げている株式会社シロクの代表者を招いて製品開発や海外進出に有効な県の支援策について意見交換を行った。

また、6月13日に開催した第11回委員会においては、東京電力の電気料金値上げが地域経済に与える影響に鑑み、国に対し特段の措置が講じられるよう、意見書を提出したところである。（「資料2 活動経過」参照）

本委員会は、平成 23 年 12 月 20 日の中間報告において、復旧・復興を効果的に進めるための施策展開の基本方向について提言を行ったところであり、執行部においては、現在も引き続き道路や港湾などの復旧や風評被害の払拭などに向けた取り組みが進められている。

1 商工業、農林水産業の復旧・復興

・首都圏での情報発信

県では、「黄門マルシェ」（東京銀座）を拠点とした本県農林水産物や観光の安全性のPRのほか、「磯山さやかの旬刊！いばらき」を始めとするテレビ放送などを活用し、首都圏での情報発信に努めてきた。

今後も引き続き、新アンテナショップ「茨城マルシェ」を核として、農林水産物の販売や観光PRを行うとともに、併せて、首都圏でのテレビ放送など効果的な媒体を活用して本県の観光地や製品の安全性を訴え、積極的な情報発信・PRに取り組んでいくこととしている。

・中小企業の被災施設等への復旧支援

県では、中小企業等グループ施設等災害復旧事業について、平成 23 年度に引き続き、平成 24 年度においても、2 回の公募を行い、被災した施設・設備の復旧支援を行っているところである。

今後も本事業のさらなる追加予算の確保について、国に対し要望するなど、引き続き被災した中小企業の施設・設備の復旧等の支援に取り組んでいくこととしている。

・農林水産業関連基盤施設の状況

県では、被災した農林水産業者の経営再開と安定化に向け、基盤施設の一日も早い本格復旧に取り組んできている。

土地改良施設や治山・林道施設等の農業、林業の基盤施設については平成 24 年度内に復旧工事が完了する予定であり、漁港については、一部（大津漁港）を除き平成 26 年度末頃までに被災前の機能を回復できるよう、工事を進めている。また、栽培漁業センターについては、平成 25 年 4 月の再稼動を目指し、復旧工事を進めていくこととしている。

・観光資源の再生と風評被害の払拭

県では、復旧工事が完了した偕楽園、六角堂などの被災した観光資源の再生に取り組むとともに、夏季における海への誘客を図るため、食の魅力や海の安全性をPRす

るイベントを開催した他、JRを活用した交通広告等を実施してきた。

今後は、引き続き、茨城空港の就航先や県内外の高速道路のSA、首都圏の集客力の高い地域等で観光キャンペーンを実施して、観光客の誘客に努めるとともに、新たな旅行プランの提案やモニターツアーの集中的な実施などにより、本県への旅行需要の創出を図る。

2 公共基盤施設の復旧

・道路ネットワークの状況

県では、公共基盤施設のうち、道路については主要地方道北茨城大子線及び橋梁の架け替え2箇所(国道118号静跨線橋, 国道293号里川橋)を除き平成24年度内に本格復旧工事が完了見込みである。

今後、大地震などによる大規模災害時にも確実に機能しうる緊急輸送道路ネットワークを実現するための「復興みちづくりアクションプラン」等により、防災上重要な施設へのアクセス向上や災害時における代替ルートの確保など、災害に強い道路ネットワークの強化に取り組んでいくこととしている。

・港湾施設の状況

県では、茨城港、鹿島港について、利用岸壁を切り替えながら段階的に復旧工事を進めており、公共岸壁については、日立港区の一部を除き供用が始まっている。

今後、主要施設については、一部を除き平成24年度内の復旧を目指し、引き続き復旧工事に取り組んでいくこととしている。

・市町村行政庁舎の復旧促進

県では、市町村行政庁舎の復旧経費に係る財政措置について、国に対し要望した結果、平成24年7月6日に川端総務大臣から、本庁舎が壊滅的な被害を受けた団体(本県では水戸市、高萩市、城里町)に対し、標準事業費までは震災復興特別交付税により、超過事業費分については新たな地方債で措置する方針が発表された。

また、国では、上記3市町以外の団体における復旧経費への財政措置についても検討している。県では、これらの復旧・復興事業について、引き続き地方財政措置を講じるよう、国に対し働きかけを行っていく。

・津波対策の強化

県では、平成24年8月に、「茨城沿岸津波対策検討委員会」の検討結果がとりまとめられ、本県の津波対策の基礎となる「津波浸水想定」及び「海岸等における目指すべき堤防高」を取りまとめ、公表した。

今後は、海岸堤防等の整備を推進するとともに、沿岸市町村において、地域防災計画の改定や津波ハザードマップの作成などが進むよう、津波対策連絡調整会議などにより、市町村と一体となって取り組んでいくこととしている。

3 原子力災害からの脱却等

- ・放射線監視の強化

県では、放射線監視の強化については、県内全市町村にモニタリングポストを設置し、平成24年4月から放射線の常時測定を行っている。

- ・地域防災計画の改定

県では、県地域防災計画（原子力災害対策計画編）について、国の防災基本計画、原子力災害対策指針を踏まえ、平成24年度内を目標に改定作業に取り組んでいる。

- ・災害廃棄物の広域処理

県では、災害廃棄物の広域処理の推進については、宮城県の災害廃棄物の受け入れについて、エコフロンティアかさまを活用し、平成24年8月30日から受け入れを開始している。

- ・新エネルギー導入促進の取り組み

県では、災害に強いエネルギーシステムの構築については、新エネルギー導入促進のための独自施策として、鹿島港港湾区域の一部を再生可能エネルギー源を利活用する区域として位置付け、平成24年6月に大規模洋上風力発電事業者の公募を実施し、8月に事業予定者を選定した。また、9月には宮の郷工業団地の一部においてメガソーラーの導入を図るため、立地要件を緩和して公募を実施した。

今後、東日本大震災以後のエネルギー問題及び国のエネルギー政策の見直しを踏まえ、「茨城県エネルギープラン」を見直し、平成24年度中に、今後の県のエネルギー政策の指針となる、新たなエネルギー戦略を策定することとしている。

1 企業誘致に向けた取り組み

本県の企業立地の動向については、「工場立地動向調査(経済産業省)」の過去10年間(H13～H22)の実績では、工場立地面積が1,287haで全国1位、工場立地件数が565件で全国5位、県外企業立地件数が321件で全国1位と全国トップレベルの実績であった。

震災前は、日野自動車や雪印メグミルクなどの大型立地案件が相次いだほか、その関連企業や、本県の地域特性を評価いただいた立地案件として、交通ネットワークを重視する物流企業、コンビナートと港湾を備えた鹿島地区には化学関連の企業、高速道路と港湾が直結した常陸那珂港区には建設機械関連企業、地域資源である木材が豊富な県北山間部では木材関連企業、大消費地東京へ近接した県南部では食品関連企業といった立地案件があった。

しかし、震災後は、被災地域からの移転等による立地案件を除くと新規立地案件や引き合いは激減し、平成23年度上期(1～6月)の工場立地動向調査の結果は、東日本大震災や円高等の影響により、全国的に低調だったことに加え、本県は福島第一原子力発電所事故の影響もあり、工場立地面積が7haで前年同期比△92%、工場立地件数が11件で前年同期比△42%となった。

最近では、建設機械関連企業の拡張や日野自動車の関連企業の進出、製造業関連の物流センター等の立地があったほか、引き合いも徐々に回復する兆しが見えてきているが、これを震災以前の状態にまで戻し、さらに発展させていく必要がある。

(1) 企業誘致の推進

- ・ 産業立地推進東京本部を中心に早期の設備投資情報を収集するとともに、企業誘致担当を知事直轄とした利点を活かし、企業の要請に対して迅速に結果を出すなど、県庁全体で機動的な対応に務めている。
- ・ 企業誘致活動においては、立地する市町村との情報交換や連携が不可欠であることから、「茨城県工業団地企業立地推進協議会」や「企業立地促進法に基づく協議会」を組織し、セミナーの開催やPR、立地企業フォローアップ事業を一体となって実施している。
- ・ 工業団地以外の土地について、流通事業者や住宅メーカー等への販売体制を強化するため、平成23年4月に土地販売推進本部を設置し、産業立地推進東京本部や関係課と連携しながら土地販売に取り組んでいる。

(2) 立地促進策の活用

- ・ 県においては、既存の県税の課税免除、工業用水道料金の軽減、低利融資制度、電気料金の補助制度、企業立地促進法に基づく支援施設、分譲価格の見直しなどを、また、市町村においては、固定資産税の免除などを行っている。
- ・ 国の平成 24 年度予算に「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」が創設されるとともに、「茨城産業再生特区計画」が国に認定されたことから、企業のニーズや立地場所に応じた最適なプランを提案しながら、企業誘致を推進している。（「資料 6 立地促進策の概要」参照）

(3) 情報発信・PR 活動

- ・ 設備投資意欲のある企業はもとより、設備投資情報に関する建設業界や不動産、金融機関等にも直接訪問し、PR 及び正確・迅速な情報提供を行っている。
- ・ 主要都市（東京、大阪等）において企業の経営幹部を対象とした「産業立地セミナー」等を開催し、県や進出企業の代表者から本県の魅力について説明するとともに、設備投資情報に関する建設業界や不動産、金融機関、報道機関等を対象とした「産業視察会」を開催し、実際に東京からバスで県内工業団地や港湾等を案内するなど、本県の事業環境の良さを PR している。
- ・ 県ホームページや企業誘致のターゲット層を読者に抱える経済新聞やビジネス誌に、震災後も変わらない本県の事業環境の良さや復興に関する明るいニュース、進出企業が本県に立地した理由、評価等を掲載している。

2 中小企業の成長分野進出への支援

本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展により、国内経済規模の縮小が懸念されている。（本県人口 H22 年：297 万人→H32 年：概ね 285 万人程度）

また、アジア諸国の台頭による国内外の競争激化により、中小企業を取り巻く経営環境は大変厳しい状態にある。

さらに、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故によるエネルギー不足、消費者のエコ意識の高まりなどによって、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギーに配慮した新製品開発の重要性が高まってきている。

こうした中、国では、日本経済の再生と成長力の強化、財政再建等を実現するため、「新成長戦略」の実行を加速させるとともに、新たな成長に向けた「日本再生戦略」を平成 24 年 7 月 31 日に閣議決定しており、県としても県内の大部分を占める中小企業の成長分野への進出を支援していく必要がある。

(1) いばらき成長産業振興協議会の活動

- ・ 国の新成長戦略等を踏まえ、今後需要の拡大が見込まれる成長産業として 4 つの

分野（次世代自動車，環境・新エネルギー，健康・医療機器，食品）の研究会を設置し，大手企業等との交流や研究機関等の情報の提供等により，新たな分野への進出に意欲のある中小企業を支援している。

（２）県工業技術センターの取り組み

- ・ 県内ものづくり中小企業の成長分野への参入を支援するため，成長分野を支える基盤技術に関する研究開発を実施している。
- ・ 企業単独では実施が困難な製品開発などに伴う研究や試作等について，企業に代わって工業技術センターで委託を受けて研究開発に取り組み，その成果を報告することで製品開発などを支援している。
- ・ 企業の技術開発や生産活動における諸問題などについて，様々な分野において技術相談で対応している。
- ・ 工業技術センターの職員が，企業からの依頼に応じて部品や材料の試験・分析・測定などを実施し，試験成績書の発行や試験結果に対する技術アドバイスなどを行うことで，技術課題の解決を支援している。
- ・ 工業技術センターが保有する，中小企業単独では保有が困難な高度・専門的な試験分析機器・設備を企業向けに開放することで，企業の技術開発力を補完している。

（３）その他の支援

- ・ 競争的資金（戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン），いばらき産業大県創造基金等）の利用を促進し，独自技術や製品の開発，販路開拓に積極的に取り組むものづくり中小企業を支援している。
- ・ 専門家（テクノエキスパートやビジネスコーディネーターなど）の派遣により，中小企業が抱える課題の解決や受注機会の確保を図っている。
- ・ 日立市と日立製作所が進めている「日立市未来都市モデルプロジェクト」やつくば市を中心に指定を受けた「つくば国際戦略総合特区」など県内各地の取組との連携により，情報の提供などにより中小企業の関連分野進出等を支援している。

3 科学技術を活用した産業の活性化

本県が産業競争力を高め，持続的な発展を遂げるためには，我が国の第一線の大学・研究機関が集積する優位性を活かして，科学技術によるイノベーションを進め，新事業・新産業の創出を図っていくことが求められている。

（１）つくばに集積する研究機関

- ・ つくばは，現在，国の研究機関の1/3に当たる32の研究機関が立地し，約2万人の研究者が研究開発に従事するとともに，産業技術総合研究所のスーパークリーンルーム等，世界最先端の研究設備も数多く設置されるなど，我が国最大の研究開

発拠点を形成している。

- ・ しかしながら、これまで、つくばの研究成果から国際的に高い評価を得られるような実績や新事業・新産業の創出に結び付いた例が数多く生み出されてきたかという点、必ずしもそうではなかった。
- ・ 上記のようなつくばが抱える課題の原因としては、各組織が縦割りで研究機関相互の連携が少なかったことや、基礎研究に重点が置かれてきたため産業界との連携が希薄であったこと、産学官が連携した効率的な研究開発体制への転換が遅れたことなどがあり、これらへの対応が求められている。

(2) J-PARC

- ・ J-PARC（大強度陽子加速器施設）は日本原子力研究開発機構（JAEA）と高エネルギー加速器研究機構（KEK）が共同で東海村に建設・運営している世界最高性能の研究施設であり、素粒子や中性子による物質材料の構造解析など様々な分野における研究が行われている。
- ・ 本県は産業利用を目的としてJ-PARCの物質・生命科学実験施設内に独自に2本の中性子ビームラインを設置しており、タンパク質の構造解析や新しい材料開発などの実験が進められている。
- ・ 産業界においては、中性子を活用した研究開発は新しい分野であることから、広く産業利用を促進するためには、より利用しやすい環境を整えるとともに、一層の認知度の向上を図ることが求められている。

(3) 県立試験研究機関

- ・ 環境、衛生、工業、農林水産業に関する8つの分野に17の県立試験研究機関を設置し、県民、企業等のニーズに即した課題解決型の研究開発・調査研究に取り組んでいる。
- ・ 特に工業及び農林水産分野は、大学・研究機関が生み出す多様な研究成果と県内の中小企業・農林水産業者等のニーズとを結びつけ、研究と産業との橋渡し役を担うことが求められている。

4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み

(1) 県土の発展を支える基盤の整備等

①高規格道路ネットワーク

県内には常磐自動車道（県内約137km）、北関東自動車道（県内約54km）、東関東自動車道水戸線（県内約51km）、首都圏中央連絡自動車道（県内約71km）の4本の高規格幹線道路がある。

常磐自動車道、北関東自動車道については全線が開通し、東関東自動車道水戸線については約11km、首都圏中央連絡自動車道については約24kmが開通しており、

未整備区間である東関東自動車道水戸線の約40km、首都圏中央連絡自動車道の約47kmについて、一日も早い開通が求められている。

②重要港湾

首都圏の海上物流の一翼を担う「茨城港」「鹿島港」は、それぞれの特徴を活かした国内外の海上ネットワークを形成し、県ではその利用拡大を図るため、企業ニーズに対応した安全で使いやすい港の整備を進めている。

今後は、震災に強い港湾施設の整備、岸壁やふ頭用地などの早期整備、定期航路の充実などが求められている。

(茨城港)

- ・ 日立港区は、バラ貨物等の多様な物流需要に対応するとともに、自動車物流拠点（メルセデス・ベンツ、日産）として発展してきているほか、釧路RORO航路が毎日運航している。
- ・ 常陸那珂港区は、臨海部に建設機械メーカー（コマツ、日立建機）が相次いで進出し、各国へ建設機械の輸出を行っているほか、最新鋭のコンテナターミナルを活用して、国内外へコンテナ、RORO等17航路が運航している。
- ・ 大洗港区は、週12便体制で北海道と首都圏を結ぶカーフェリー基地であり、大型旅客船も接岸できるふ頭を有し、海洋レクリエーション基地としての機能が向上している。

(鹿島港)

- ・ 鹿島臨海工業地帯における原料の輸入や製品の輸出基地として、国民生活の根幹となる産業を支えている。また、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定されており、穀物の大量一括輸送による安定的かつ安価な輸送の実現を目指している。

③茨城空港

現在、国内線では、スカイマーク社により神戸便と札幌便がそれぞれ1日2往復運航されているほか、7月から那覇便が1日1往復で運航を開始した。

国際線では、春秋航空による上海便が週6便運航されているが、アジアナ航空のソウル便は昨年の震災以降、運休となっている。

就航路線の定着とさらなる拡充のためには、就航対策に取り組む一方、搭乗実績を上げていくことが重要であるため、空港の一層の利活用が図られるよう、利用促進の取り組みを強化していくことが求められている。

(2) 広域観光の推進

本県の観光入込客数は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度は前年比約77%と著しい減少となったところである。

このような中、1日も早く風評被害を払拭し、震災前の姿を取り戻すとともに、本県

観光の魅力向上によるさらなる観光振興を図る必要がある。

そのためには、近年の観光ニーズの多様化への対応、全国的に見て低い観光資源の認知度やブランドイメージの向上等への対応が必要であり、体験・交流型ニューツーリズムの推進や、おもてなしや特産品のブランド力向上などによる観光地の魅力アップを図るとともに、効果的な情報発信を行い、新たな観光客の誘致に取り組む必要がある。

(3) 個性を活かした活力ある地域づくり

社会経済の結びつきや地理的・歴史的条件などを踏まえ、地域固有の特性や課題を共有し、一体的な地域づくりを効果的に推進していくため、県計画では、県内を県北山間、県北臨海、県央、鹿行、県南及び県西の6つの地域（ゾーン）に区分し、活力ある地域づくりを進めることとしている。

①県北地域（県北山間ゾーン・県北臨海ゾーン）

人口の減少や高齢化による過疎化の進行、産業の空洞化などの課題があり、定住人口の減少を少しでも食い止めるための産業の活性化や働く場の確保、交流人口の拡大への対応が求められている。

②県央・鹿行地域（県央ゾーン、鹿行ゾーン）

県都水戸及び周辺都市との連携による中核的な都市圏づくり、陸・海・空の広域交通ネットワークを活かした国内外の観光交流の一層の拡大、産業拠点の形成、鹿島臨海工業地帯におけるコンビナートの国際競争力の強化などへの対応が求められている。

③県南・県西地域（県南ゾーン、県西ゾーン）

つくば地区での科学技術創造立国日本を支える重要な拠点づくり、圏央道など広域交通ネットワークを活かした産業の集積、産業拠点の形成、豊かな地域資源を活かした交流空間の形成などへの対応が求められている。

(4) 本県の魅力発信

- ・ 平成23年の本県の観光入込客数は、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響により、前年を大きく下回った。また、依然として一部の農林水産物の出荷制限が続いており、それに伴う風評被害が根強く続いている。
- ・ 県政世論調査（H23年度）では、本県に愛着を持っている県民の割合は、約8割である一方、本県に誇りを持っている県民の割合は約6割にとどまっており、県民の郷土への愛着心が希薄であるため、郷土愛を醸成し、県民自らが本県の魅力を発信していくことが重要である。
- ・ 本県は、農業産出額や製造品出荷額等が全国の上位に位置するとともに、「住みよさランキング2012」では上位100位に9市がランクインするなど、バランス良く発展を遂げているものの、「地域ブランド調査2012」における魅力度ランキングでは、本県の魅力度は、第46位にあるなど、必ずしも対外的に正しく評価されていない。

このため、様々な媒体・手法を活用し、本県の魅力を全国に発信して認知度を高める必要がある。

本県は首都東京に近く、最先端の科学技術や日本有数の産業の集積、さらには、陸・海・空の広域交通ネットワークなど、様々な地域資源や潜在力を有しており、これらの優位性や潜在力を最大限に活かし、企業誘致や中小企業の振興、人・もの・情報の交流の活発化を図ることが、元気ないばらきをつくり、我が国の発展に貢献するために必要である。

1 世界トップレベルの研究機関の集積

本県は、最先端の研究開発を進める大学・研究機関・企業が集積する「つくば」や、J-PARC(大強度陽子加速器施設)をはじめとした原子力関連施設が集積する「東海」、高度なものづくり技術の集積がある「日立」、素材産業が集積する「鹿島」など、優れた知的資源と産業集積に恵まれており、科学技術振興を推進していく上での大きな強みを有している。

[つくば]

筑波研究学園都市には、国の研究機関の1/3に当たる32の研究機関が立地し、約2万人の研究者が世界トップレベルの研究活動を行っている。

[東海]

日本原子力研究開発機構などが立地し、我が国の原子力研究の中心地となっている。平成20年12月にはJ-PARCが稼働を開始し、中性子によるタンパク質や物質材料の構造解析の研究、原子核素粒子やニュートリノの研究など、世界最先端の研究が進められている。

2 多様な産業集積、全国トップクラスの産業立地

本県の平成24年上期の工場立地の状況は、件数で全国第8位、面積では全国第2位となっており、平成14年から平成23年の10年間の立地面積では1,114ヘクタールと他県を大きく引き離して全国第1位となっている。

また、「東海」のJ-PARC(大強度陽子加速器施設)など原子力関係の研究機関、「つくば」の最先端科学技術、さらに、「日立」の高度なものづくり産業や、「鹿島」の鉄鋼・石油化学などの素材産業が集積しており、こうした科学技術や産業の集積を最大限に活用して、バイオ、ナノテク、ロボットなど今後成長が見込まれ経済的波及効果の大きい分野を中心に、国際競争力のある新技術・新製品の開発などが進められている。

[日立]

日立製作所グループやその協力企業を中心に、本県のものづくり産業の基盤を形成している。

[鹿島]

鹿島港を中心として県内最大の臨海工業地帯が整備され、鉄鋼や石油化学など素材産業に関わる企業が集積する生産拠点となっている。

また、大規模エネルギー施設や省エネルギー対策を進めるコンビナート、風力発電・バイオマス発電の施設など、次世代のエネルギーに関する施設が数多く立地している。

3 首都圏の生鮮食料供給基地

本県は、耕地面積 17.4 万 ha (H24, 全国第 2 位)、農家戸数 10.3 万戸 (H22, 全国第 2 位) と農業生産において全国有数の潜在力を有している。これを活かし、農業産出額で 4,306 億円 (H22, 全国第 2 位)、東京都中央卸売市場における青果物取扱額が 8 年連続 (H16～H23) で全国第 1 位と、全国屈指の農業県としての地位を占めている。また、農業産出額の内訳を見ると、園芸 2,215 億円 (51.4%)、畜産 1,125 億円 (26.1%)、米 845 億円 (19.6%) と首都圏に隣接した立地を活用した生鮮野菜の生産と市場出荷などがその中核をなしている。

本県の活力を高め、元気ないばらきを実現し、日本の発展にも貢献していくためには、本県の持つ強みと特色を最大限に生かしながら茨城の魅力度を向上させるとともに、企業誘致による雇用の場の創出や定住人口の確保、交流人口の拡大など、県内産業を活性化させるための諸施策を戦略的に実施していくことが必要である。

中でも、特に配慮すべきは

- 第1 新規企業の誘致促進と既存企業のバックアップの強化。さらに産業にマッチした人材の育成・確保
- 第2 世界トップレベルの研究機関の集積を活かした科学技術のフル活用—産業技術総合研究所を始めとする研究機関との連携強化
- 第3 本県の南北格差を是正し、県北地域の特色を活かした発展・活性化を支える縦貫基幹道路インフラの整備
- 第4 茨城港、茨城空港の一層の機能充実と新規航路の開拓
- 第5 東日本の玄関口としてのいばらき観光の創造

であり、このような基本的な考え方のもと、元気ないばらきづくりの基本方向について、次のことを提言する。

1 企業誘致に向けた取り組み

(1) 企業が活動しやすい事業環境の整備

①産業集積・科学技術の活用と地域産業の活性化

- ・ 立地企業が、本県の産業集積や科学技術の集積を立地のメリットとして実感できるようにするため、既存企業とのマッチングや産学官の連携などを一層拡充していくべきである。

②産業にマッチした人材の育成・確保

- ・ 地域の産業界からのニーズにより新たな分野の人材育成が求められる場合には、必要に応じて、高等学校の学科改編や教育内容を工夫して特色化を図るなどの対応を行うべきである。
- ・ 企業実習や職業訓練の実施などにより、企業ニーズに応じた技能者の育成を図るべきである。
- ・ 企業の求める人材を速やかに提供するには、人材バンクのような仕組みを検討するべきである。

- ・ 人材の育成に活用できるような、企業の人材ニーズに関する情報を常時収集する仕組みを検討するべきである。
- ・ 就職だけでなく、離職への対策も検討するべきである。

③フォローアップ活動の充実

- ・ 既存企業も含め、立地企業のフォローアップをより強化して企業ニーズを的確に把握し、関係機関との調整を図りながら、その実現に努めるべきである。

(2) 企業立地促進に向けた取り組み

①情報収集活動の強化

- ・ 企業の新規設備投資情報を早期に収集するため、個別訪問やマーケティング調査などの活動を強化すべきである。

②企業ニーズに合った産業用地の迅速な提供

- ・ 市町村と共同で開発候補地区の課題の整理や今後の取組の方向性等についての調査・検討を行い、市町村や関係機関との連携により、企業の事業スケジュールやニーズに合った産業用地の整備と迅速な提供に努めるべきである。

③立地促進策の充実・活用

- ・ これまで実施してきた県税の課税免除や工業用水道料金の軽減などに加え、新たに創設された原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金や茨城産業再生特区も効果的に活用すべきである。
- ・ 特に、復興特区制度については、茨城産業再生特区（税制上の優遇措置）に加え、さらなる支援措置の充実を図り、企業の設備投資等への支援を強化すべきである。

④県有地の積極的な処分・活用

- ・ 産業用地として活用可能な県有地等を企業のオーダーに応じてできるだけ速やかに提供し、その積極的な活用に努めるべきである。
- ・ 県有地の処分を進めるため、メガソーラーの誘致など、その用途を幅広く検討するべきである。
- ・ 工業団地の価格について見直しを行うべきである。

⑤PR活動の充実

- ・ 集客力のある専門展示会におけるPRやパブリシティ活動により影響力のあるメディア等への露出の機会を増やすなど、効果的なPRに努めるべきである。
- ・ 本県の安全性についてのPRを充実させるべきである。

(3) 自動車関連産業や食品関連産業の誘致・集積

①関連企業誘致の戦略的な推進

- ・ 圏央道沿線では「食品」「自動車」などの関連産業をターゲットとした誘致活動を行う必要がある。

- ・ 特に日野自動車古河工場の一部稼働を踏まえ、関連企業等をターゲットとした誘致活動を行うべきである。
- ・ 食品関連産業の企業誘致を進めるにあたっては、本県の誇る農林水産物を活用できるように誘致企業と農林水産業者との連携を促進するべきである。

②中小企業への積極的な支援

- ・ 日野自動車の進出による効果をより県内企業に波及させるため、関連の部品メーカーと県内既存企業との交流を促進するべきである。

③企業ニーズに即した人材の育成

- ・ 関連する技術を習得できるよう、必要に応じ、高等学校の学科改編や教育内容の特色化など、教育内容を工夫することについて検討するべきである。

2 中小企業の成長分野進出への支援

(1) 企業のポテンシャル向上への支援

- ・ 大手企業等の求める取引条件や技術水準を満たせるよう、生産性や技術力の向上を図るべきである。
- ・ 企業の生産性や技術力の向上には、モチベーションを上げるなどのサポートも必要である。

(2) 取引拡大及び企業誘致の促進

- ・ 県工業技術センターや大学、研究機関との連携による新技術・新製品開発の支援や、商談会などの開催による取引機会の拡大を戦略的に推進するべきである。
- ・ 県内への新たな企業誘致を進め、取引へと結びつけるのに、「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」等国の支援策も活用すべきである。
- ・ 販売先の国にターゲットを絞った戦略性のある商品開発を図っていくべきである。

(3) 成長分野への参入支援

- ・ 成長分野参入には、その分野について企業自身が興味を持つことが必要であり、いばらき成長産業振興協議会における活動状況や取引事例等の情報を提供し、協議会への参加を促すなど、企業の関心を高めるための取り組みを推進すべきである。
- ・ 会員企業以外にも大手企業との商談会などの取引機会を提供し、成長分野への進出を促していくべきである。

(4) つくば・東海に集積する研究機関との連携

- ・ つくばに集積する研究機関の成果を活用し、新製品・新技術開発を促進していくとともに、ベンチャー企業の育成を図るべきである。
- ・ J-PARCの活用を図りながら、県内の優れたものづくり技術を新製品・新技術開発に繋げていくべきである。
- ・ ベンチャー企業の育成には、民間団体の活用も取り入れるべきである。

(5) 大手企業との交流促進

- ・ 今後も成長が見込まれる大手企業等との交流促進を図るべきである。
- ・ メガソーラーや風力発電などの新たな産業に中小企業が参入することにより、地域の活性化が図られるよう、県としての取り組みを検討するべきである。

(6) 農商工連携の促進

- ・ 誰に何をどのように売するのか、ユーザーを見定め、戦略的に商品化を進める必要がある。
- ・ 商品化のための研究開発は、必要になってから着手したのでは既に手遅れであり、早期に着手する必要がある。
- ・ 農商工の連携を促進するには、農・商・工各々にメリットを生じさせるよう、連絡調整・マッチングに取り組む必要がある。
- ・ 農商工連携、アグリビジネスにおいては、学校給食でも活用されるよう進めるべきである。
- ・ 輸出力を高めるための取り組みに早急に着手するべきである。

3 科学技術を活用した産業の活性化

(1) つくば国際戦略総合特区の推進

- ・ 5年以内に目に見える成果を上げるため、予算の確保など、総合特区の積極的な推進を図るべきである。
- ・ 総合特区で講じられる「規制緩和」や「税制上の特例措置」等を効果的に活用すべきである。
- ・ 低炭素社会の実現に向けて、グリーンイノベーション分野の藻類バイオマスに関する研究について、国への働きかけを行うなど、積極的な推進を図るべきである。
- ・ 総合特区に位置付けた事業の実用化にあたっては、中小企業が有する技術を活用するなど、特区の経済効果を地元へ波及させるよう努めるべきである。

(2) J-PARCの利活用の促進

- ・ 産学官の連携により具体的な研究成果を早期に創出し、中性子利用の有効性を産業界に示すべきである。
- ・ 中性子ビームラインの産業利用を促進し、中性子を活用した新技術や新産業の創出に努めるべきである。

(3) 科学技術を支える基盤の強化と技術開発を活かした新産業・新事業の創出

- ・ 県立試験研究機関が大学・研究機関との連携や、先端研究成果の地域への技術移転・普及拡大を担う役割を十分に果たせるよう、その機能の強化を進めるべきである。
- ・ J-PARC等の研究成果が産業の活性化にどれだけ役立っているか明示するべ

きである。

- ・ 産業化に必要な資金の調達方法についての研究を行うべきである。
- ・ 人材の確保・育成のため、つくば賞の権威の高揚や研究成果を県民の目に触れるようにするなど、研究者や学生等のやる気を引き出す手法を検討するべきである。
- ・ 優秀な人材が海外へ流出しないよう、対策について検討するべきである。

(4) 科学技術創造立県の実現に向けた産業技術総合研究所との連携強化

- ・ つくば国際戦略総合特区において、産業技術総合研究所との連携により、生活支援ロボットの实用化や世界的ナノテク拠点の形成に取り組み、ロボット産業の国際競争力強化、省エネルギーの課題解決に向けた機器の開発等を推進すべきである。
- ・ 県と産業技術総合研究所との連携協定に基づく人事交流などを活用し、一層の相互連携の強化を図るべきである。
- ・ 産業技術総合研究所の研究・開発の成果を、いかに活用して県内企業の成長に繋げていくか検討する必要がある。

4 人・モノ(情報)の往来を活性化するための取り組み

(1) 広域交通ネットワークの整備

①陸路のネットワーク強化

- ・ 本県発展の基盤となる高規格道路を含めた陸路のネットワーク強化を図るべきである。
- ・ 特に県北山間地域においては、発展の基盤となる広域的な道路整備が必要であり、つくばから笠間（道祖神峠トンネル化）を經由して大子方面へ向かう「茨城縦貫幹線道路」などの高規格道路等、新たな交通軸についての検討を含め、道路整備を一層推進し、産業振興を図り、過疎化などの喫緊の課題解決に繋げていくべきである。（「資料7 県北山間地域の活性化に向けた高規格道路整備イメージ」参照）
- ・ 東関東自動車道水戸線と首都圏中央連絡自動車道の未整備区間について、一日も早い完成に向け、国や東日本高速道路（株）へのさらなる働きかけを行うとともに、沿線市町村と協力し、国の早期用地取得を支援していくべきである。
- ・ 高速道路以外のIC周辺開発を支援するアクセス道路や、高速道路を補完し地域振興を支える主要な国県道の整備についても推進していくべきである。

②海に向けた玄関口の機能強化

- ・ 岸壁やふ頭用地等の整備を推進し、各港（区）の機能を強化するべきである。
- ・ 利用企業の希望に沿った既存航路の拡充と新規航路の誘致などにより、港湾サービスの拡充と地域の活性化を図るべきである。
- ・ 国が整備中の防波堤、岸壁等について、一日も早い完成に向け、国に対する働

きかけを強めるべきである。

③茨城空港の利便性向上

- ・ 茨城空港の特徴をPRするとともに、運航コスト低減のための支援や、これまでアプローチしていなかった国に対する働きかけなどにより、新たな就航路線の開設や拡充、チャーター便の誘致に向けた働きかけを行っていくべきである。
- ・ 北関東地域はもとより、千葉・埼玉等においても就航路線などのPRを実施するとともに、東京駅＝空港間の安価な運賃による連絡バスの運行を継続して実施していくことなどにより、空港の利用圏拡大を図るべきである。
- ・ 就航先からの誘客促進のため、就航先におけるPRや、旅行者への旅行商品造成の働きかけ、1,000円レンタカーキャンペーンのほか、利用しやすいダイヤ設定、駐車場からターミナルビルへのアプローチ整備等の利便性向上策に取り組むべきである。
- ・ ターミナルビルにおいては、イベントの誘致やテナントの充実等に取り組み、誘客を図るとともに、周辺地域における賑わいづくりの取り組みとも連携し、これらの地域への周遊促進に努めるべきである。

④鉄道の整備促進

- ・ TXの東京延伸のほか、地下鉄8号線、地下鉄11号線など、鉄道の整備促進を図るべきである。

(2) 新たな魅力の創造による観光振興の推進

- ・ 北関東自動車道や茨城空港など新たな交通網を活用し、他県と連携した広域観光ルートの提案等により、観光客誘致を推進するべきである。
- ・ インターネットの活用や、観光キャンペーン、セールスプロモーションの推進などによる認知度・イメージ向上のための効果的な情報発信を推進すべきである。
- ・ 着地型旅行商品の造成や豊かな自然等を活かした体験プログラムの提供等により、体験・交流型観光等ニューツーリズムを推進すべきである。
- ・ 観光に関する魅力づけと経済効果を高めるために、地域特産品等のブランド力の向上を図るべきである。
- ・ 観光ボランティアガイドの育成や外国人旅行者受入体制の強化など地元や観光事業者等の「おもてなし」の向上に向けた取り組みを支援し、観光地の魅力づくりを推進するべきである。
- ・ 各部局が連携して観光振興に一体となって取り組むべきである。

(3) 個性を活かした活力ある地域づくり

○基本的な考え方

- ・ 特色ある地域資源を最大限に活用するとともに、産業の育成や雇用の場の確保などに取り組みながら、誰もが安全、安心、快適に暮らせるよう、以下の視点

から地域づくりを推進するべきである。

①多様な主体の参加と連携による地域づくり

②広域的な視点に立った地域づくり

③地域の持つ特性や資源を活かした地域づくり

- ・地域の個性を活かして活力に結び付けていくため、地域の中でコンセンサスを整え、魅力が実感できる目玉政策を考えていくべきである。
- ・FIT構想の推進にあたり、近年はソフト事業が多くなっているが、広域交流を進めるためには、インフラ整備等、ハード事業にも取り組むべきである。
- ・元気な地域づくりを進める上では、民間の地域資源にも光を当てる必要がある。

○各地域の方向性

・県北山間ゾーン

活力ある地域づくりのための農林業等の振興や企業誘致の促進、過疎地域等における安心快適な生活圏の形成、豊かな自然環境を活かした観光交流空間の形成に努めるべきである。

・県北臨海ゾーン

広域交通ネットワークやものづくり産業の集積を活かした産業拠点の形成と農林水産業の振興、安心快適な臨海都市圏の形成及び豊かな自然環境を活かした観光交流空間の形成に努めるべきである。

・県央ゾーン

都市機能の充実した中核的な都市圏づくり、自然、歴史、芸術、文化を活かした観光交流空間の形成、広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成と地域特性を活かした産業の活性化に努めるべきである。

・鹿行ゾーン

首都圏の食を支える食料供給基地の形成、競争力のある工業地帯の形成と生活環境の整備、自然環境とスポーツを活かした魅力ある観光交流空間の形成に努めるべきである。

・県南ゾーン

科学技術の集積や広域交通ネットワークを活かした産業・研究拠点づくりや、自然、歴史、科学などを活かした多彩な交流空間の形成、豊富な資源の活用による農業等の振興に努めるべきである。

・県西ゾーン

日本を代表する大規模園芸産地づくりや広域交通ネットワークの形成を活かした新たな産業拠点づくりと地域産業の振興、安心で快適に暮らせる良好な生活環境づくり及び歴史、文化や豊かな自然環境を活用した交流拠点づ

くりに努めるべきである。

(4) いばらきの魅力発信

- ・ 県内外に効果的に情報を伝えられるよう、従来までの媒体・手法に加え、ソーシャルネットワーキングサービスの活用や動画による情報発信など、対象に応じた情報発信に取り組むべきである。
- ・ 茨城の魅力を伝えるにあたっては、県民参加型の情報発信に取り組むとともに、県民自らが積極的に本県の魅力を対外的にPRすることができるよう、本県の素晴らしさを県民にきちんと伝える施策の充実も図るべきである。
- ・ メディアに対するパブリシティ活動を強化し、テレビや雑誌、新聞等のメディアで、本県情報をより多く取り上げてもらい、認知度の向上を図るべきである。

おわりに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、私たちに大規模自然災害の凄まじさをまざまざと見せつけ、茨城空港の開港や北関東自動車道の全線開通など、広域交通ネットワークの充実や、世界最先端の科学技術の集積、わが国でも有数の産業技術の集積といった本県のもつポテンシャルを活かし、さらなる発展を企図していた本県産業や生活基盤の発展にとって大きな障害となった。

本委員会の調査活動は 1 年 6 ヶ月の長期に及んだが、この間、県執行部におかれては、震災からの復旧作業と並行し、被災状況や復旧に係る現状と課題、さらに元気ないばらきづくりに向けての方向性や施策展開等について情報提供していただいた。ここに感謝申し上げます。

執行部各位の協力と委員各位の真剣な取り組みにより、震災や原発事故からの回復や、道路や港湾などのインフラ施設の本格復旧・整備と相まって、本県の活力が一層高まるような諸施策のあり方について、鋭意調査審議を進め、ここに提言したところであり、元気ないばらきづくりの第一歩を踏み出したものと考えている。

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故は、発生から 1 年 9 ヶ月が経過したが、依然として本格的な収束の見通しが立っておらず、それに伴う風評被害も続き、県内のインフラ施設の復旧・復興も道半ばであり、本県の真の発展にはいまだ道のりは遠いと言わざるを得ない。

元気ないばらきを現実のものとするための取り組みは、これからが本番であることを強く認識しておく必要があり、執行部においては、本委員会の提言を真摯に受け止め、全庁一丸となり、早急に、かつ、それぞれが持つ目標を達成するよう高い意識をもって、施策に取り組まれることを望むものである。

以上、申し添えて、本委員会の報告とする。

(資 料)

- 1 調査に当たった委員
- 2 活動経過
- 3 中間報告書
- 4 中間報告への対応状況
- 5 東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書
- 6 立地促進策の概要
- 7 県北山間地域の活性化に向けた高規格道路整備イメージ

1 調査に当たった委員（平成23年3月22日～平成24年12月21日）

委員長	西 條 昌 良
(委員長	磯 崎 久喜雄)
副委員長	常 井 洋 治
(副委員長	田 所 嘉 徳)
委 員	加 藤 明 良
委 員	石 川 多 聞
委 員	森 田 悦 男
委 員	桜 井 富 夫
委 員	萩 原 勇
委 員	石 井 邦 一
(委 員	鶴 岡 正 彦)
委 員	飯 岡 英 之
委 員	鈴 木 定 幸
委 員	石 田 進
委 員	鈴 木 亮 寛
委 員	青 山 大 人
委 員	飯 田 智 男
委 員	田 村 けい子

磯崎久喜雄委員長	平成23年3月22日から平成23年12月20日まで委員長
西條昌良委員長	平成23年10月4日から平成23年12月20日まで委員 平成23年12月20日から平成24年12月21日まで委員長
田所嘉則副委員長	平成23年3月22日から平成24年11月19日まで副委員長
常井洋治副委員長	平成23年3月22日から平成24年12月6日まで委員 平成24年12月6日から平成24年12月21日まで副委員長
鶴岡正彦委員	平成23年3月22日から平成23年9月22日まで委員
萩原勇委員	平成23年12月20日から平成24年12月21日まで委員

2 活動経過

時 期		審 議 事 項 等
1	6月17日(金) 〔定例会中〕	○調査方針及び活動計画の決定 ○震災被害の全体概要 ○震災による被害・復旧状況、課題、今後の対応方向
2	7月11日(月)	○県内調査 (茨城港大洗港区・常陸那珂港区, 那珂湊漁港, 石岡市, 県三の丸庁舎)
3	7月20日(水)	○放射線等に係る対応 ○出荷制限, 風評被害による損害の状況と対応, 電力供給不足への対応 ○参考人意見聴取 「風評被害等の状況」 ・福島原発事故に伴う補償を求める観光物産関連小規模組合等連合体協議会 会長 林 耕芳 氏 ・茨城県農業協同組合中央会 専務理事 秋山 豊 氏
4	9月1日(木)	○放射線等に係る対応 ○原子力安全体制の現状と課題, 今後の対応方向 ○参考人意見聴取 「東海発電所の廃止措置と東海第二発電所の安全対策」 ・日本原子力発電(株) 取締役 東海・東海第二発電所長 劔田 裕史 氏 東海発電所・東海第二発電所 総務室 渉外・報道グループマネージャー 村岡 清一 氏 「東海再処理工場の安全対策」 ・(独)日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 所長 上塚 寛 氏 副所長兼再処理技術開発センター長 渡辺 義之 氏
5	10月3日(月) 〔定例会中〕	○公共基盤施設の完全復旧までの見通し ○商工業, 農林水産業の復興に向けた施策展開
6	11月7日(月)	○参考人意見聴取 「再生可能エネルギー分野におけるNEDOの技術開発」 ・(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) 新エネルギー部 統括研究員 石田 文章 氏 ○本県におけるエネルギー施策の展開 ○新エネ, 省エネ技術を活かした中小企業の振興 ○公共施設における新エネルギーの導入推進 ○中間取りまとめ骨子(案)の協議
7	11月24日(木) ～25日(金)	○県内・外調査 (大津漁港, 北茨城市, 福島県, 宮城県)
8	12月16日(金) 〔定例会中〕	○中間報告案の検討 ○今後の活動計画案の検討

時 期		審 議 事 項 等
9	3月15日(木) 〔定例会中〕	○企業誘致の取組と今後の方向 ○中小企業の成長分野進出の取組と今後の方向
10	5月9日(水)	○参考人意見聴取 「企業立地の促進」 ・中国木材株式会社 鹿島工場 工場長 堀川 保彦 氏 ・日立建機株式会社 生産・調達本部 理事 副本部長 岡安 修哉 氏 生産・調達統括本部 生産技術センタ長 先崎 正文 氏 人財統括本部 開發生産総務センタ副センタ長 氏家 健明 氏
11	6月13日(水) 〔定例会中〕	○東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書の発議 ○科学技術を活かした産業の活性化に向けた取組 ○参考人意見聴取 「科学技術の活用」 ・株式会社シロク 代表取締役 小川 保二 氏
12	7月23日(月)	○今後の活動計画案の検討 ○県土の発展を支える基盤の整備等 ○広域的な観光の振興 ○個性を活かした活力ある地域づくりの取組 ○いばらきの魅力発信
13	9月27日(木) 〔定例会中〕	○企業誘致の取組 ○中小企業の成長分野進出の取組
14	10月29日(月)	○科学技術を活用した産業の活性化 ○交流の拡大に向けた取組 ○報告書骨子案の検討
15	11月20日(火)	○最終報告書案の検討
16	12月17日(月) 〔定例会中〕	○最終報告書の決定
	12月21日(金)	○第4回定例会本会議報告

3 中間報告書

平成23年12月20日

茨城県議会議長 田山 東湖 殿

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会
委員長 磯崎 久喜雄

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会
調査結果中間報告書

平成23年第1回定例会及び平成23年第2回定例会において本委員会に付託された「東日本大震災からの復興と元気ないばらきづくりのための諸方策」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

－中間報告にあたって－	30
第1 調査方針及び調査経過	31
第2 大震災による被害の概要	33
1 地震，津波による被害状況	33
2 原子力災害	34
第3 復旧・復興の現状	36
1 商工業，農林水産業	36
2 公共基盤施設	38
3 原子力災害	40
第4 復旧・復興に向けた諸課題	42
1 商工業，農林水産業	42
2 公共基盤施設	43
3 原子力災害	43
第5 復旧・復興に向けた施策の基本方向	45
1 一日も早い商工業，農林水産業の復興	45
2 公共基盤施設の本格復旧	46
3 原子力災害からの脱却	48
4 災害に強いエネルギーシステムの構築	51
－今後の調査に向けて－	52

(資料)

1 調査に当たった委員	54
2 活動経過（平成23年第4回定例会まで）	55
3 商工業分野の各施策の実績，観光客の入込状況	56
4 第5回委員会で示された完全復旧までの見通し	58
5 道路施設の被災状況と復旧状況	59
6 重要港湾の復旧状況	62
7 下水道施設の被災状況と復旧状況	66
8 農林水産物等の出荷制限等の状況	67

中間報告にあたって

県内では、平成22年3月の茨城空港の開港や平成23年3月の北関東自動車道の全線開通など、広域交通ネットワークが急速に充実してきたことや、つくば・東海地区には、世界最先端の科学技術が集積していることから、このような本県の優位性を活かした、元気ないばらきづくりのための諸方策について調査するため、平成23年第1回定例会において、「元気ないばらきづくり調査特別委員会」として本委員会が設置された。その後、東日本大震災からの復旧・復興について審議する必要性が高まったことから、平成23年第2回定例会において、大震災からの復興に関することを調査事項に追加し、「東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会」に名称が変更され、平成23年6月17日の第1回委員会以降、これまで8回の委員会を開催し、精力的に審査及び調査を重ねてきたところである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちに大規模自然災害の凄まじさをまざまざと見せつけ、東北地方だけでなく、本県にも未曾有の被害をもたらした。

死者、行方不明者合わせて25名に及ぶ人的被害に加え、住宅被害は半壊、一部損壊を含め18万戸を超えたほか、道路や港湾、土地改良施設、学校など基盤施設の毀損は県内全域に及んだ。

また、世界を震撼させることとなった東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故は、発生から約9ヶ月が経過しても、依然として本格的な収束の見通しが立っておらず、それに伴う風評被害はとどまるところを知らない状況にあるなど、本県の経済活動や県民生活にも大きな影響を及ぼしている。

今こそ、政府と自治体、県民、企業、団体等がこれまで以上に力を合わせ、この難局を乗り切るとともに、本県が予想を上回る速さで復旧・復興していく姿を示さなければならない。

一方、本委員会の設置期間中においても、県内では風評被害による観光客の大幅な減少や農産物の出荷制限、電力供給能力の低下による使用制限など、新たな問題が次々と発生しており、このような震災後に生じた現在進行形の課題についても機動的に対処するとともに、原状回復にとどまらず、さらに地域の活力を維持・発展させていくことが求められている。

本委員会は、今後も調査を継続することとしているが、平成24年度予算編成の検討時期を控えていることから、今般、中間報告として、これまでの審議過程を通じてとりまとめた復旧・復興を効果的に進めるための施策展開の基本方向について提言するものである。

1 調査方針

本委員会の設置の経緯等を踏まえ、調査方針を次のとおり決定した。

(1) 調査目的

東日本大震災による直接的な被害や、福島第一原子力発電所事故に起因する出荷制限や風評被害は、本県に多大な影響を及ぼし、本県産業や生活基盤の発展にとって大きな障害となっている。

特に、原子力災害対策に関しては、12年前のJCO臨界事故を受け、国と立地自治体との連携強化等を規定した「原子力災害対策特別措置法」が制定されたにもかかわらず、今回の原発事故では適切な情報提供がされないなど、十分に機能していないことから、より実効性のある体制づくりが求められている。

また本県は、過去10年間の工場立地面積が全国トップで、製造品出荷額等も全国上位に位置するなど、我が国産業の枢要な地位を占めてきたが、今回の震災は、工場の操業停止や生産縮小など、本県にも暗い影を落としており、震災による損傷で、物流や経済活動に大きな影響を及ぼしている道路や港湾、鉄道などのインフラ施設の復旧が急がれている。これらの施設については、単なる原状回復ではなく、産業大県づくりの新たなステージに向けて、さらに安全で利用しやすいものになるよう、本格的な復旧・整備を推進するとともに、戦略的に諸施策を実施していく必要がある。

そこで、震災や原発事故の影響からの回復や、道路や港湾などのインフラ施設の本格的な復旧・整備と相まって、本県の活力が一層高まるような諸施策のあり方について調査検討を行う。

(2) 調査項目

東日本大震災からの復興と元気ないばらきづくりのための諸方策について調査する。

- ①震災によるインフラ施設等の被害・復旧状況と完全復旧までの見通し
- ②福島第一原子力発電所事故による風評被害等の状況と被害からの早期脱却のための対応
- ③原発事故を踏まえた、本県における原子力安全体制
- ④元気ないばらきを支えるインフラ施設の復旧と整備
- ⑤本県産業の復興とさらなる発展の方向
- ⑥本県産業の復興と発展のための諸施策のあり方

(3) 調査期間

本委員会の調査期間は、平成24年9月までの概ね15ヶ月とし、平成24年第3回定例会の会期中に調査結果の報告を行う。

2 調査経過

本委員会は、平成23年6月17日の第1回委員会において調査方針を決定して以降、これまでに8回にわたる委員会を開催し、調査・審議を進めてきた。

調査・審議に当たっては、知事直轄、企画部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、企業局、教育庁の関係部局から、本県における東日本大震災の影響、大震災からの復旧・復興に係る現状と課題、さらにそれらに対する施策展開の方針について詳細な資料の提出を求め、説明聴取を行った。

また、福島第一原子力発電所事故に起因する出荷制限や風評被害の実情を調査するため、農業団体、観光団体の代表者を招き、意見交換を行ったほか、県内原子力施設の安全対策の状況について調査するため、県内に原子力施設を設置する法人の代表者を招聘し、意見交換を行った。

さらに、国のエネルギー政策の見直し等と相まって、新エネルギーの利用促進が期待されることから、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究者を招いて意見交換を行った。

一方、現地調査としては、茨城港や那珂湊漁港、大津漁港のほか、石岡市、北茨城市、県三の丸庁舎等を訪問し、県内各地の被災状況を調査するとともに、那珂湊漁港においては、漁業協同組合や水産加工業協同組合など地元関係団体の代表者との意見交換を行った。

また、福島県庁を訪問し、平成23年8月に策定された福島県復興ビジョンなどの取り組みについて調査するとともに、宮城県沿岸部の被災地、特に閑上漁港(宮城県名取市)とその背後地の被災・復旧状況等について調査した。

第 2 大震災による被害の概要

1 地震，津波による被害状況

(1) 地震，津波の概要

平成23年3月11日14時46分，三陸沖（北緯38.1度，東経142.9度，深さ24km）を震源とする，国内観測史上最大のマグニチュード9.0の地震が発生した。この地震により，県内では，日立市，高萩市，常陸大宮市，笠間市，那珂市，小美玉市，鉾田市，筑西市の8市で震度6強を観測した。

その29分後の15時15分，今度は，茨城県沖（北緯36.0度，東経141.2度，深さ約43km）を震源とする，マグニチュード7.7の地震が発生し，県内各地で再び強い揺れを観測した。

これらの地震の後，岩手県沖から茨城県沖にかけて，強い余震が数多く発生していたが，その数は次第に少なくなってきた。

表1. 地震の概要

発 生 日 時	平成23年3月11日14時46分	平成23年3月11日15時15分
震 源 地	三陸沖	茨城県沖
震源の深さ等	北緯38.1° 東経142.9° 24km	北緯36.0° 東経141.2° 43km
地震の規模	マグニチュード9.0	マグニチュード7.7
県内最大震度	震度6強	震度6強

気象庁の発表では，大洗において最大4.1メートルの津波が観測されたほか，東京大学地震研究所の調査結果では，北茨城市平潟で最大7.2メートルの津波が到達したことが報告されている。

表2. 大洗で観測された津波の概要

観測点	時刻	概 要
大 洗	14時49分	津波警報 発表
	15時14分	大津波警報 発表
	15時17分	第1波 1.7m
	16時52分	最大波 4.1m

(2) 被害状況

東日本大震災とそれに伴う津波は，東北地方だけではなく，本県にも甚大な被害を与えた。

県内の人的被害は，12月12日現在，死者24名，行方不明者1名，負傷者707名となっている。

住宅被害は，日を追うごとに状況が明らかになり，12月12日現在，全壊3，

012棟、半壊22、786棟、一部破損162、036棟、床上浸水1、715棟、床下浸水700棟となっているほか、37件の火災が発生している。

住民避難について、茨城県の避難者数は、3月12日の77、285名をピークとして、5月末までに避難者数はゼロとなった。また、福島県からの避難者数は、3月21日の1、865名がピークであり、11月25日現在、まだ38名の方が茨城県内の避難所、ホテル・旅館で避難を続けている状況にある。

表3. 県関連施設の被害額（6月3日現在）（単位：百万円）

種別	対象	被害額	主な内容
庁舎等		4,787	カシマサッカースタジアム、県民文化センターを含む
公共施設	道路	8,665	道路、橋梁
	河川	15,643	県管理河川堤防等
	港湾	32,859	茨城港等
	公園	745	生活環境部、教育庁所管施設を除く
	空港	12	茨城空港ターミナルビル
	鉄道	2,561	大洗鹿島線、鹿島臨港線
	公営住宅	2,255	日の出住宅等
	上水・工水	3,944	液状化復旧、管路復旧等
	下水	1,557	深芝処理場等
	その他	170	北浜公共排水路等
農林水産基盤		50,794	治山、林地、漁港、海岸等
社会福祉施設等		120	福祉相談センター等
医療機関		447	県立中央病院等
教育関係施設		8,730	水戸農業高校、水戸第二高校、笠松運動公園等
合計		133,289	

（※）被害額は、今後変更になることがある。

2 原子力災害

（1）福島第一原子力発電所事故

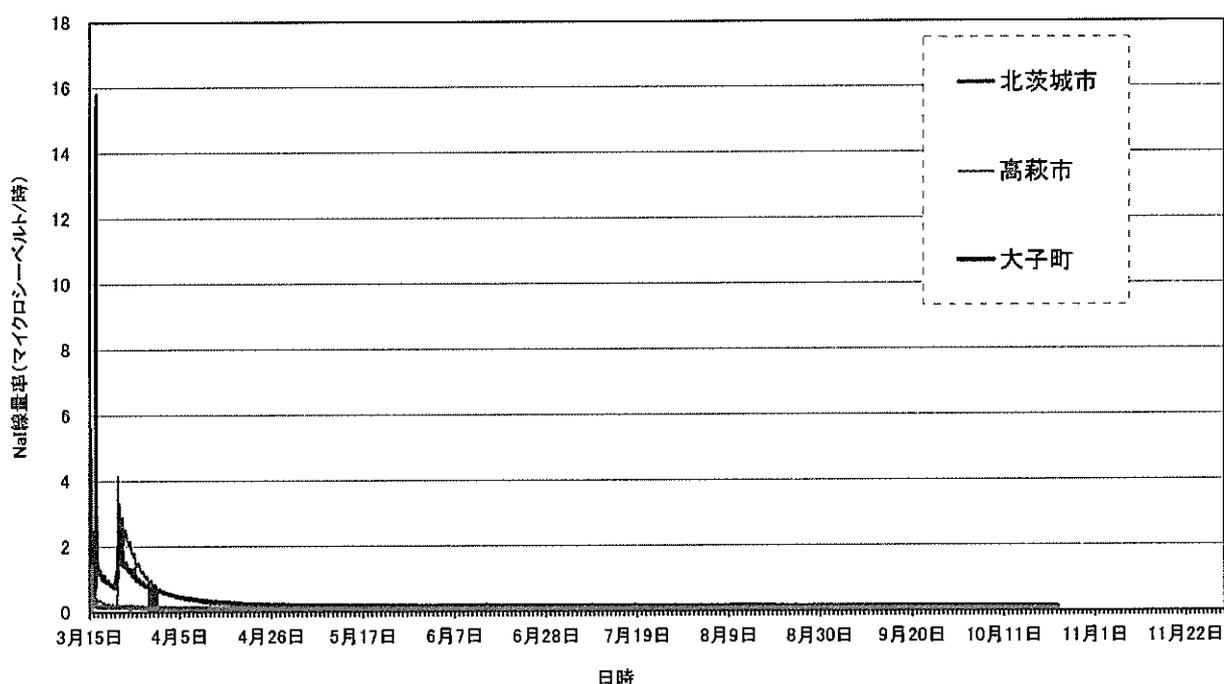
福島第一原子力発電所では、東日本大震災により、運転中であった各原子炉が自動停止したほか、一部の送電線の鉄塔倒壊により外部電源機能が喪失し、非常用ディーゼル発電機が自動起動した。その後、津波により非常用ディーゼル発電機や電源盤等が水没し、全ての電源が喪失したことで原子炉の冷却機能が失われ、核燃料の熔融が発生するとともに、3月12日には1号機において、3月14日には3号機において、さらに3月15日には4号機において水素爆発が発生し、原子炉建屋上部などが損壊したほか、汚染水の外部流出なども発生し、放射性物質が施設外の広範囲に拡散する事態となった。

(2) 福島第一原子力発電所事故による本県環境への影響

原発事故の発生後、県内でも一時急激に放射線量が上昇し、3月16日午前、北茨城市において15.8マイクロシーベルト/時のピークを観測したほか、3月21日午後には再び放射線量が上昇し、高萩市において4.16マイクロシーベルト/時のピークを観測した。その後、放射線量は次第に減少し、11月9日現在、北茨城市においては約0.14マイクロシーベルト/時、高萩市においては約0.10マイクロシーベルト/時となっている。

一方、県南地域の一部には、放射線量が比較的高い地域があり、11月21日現在、取手市において0.27マイクロシーベルト/時、守谷市において0.24マイクロシーベルト/時、牛久市において、0.22マイクロシーベルト/時が観測されている。

県北地域の放射線状況(可搬型モニタリングポスト)



(3) 発電施設の停止による電力使用制限

震災の影響によって、東京電力、東北電力管内等における電力供給能力が大幅に低下し、今年の夏には、電力需給バランスの悪化が見込まれたことから、国では、平成23年5月、電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」を決定し、均一に15%の節電目標を設定して、国民各層に理解と協力を求めることとなった。

このような中、県では、県民や事業者、行政等が一体となって取り組む県民総ぐるみの節電対策を推進し、特に電力需要の約5割を占める一般家庭及び小口需要家に対して重点的な啓発を行ってきた。

第 3 復旧・復興の現状

地震、津波による人的・物的被害や物流網の寸断等により、県内でもさまざまな制約が発生し、震災直後に比べて事態は改善の方向にあるものの、いまだ県内経済に大きな影響が及んでいる。港湾や漁港、漁港海岸など沿岸部におけるストックの毀損、落橋や陥没被害等による道路の通行止め、地域防災拠点となるべき行政庁舎や学校・教育施設等の損壊に加え、サプライチェーンの寸断、企業の生産設備等の損傷による操業休止など、これほどまで企業活動や県民生活が揺り動かされたことはかつてなかったことである。

一方、放射線等に関する風評被害や過度の旅行自粛、消費者マインドの悪化などにより、観光客が著しく減少しているほか、売り上げの減少など消費需要にも影響が広がっている。

1 商工業、農林水産業

(1) 商工業

県では、中小企業の資金繰りや被災した施設等の復旧支援、風評被害の拡大防止など県内商工業の復旧・復興に向けた当面の対策に取り組んでいる。

○観光客の大幅な減少

観光分野においては、宿泊施設の破損に加え、偕楽園（水戸市）の好文亭の破損や法面崩れ、国登録有形文化財の六角堂（北茨城市）の流失など観光施設の直接の被害が生じただけでなく、原発事故による風評被害や過度の旅行自粛等の影響により、観光客が著しく減少しており、その影響は、観光地のホテル・旅館、さらには飲食店や土産物店等にも及んでおり、深刻な状況となっている。

特に、今年の夏休み期間における海水浴客の入込数は約28万人で、前の年に比べ、約147万人、約84%の減少と非常に厳しい状況となったほか、ひたち海浜公園やアクアワールド・大洗水族館、袋田の滝など県内の主要観光施設等を巡る団体客が大幅に減少している。

○製造業の受注回復と円高による影響の懸念

製造業においては、鹿島地区の石油化学プラントや自動車産業に電子部品を供給している工場など、企業の生産施設・設備の損傷が各地で発生したほか、サプライチェーンの寸断による原材料調達や製品配送の遅れ、受注の減少などの状況も見られたが、大企業を中心として徐々に生産の正常化が進んできており、県が9月に行ったヒアリング結果では、「全体として、受注はほぼ震災前の状況まで回復した」とされている。

一方、欧米の金融不安等の影響から為替市場では円高が長期化しており、「現時点では円高による直接的な影響は見られないとする企業が多いが、今後、受注量の減少などが懸念される」としており、海外企業との競争の激化など、震災前からあった課題がさらに浮かび上がってきている。

○震災後の資金需要の増加

県の中小企業震災復興特別相談窓口に寄せられた相談件数は、11月までに770件を超え、そのうち「設備資金」に関する相談が315件、全体の約4割を占めている。

東日本大震災復興緊急融資については、11月までに、直接被害により融資を受けたものが約1,100件、約128億円となったほか、間接被害により融資を受けたものが約7,700件、約868億円となっている。

さらに、円高や風評被害については、今後の先行きが不透明であり、このままの状態が長期化すれば、中小企業の自律的な再建の足枷となり、資金繰りにさらなる支障が生じることも懸念される。

(2) 農林水産業

県では、基盤施設の復旧支援や風評被害の拡大防止、経営再開に向けたきめ細かな支援など県内農林水産業の復旧・復興に向けた当面の対策に取り組んでいる。

○農林水産基盤施設の甚大な被害

今回の地震と津波は、県内の農林水産基盤施設に1,000億円を超える甚大な被害をもたらした。中でも漁港や漁船・漁具、共同利用施設など、水産業に係る被害が全体の6割以上を占め、被害額は約660億円となっているほか、土地改良施設をはじめ農業に係る被害額も約345億円に及んでいる。

特に、水産業について、県では、漁港内の瓦礫や漁網の撤去、被害の少ない岸壁の利用など応急的な措置により、漁船の安全航行の確保と暫定的な水揚げに対応しているが、漁港機能の復旧には、3年から4年程度かかるものと見込まれている。

○農林水産物価格の低迷

福島第一原子力発電所事故の発生後、風評被害や消費需要の減少等の影響により、農林水産物の価格の低迷や出荷量の減少などの問題が発生している。県の調査結果によると、野菜の市場取引価格は、3月下旬には平年の約50%まで低下したが、その後のキャンペーン等の対策により、6月下旬には平年並みまで回復してきている。しかし、有機栽培や契約栽培を行っている農業法人では、いまだ関西方面からの引き合いが弱くなっているなどの影響がある。

また、水産物は、一時的に幅広い品目で安値となり、その後回復したが、シラス干しの販売不振などの影響は続いている。

原子力災害はいまだに拡大中であり、11月には福島県内で生産された米から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、その影響は今後も予断を許さない状況にある。

○経営再開への厳しい状況

農林水産省の調査結果によると、県内では、被害のあった漁業経営体うち操業を再開した経営体は、7月現在、約74%にとどまっている。また、震災による直接被害に加え、原発事故による風評被害の影響等によって、大津漁港（北茨城市）や平潟漁港（北茨城市）等では、シラス漁の休漁が続いており、その長期化が懸念される。

また、農業分野においては、水利施設の応急復旧等によって、ほとんどの農地が作付け可能になり、被害のあった農業経営体も100%近くまで営農を再開したが、依然として水稲の作付けが出来ない農地もある。

2 公共基盤施設

(1) 道路

道路施設では、高速道路、直轄国道、県管理道路あわせた被災箇所数は、約500箇所へのぼり、震災直後には、高速道路の県内全線通行止めに加え、直轄国道で10箇所、県管理道路で133箇所の通行止めが発生した。

その後の応急措置により、高速道路については、震災から10日で県内全線の通行止めが解除となり、直轄国道については、震災から12日で通行止めがすべて解除された。また、県管理道路については、11月30日現在までに、128箇所の通行止めが解除されたところである。

今後の完全復旧に向けては、概ね平成25年1月までに高速道路の全線的な舗装打ち換え等を実施するとともに、直轄国道については平成23年度内の本格復旧を図ることとしている。また、県管理道路については、平成23年度末を目途に本格復旧を完了させる予定であり、被害の大きかった一部の橋梁については、平成25年度末を目途に、本格復旧を完了させる予定となっている。

(2) 港湾

港湾施設では、ふ頭用地の陥没や荷役機械の損傷などの被害が発生し、地方港湾等を含めた被災箇所数は209箇所となり、被害額は約330億円と甚大なものとなった。

その後の応急措置により、10月末までに、公共貨物を扱う岸壁39箇所のうち30箇所の利用が可能になり、茨城港では、苫小牧、釧路、北九州などの国内定期航路が、震災前とほぼ同様に回復するとともに、北米定期コンテナ航路についても運航が再開された。

今後の完全復旧に向けては、平成23年度内に航路再開に必要な機能を回復させ、概ね2年間をかけて本復旧工事を進めるほか、岸壁の耐震強化にも順次取り組むこととしている。

(3) 水道・工業用水道

水道施設では、11浄水場のうち10浄水場で機械設備等の破損が生じたほか、

管路の亀裂や継手部離脱などの被害が発生し、被災箇所は合わせて206箇所となり、被害額は約40億円にのぼった。

その後の応急措置により、水道については震災後2週間までに、また工業用水道については9日後までに送・配水を再開した。

今後の完全復旧に向けては、平成23年度内に浄水場の耐震化を含めた工事を完了するとともに、概ね10年をかけて水道管の耐震化を進めるほか、浄水場間で相互通水ができる連絡管の整備や非常用電源装置の導入などバックアップ機能の強化を図ることとしている。

(4) 下水道

流域下水道施設では、汚泥掻寄機や管理用道路の損傷などの被害が発生し、広域汚泥処理施設を含め22箇所被災したが、その後の応急措置により、3月中に水処理を再開したほか、4月には広域汚泥処理施設も運転を再開した。

水処理施設についてはすでに復旧が完了しているが、今後の完全復旧に向けて、平成23年度内に管理用道路や広域汚泥処理施設等の本復旧工事を完了することとしている。

(5) 農林水産基盤施設

農林水産基盤施設では、土地改良施設が1,804箇所被災したほか、林道が141箇所、漁港が16漁港で被災するなど、広範囲にわたり数多くの基盤施設が被害を受けた。

農業分野では平成24年度水稲作付までに、林業分野では平成23年度内に本格復旧を図ることとしているが、漁港機能の復旧には3年から4年程度かかる見通しである。

(6) 学校・教育施設

学校・教育施設では、全公立学校923校の約95%にあたる880校が被害を受けたほか、全ての県立教育施設22施設で一部損壊が生じた。

被災した学校880校のうち、11月末までに復旧が完了した学校は543校、約62%となり、また、通常どおり供用を再開した県立教育施設は16施設、約73%となっている。

今後の完全復旧に向けては、被災校の約93%にあたる821校で平成23年度内の復旧を見込んでいるものの、躯体に損傷を受けるなど被害の大きかった59校では、本格復旧が平成24年度以降になる見通しである。また、被害の大きかった笠松運動公園などの教育施設についても、早期復旧に向けて作業を進めている状況にある。

一方、県では、児童生徒の安全・安心を確保するため、学校施設の耐震化を進めているが、県内公立学校の耐震化率は、4月1日現在、小中学校で約64%、高等学校で約77%、特別支援学校で約86%となっており、いずれも全国平均より低い状況にある。

3 原子力災害

(1) 放射線監視・検査等

○放射線監視・検査

県では、大気中の放射線量の測定に加え、農林水産物や水道水、工業製品等に係る放射性物質の検査を行い、その結果をホームページ等で公表している。

県内における大気中の放射線量(地上1メートル)は、11月21日現在、約0.06~0.27マイクロシーベルト/時となっており、ほぼ横ばいで推移している状況にあるが、側溝や雨どいの下、調整池などで局所的に高い放射線量が測定された事例が報道されている。一方、日立市、古河市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、東海村の7市村において、3月22日から24日にかけて採取した水道水から、乳児の指標値を超える放射性ヨウ素が検出され、水道水の摂取自粛が要請されたが、3月27日までには7市村全てで自粛要請が解除され、その後も放射性物質は検出されていない。

また、県では、事故後の放射線監視・検査について、本委員会における監視・検査体制の強化が必要であるとの議論を踏まえ、固定放射線測定局を9台、可搬型モニタリングポストを30台増やし、県内44市町村に測定器を設置するとともに、県環境放射線監視センターの放射能分析機器を4台から5台に増設することとした。さらに、庁内における情報共有等を図るため、放射線等モニタリング連絡会議が設置されたところである。

○放射性物質に対する県民の不安

県の平成23年度県政世論調査の結果では、「食の安全」について、約62%の人が不安を感じると回答しており、そのうち約81%が「放射能汚染」による不安をあげているほか、県に望む対策として、50%の人が「放射能汚染に関する検査・規制の強化」と回答するなど、多くの県民が放射性物質に対して不安を感じている状況にある。

(2) 県内原子力施設の安全対策

今回の福島第一原子力発電所事故を受け、全国的に原子力発電施設の安全性に対する認識に動揺が広がり、安全対策の一層の徹底を求める声が高まっている。

県内原子力施設においても、国の安全対策の指示を受け、今回の震災を踏まえた緊急安全対策やシビアアクシデントへの対応に係る措置、発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価(ストレステスト)が進められている。中でも、日本原子力発電(株)東海第二発電所は、現在定期検査を実施中であり、今後の再稼働に向けては、緊急安全対策やストレステスト等の安全対策の実施結果について、適切に検証することが必要になっている。

(3) 農林水産物等の出荷制限等

○農林水産物等の出荷制限、自粛要請

県では、これまで約180品目の農林水産物について、放射性物質の検査を行っ

てきている。3月21日以降、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたホウレンソウ、カキナ、パセリ、原乳、茶、原木しいたけ、野生イノシシ肉の7品目について、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限の指示が出され、ホウレンソウ、カキナ、パセリ、原乳の4品目については、6月1日までに出荷制限が解除されたものの、茶と原木しいたけ（一部市町を除く）、野生イノシシ肉（県内全域）については、いまだに出荷制限が続いている状況にある。

また、県では、イカナゴ（コウナゴ）、エゾイソアイナメについて、出荷自粛を要請したほか、高萩市で採取される野生きのこ（菌根性きのこ類）の摂取、出荷自粛を要請している。

さらに、野生イノシシ肉からの暫定規制値を超える放射性セシウムの検出により、狩猟を控える動きが出ており、それに伴う野性鳥獣による農作物被害等の増加が懸念されている。

○原子力損害賠償の支払い

原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の策定や原子力損害賠償支援機構の設立等を受け、東京電力では、被害者に対する原子力損害賠償の支払いを行っている。

県では、農業団体等と連携し、損害賠償請求に必要な体制の整備や情報の提供に取り組んでおり、11月末現在、農畜産物では約298億円の請求に対して、支払額が約246億円、支払率が約83%となり、水産物では約61億円の請求に対して、支払額が約48億円、支払率が約78%となっているが、水産加工業、観光業など、依然として支払いが行われていないものもある。

一方、放射性物質を含む下水汚泥や焼却灰の保管・処理費用など、自治体の事故対応費用については、具体的な算定基準が示されておらず、支払いの明確な見通しが立っていないなど、福島第一原子力発電所事故による損害賠償の全容は、必ずしも明らかになっていない状況にある。

第 4 復旧・復興に向けた諸課題

1 商工業，農林水産業

(1) 商工業

○観光における風評被害の払拭及び県内観光地への誘客促進

福島第一原子力発電所事故の収束については不透明な状況が続いており，風評被害により，県内への旅行者や宿泊客が大幅に減少している。

また，茨城空港においては，震災発生後から，一部の国際便が運航を休止しており，再開が見通せない状況にあるなど，外国人観光客の減少や現在の状態の長期化が懸念される。

このようなことから，早急に風評被害の払拭を図るとともに，県内観光地等への誘客を促進することが必要である。

○被災企業への公的金融支援

被災した施設・設備の復旧や短期・長期の間接被害に係る資金需要が増加しており，東日本大震災緊急復興融資の実績は，11月までに1,000億円近くに上ったほか，今後，風評被害や円高の長期化などによって，中小企業の財務基盤の悪化も懸念されることから，公的資金の融資対策については，企業ニーズを踏まえて十分な規模の確保を図る必要がある。

また，いわゆる「二重ローン問題」については，多くの被災事業者の経営再建を困難にしていることから，事業者の旧債務を切り離すことにより，金融機関からの新規融資を受けやすくする等，被災事業者の経営再建を目的とした新たな支援制度が創設（茨城県産業復興機構の設立）されたが，今後，その有効な活用を図る必要がある。

○成長確保に向けた取り組みの強化

国内市場の縮小やグローバル化の進行など，これまでの構造的な課題に加え，震災による，観光客の減少や日本ブランドに対する信頼の低下，電力需給の逼迫によるコスト上昇などの新たな課題が加わり，足元の成長期待が低下していることから，経営を再建した企業がさらに発展していくための取り組みを強化する必要がある。

(2) 農林水産業

○基盤施設の一日も早い本格復旧

本県は，全国有数の農業県であり，首都圏の食料供給基地としての機能を有していることから，本県農林水産業の速やかな復旧・復興を図ることが最重要課題のひとつであり，基盤施設の一日も早い本格復旧を図り，被災した農林水産業者の経営

再開と安定化を下支えすることが必要である。

○本県農林水産物のイメージアップ、消費の拡大

福島第一原子力発電所事故に起因する風評被害や需要の減少等により、本県農林水産物の価格に影響が生じ、今後も予断を許さない状況にあるほか、消費者の食に対する不安感も高いことから、本県農林水産物のイメージアップと消費者の信頼確保を図ることが必要である。

○経営の安定化、原状回復にとどまらない農林水産業の活性化

本県農林水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、未だに経営を再開できない経営体もあることから、その経営再開と安定化に向けてきめ細かく支援を継続する必要がある。

また、今後の復興に向けては、経営規模の拡大や生産から加工・販売まで含めた一体的な経営展開、販路の拡大など、持続的で発展可能な農林水産業の確立を図ることが必要である。

2 公共基盤施設

○災害復旧の迅速化等

今回の大震災では、東北地方だけでなく、県内でも全域にわたり、道路や港湾、漁港などの公共基盤施設が甚大な被害を受け、物流や経済活動に支障を及ぼしている。大部分の基盤施設については、平成23年度内の本格復旧を目指しているが、被害の大きかった一部の基盤施設については、復旧完了が平成24年度以降になる見通しであり、災害復旧工事の迅速化を図ることが必要である。

○将来の大規模災害への備え

公共基盤施設について、被災原因の究明を徹底し、ハード面としては、今後想定される災害レベルに応じた施設整備が求められるほか、災害による被害をできるだけ小さくするという「減災」の観点から、ソフト面の防災対策の充実や体制確保を図るなど、将来の大規模災害に備えることが必要である。

3 原子力災害

○一刻も早い事態の収束

福島第一原子力発電所の事故は、国際的な評価尺度で最も深刻なレベル7に位置づけられる重大事故であり、今なお深刻な状態が続いている。この事故により、県内では観光客の大幅な減少や農林水産物等の出荷制限等、健康被害への不安など、産業活動と県民生活に大きな支障が生じている。このようなことから、国は、世界の叡智を集め、一刻も早く本格的な事態の収束を図り、国民の安全・安心を回復することが必要である。

○放射線等に係る県民の不安払拭

今回の福島第一原子力発電所事故によって飛散した放射性物質は、本県を含む広い範囲に拡散しており、農林水産物等の出荷制限、学校や道路側溝等の身近な空間で高い放射線量が検出された問題などが報道されるたびに、県民、特に乳幼児等を持つ保護者の間に不安が広がっている。このため、放射線等による健康への影響を心配する県民の不安を早期に払拭することが必要である。

○よりきめ細かな放射線監視・検査

本委員会の設置期間中においても、放射線監視・検査体制の強化が図られたところであるが、その後も、身近な生活空間で高い放射線量が観測されたケースや、農林水産物等から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出される事態が発生していることから、より一層きめ細かく放射線の監視・検査を行い、測定・検査結果をその都度公表することが重要である。

○教訓を踏まえた原子力安全体制の強化

今回の福島第一原子力発電所事故については、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」において調査・検証が行われているところであるが、現段階においても、全交流電源機能が喪失し、これに対応できずシビアアクシデントに至ったことや想定を超える広い範囲に短時間で放射能が拡散し、情報提供の遅れにより住民避難に混乱を招くなどの課題が指摘されていることから、教訓を活かし、県内原子力施設の安全確保の一層の徹底を図ることが必要である。

さらに、今回の原発事故では、大気中への放射性物質の拡散だけでなく、高濃度の汚染水が海洋放出されるなど、諸外国の環境への影響も懸念されており、ひとたびシビアアクシデントが発生すれば、その影響は周辺国にも及ぶことから、事故の教訓を国際的に共有し、アジア太平洋諸国の原子力利用の安全確保にも役立てることが必要である。

○原子力損害賠償請求に係る支援継続

県では、福島第一原子力発電所事故により損害を受けた被災者への対応について、損害賠償請求に必要な体制整備や情報提供などに取り組んでいるが、今後も損害賠償の請求が続くほか、損害賠償の対象になるかなど、請求に必要な情報が十分に届いていない事業者もいることから、全ての被害者が迅速かつ公平に賠償を受けられるよう支援を継続することが必要である。

1 一日も早い商工業、農林水産業の復興

(1) 商工業

①風評被害の払拭等に向けた大胆な取組強化

風評被害の払拭を図るため、観光地における放射線などの情報を、積極的に公開するとともに、周辺自治体とも連携し、風評被害の払拭と誘客促進に向けた大規模なキャンペーンや団体客の積極的な誘致を実施していくべきである。

②観光資源の再生と新たな魅力づくり

借楽園や六角堂など被災した観光資源の早期復旧を促進するほか、「食」を活かした集客力のあるイベントの開催など、新たな魅力を付加した観光振興に取り組むとともに、JRとのタイアップによる取り組みの強化を図るべきである。

③十分な規模の金融支援等

震災によって直接・間接の被害を受け、資金繰りに支障を生じている中小企業の経営再建を図るため、公的資金融資について十分な枠を確保するとともに、信用保証料補助や利子補給など返済負担の軽減を図るための支援を充実するほか、財務状況だけでなく今後の成長力も踏まえ、効果的に金融支援を行うべきである。

また「二重ローン問題」については、既往債務の買い取りを行う茨城県産業復興機構などと連携し、経営再建を実現する観点から様々な手法を用いて解決にあたるべきである。

④被災した施設等の復旧支援

経営基盤の脆弱な中小企業にとって、被災した施設・設備の復旧等は大きな課題であり、十分な予算の確保など、被災した施設・設備等の復旧支援に継続して取り組むべきである。

⑤再建した企業の成長支援

生産施設等の再建や緊急的な金融支援、サプライチェーンの再構築など、震災からの復旧への対応を進めるだけでなく、これを成長力強化の新たな出発点として位置づけ、国際的なビジネス機会の確保や新たな国内需要の開拓、新技術・新製品の開発促進など、新しい成長の芽を育成するための取り組みをより一層強化すべきである。

特に、いばらき成長産業振興協議会の活動強化を図り、新エネ・省エネ技術を活かした成長分野への進出を促進するとともに、高い技術力を持ったグローバル企業

の誘致に継続して取り組むべきである。

(2) 農林水産業

①基盤施設等の一日も早い本格復旧

被災した農林水産業者の経営再開と安定化に向けて、漁港や栽培漁業センター、土地改良施設など、基盤施設の一日も早い本格復旧を図るべきである。また、農林水産業者や関係団体にとって、共同利用施設等の復旧は大きな課題であり、十分な予算の確保など、被災施設の復旧支援に積極的に取り組むべきである。さらに、水稲作付けができない状態にある被災農地については、平成24年度水稲作付までの復旧を図るとともに、必要な栽培技術の助言などを推進すべきである。

②消費者の信頼の維持・確保に向けた取組強化

消費者の信頼の維持・確保を図るため、本県農林水産物の安全性や魅力を理解していただくためのキャンペーンや「黄門マルシェ」(東京銀座)など、首都圏での情報発信などに継続して取り組むとともに、その効果を検証し、ブランド力の強化につながる新たな広報戦略を検討すべきである。

③経営再建・安定化に向けた総合的な取組強化

基盤施設の早期復旧に加え、施設補助や資金の融資、農産物の栽培技術の助言のほか、被災した農林水産業者の経営再開と安定化に向けてきめ細かく支援を行うべきである。例えば、栽培漁業センターの復旧後も種苗の育成には2～3年程度かかることから、栽培できないことによる漁業生産への影響緩和策を検討すべきである。また、野生イノシシ等による農業被害等について、県と市町村の連携、さらにFIT圏域の自治体との連携による広域的な被害防止対策を推進すべきである。

さらに、儲かる農業の実現に向けて、市場調査やプロモーション活動の充実など、輸出を含む販売戦略の強化を図るほか、6次産業化や農商工連携による生産から加工・販売までの一体的な取り組みの強化を図るべきである。

2 公共基盤施設の本格復旧

(1) 公共基盤施設の早期本格復旧と防災機能の強化等

①本格復旧に向けた着実な事業推進

第5回委員会で示された本格復旧の目標達成に向けて、事業の着実な推進を図るとともに、進捗管理を行い、早期復旧に向けて適切に対応すべきである。

②災害に強い広域交通ネットワークの構築

首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道などの高規格幹線道路とこれを補完する国道、県道の整備をより一層推進し、道路ネットワークの多重化を図るとともに、緊急輸送道路や防災上重要な施設等へのアクセス道路等について、被災原因を調査・検証し、橋梁等の耐震化、長寿命化などに重点的に取り組むべきである。

③時代の要請に応じた港湾機能の強化

茨城港，鹿島港の早期本格復旧と耐震強化を図るほか，時代の要請に応じ，新規航路の開設や大型船舶に対応した大水深岸壁の整備，本県港湾を利用した物流の効率化等による国際競争力の強化について検討すべきである。

また，陸上交通に支障が生じた場合の代替手段として，速やかに主要港への海上輸送サービスが提供できるような体制を検討すべきである。

④上・下水道におけるバックアップ体制の強化等

浄水場間で原水を相互融通できる連絡管の整備や非常用電源設備・太陽光発電設備など自家発電設備の導入，緊急時に対応できる地下水の利用確保など，上水道・工業用水道におけるバックアップ体制のより一層の強化を図るべきである。

また，下水道施設については，自家発電設備が整備されていない処理場やポンプ場への同設備の整備を進め，緊急時の公衆衛生確保に向けて取り組むべきである。

さらに，長期的視点に立ち，浄水場や下水処理場等の耐震化と管路等の液状化対策を推進すべきである。

⑤学校施設の耐震化目標の前倒し等

今回の地震による学校施設の被害状況と耐震化の関係を詳細に分析し，検証結果を公表すべきである。また，県の耐震改修促進計画で平成27年度とされている耐震化目標時期の前倒しを図るほか，90%とされている小中学校の耐震化については100%を目指すべきである。また，耐震指標 I_s 値が0.3未満で倒壊等の危険性が高い学校施設について，最優先で耐震化を図るべきである。

さらに，生活関連物資の備蓄機能の向上，自家発電設備や暖房設備の導入など，地域の防災拠点として，小中学校等の機能強化を図るべきである。

⑥市町村行政庁舎の復旧促進

今回の災害により，県内でも，破損や崩落など甚大な被害を受けた市町村行政庁舎があり，その迅速な復旧が望まれている。しかし，市町村では，この広域震災により復旧・復興に莫大な経費を必要としていることから，市町村行政庁舎の復旧経費への財政措置について，国に強く働きかけるべきである。

⑦公共施設の耐震強化などきめ細かな復旧・復興の促進

今回の震災においては，避難所として指定された公民館や学校などの公共施設も被災し，避難所として使用できない事態も発生したことから，被災原因を調査し，施設の耐震化や基準見直しの検討など，避難所となる公共施設の再度被害の防止を図るべきである。

また，東日本大震災復興基金の市町村への配分にあたっては，公共性の高さや被害の程度，財政状況などを総合的に考慮し，重点的な配分を行うべきである。

(2) 津波対策の強化

本県は、190キロメートルにわたる海岸線を有しているほか、平坦な地形が広がっており、本県沖で大規模な地震が発生した場合には、広範囲にわたって被害が発生する可能性があることから、津波対策の強化は重要かつ喫緊の課題である。

このため、津波警報の伝達や避難経路、避難場所のあり方などについて、このたびの津波被害の検証を徹底すべきである。また、政府の地震調査研究推進本部は、本県沖を含む三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りで、今後30年以内にマグニチュード9クラスの地震が30%の確率で起きると予測しており、こうした地震も設定して、県民の命を守ることを最優先に早急に津波対策の強化を図るべきである。

(3) 将来の大規模災害に備えた体制確保

①早期復旧のための体制確保

将来の大規模災害に備え、官民連携のもと、迅速かつ効率的に被災情報を収集できる体制を確保するほか、広域交通ネットワーク等の重要な基盤については、たとえ被災しても短期間で機能回復が図れるよう資機材備蓄体制、復旧応援体制を強化すべきである。

②災害復旧事務に係る連携強化

災害査定に時間がかかり、復旧工事が遅れたとの声が聞かれることから、事務手続きのさらなる簡略化を国に要望するほか、マニュアルの充実や平常時における実務者レベルの連携強化を図るべきである。

③情報通信環境の改善

震災の発生後、停電の影響で携帯電話の基地局の機能が停止したほか、通信量の大幅な増加により、携帯電話がつながりにくい状態になるなど、情報通信基盤の脆弱性が明らかになった。

携帯電話は、今や最も重要な情報伝達手段であり、災害時にも安定した通話ができるような基盤の強化が必要であることから、基地局の電源機能の強化や移動基地局の増強、十分な周波数帯域の確保、さらに衛星携帯電話やIP電話の普及促進などについて、国や民間通信事業者に強く働きかけるべきである。

3 原子力災害からの脱却

(1) 原発事故の早期収束に向けた要望

県民生活と経済活動の正常化のためには、福島第一原子力発電所事故の本格的な収束が必要不可欠であり、国と東京電力に対し、あらゆる機会に、必要な対応を要望すべきである。

- ・新たな工程表の作成と対策の確実な実行、進捗状況の分かりやすい情報開示
- ・放射性物質の大気中への放出、汚染水の海洋放出及び地下水への漏出等を防止するための管理徹底、必要な対策の実施

・事故原因の究明・検証を踏まえた安全基準の抜本的見直し、安全対策の徹底等

(2) 放射線等に係る対応の充実・強化

①放射線等の正しい理解と県民の不安払拭

より一層きめ細かな放射線モニタリングの実施や除染、放射線の健康影響に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、子どもや妊産婦等希望者への健康影響調査の実施など、県民の不安を払拭するための施策を推進すべきである。

特に広報にあたっては、高齢者等にも配慮した、詳細で分かりやすい情報提供に取り組むべきである。

②放射線監視・検査体制の強化

よりきめ細かな農林水産物の放射性物質検査の実施に加え、工業技術センターによる放射線量測定サービスの周知徹底を図るなど、放射線監視・検査体制の強化を検討すべきである。

また、庁内関係部局及び市町村が連携し、統一的な考え方のもとに放射線の監視・検査に取り組むべきである。

③身近な空間における除染の推進

市町村や学校、地域と連携し、身近な空間において放射線量の高い箇所の除染に計画的に取り組むとともに、除染を円滑に進めるため、削り取った表土や汚泥など、除染に伴う廃棄物の処分方法の確立と財政支援の充実等を国に要望すべきである。

④放射能対策に係る市町村との連携強化

効果的に放射能対策を推進するため、市町村への技術的支援や研修の充実など、各市町村の放射能担当課（室）との連携を強化すべきである。

(3) 国際原子力機関（IAEA）の拠点誘致

韓国や中国、台湾など、アジア太平洋地域の国々では、数多くの原子力発電所が運転・建設中であり、今後も設置が計画されている。今回の原発事故では、大気中への放射性物質の拡散だけでなく、高濃度の汚染水が海洋放出されるなど、周辺国の環境への影響も懸念されており、ひとたびシビアアクシデントが発生すれば、その影響は周辺国にも及ぶことから、事故の教訓を国際的に共有し、アジア太平洋諸国の原子力利用の安全確保にも役立てることが必要である。

一方、本県には、世界最先端の科学技術の集積があり、中でも東海村及びその周辺地域には、原子力関連研究施設が集積し、多様な原子力科学研究が行われるなど、国際的な原子力利用の安全確保を図るうえでも大きなポテンシャルを有している。

そこで、アジア太平洋地域における原子力利用の安全確保と我が国の信頼回復に貢献するため、本県が持つポテンシャルを活かして、技術支援や人材育成、保障措置などを総合的に行う国際原子力機関（IAEA）の拠点誘致に率先して取り組むべきである。

(4) 原子力安全体制の強化

①あらゆる事態を想定した原子力施設の安全確保

原子力施設の安全確保は、第一義的に原子力事業者の責任であり、あらゆる事態を想定したハード面の安全対策をはじめ、自社技術やノウハウの蓄積、事故時の即応体制の強化などを促進すべきである。

また、原子力施設の立地自治体として県民の安全・安心を確保する観点から、県原子力安全対策委員会において、技術的・専門的見地から国の指示等に基づき実施されている安全対策の妥当性について検証し、県民に分かりやすく説明すべきである。

②リスクコミュニケーションの推進

原子力発電所の安全性に対する認識に動揺が広がっていることから、原子力に関するリスクや危機管理、防災対策などの情報を正確に伝え、意見交換や情報共有などを通じて合意形成を図る「リスクコミュニケーション」を、国と連携して推進すべきである。

また、福島第一原子力発電所事故によって失われた原子力利用に対する信頼と理解を回復するため、原子力研究機関としても、放射線に関する基礎知識や原子力利用の必要性など様々な情報を積極的に発信すべきである。

③教訓を踏まえた地域防災体制の強化

国による事故原因の調査・検証や防災指針の見直し等を踏まえ、大規模複合災害が発生した場合の情報連絡体制や放射線監視、広域避難のあり方、県庁舎や警察施設など災害対策拠点の代替機能確保などについて検討するとともに、速やかに県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定を行うべきである。

(5) 原子力損害賠償請求の支援継続

福島第一原子力発電所事故による全ての被害者が、厳密な意味で公正に、迅速かつ公平に原子力損害の賠償を受けられるよう、必要な情報の提供や相談など、継続して支援に取り組むべきである。

(6) 災害廃棄物等の処理

東日本大震災で発生した災害廃棄物の処分については、被災地での処理だけでは限界があり、被災地の早期復興の妨げになっており、日本全体で共有しなければならない課題であるとともに、本県としても一定の役割を果たす必要がある。また、除染活動によって発生する廃棄物や放射性物質を含む汚泥、焼却灰の処分の確保は、本県にとっても切実な課題である。まずは、国による基準や見解の明確化が必要であり、速やかな事態の改善が図られるよう努めるべきである。

4 災害に強いエネルギーシステムの構築

(1) 災害に強いエネルギーシステムの構築

震災による制約を克服し、競争力のある産業環境づくりを進めるため、災害に強いエネルギーシステムの構築と新エネルギー導入促進のための独自施策を検討すべきである。

特に、県立施設への太陽光・風力発電設備等の導入を推進するとともに、最先端の新エネ・省エネ技術を持つ企業・研究機関の誘致や、新エネ・省エネ技術を活かしたものづくり産業の振興に積極的に取り組むべきである。

(2) 生産性等を低下させない節電対策の推進

今夏の節電対策の効果を分析するとともに、検証結果を踏まえて、省エネ設備の導入や情報通信技術を活かした節電システムの構築など、企業等の生産性やサービスの質を低下させないような節電対策のあり方を検討すべきである。

今後の調査に向けて

今回の中間報告においては、これまでの8回にわたる調査審議を通じて取りまとめた大震災からの復旧・復興に向けた施策展開の基本方向について提言を行ったところであり、実現できる事項から早期に実行に移されることを求めるものである。

なお、今回の複合災害からの復旧・復興は、平常時における政策とは異なる側面を有しており、今後、時間の推移とともに対応すべき課題も変化していくものと考えられることから、そうした変化にも適時・適切に対応されることを望むものである。

また、一日も早く大震災からの復旧・復興を図り、さらなる発展への道筋をつけていくためには、まだ検討されていない課題も多くあり、今後は、企業立地・産業集積の促進や科学技術の振興など、元気ないばらきづくりのための諸方策について調査し、検討を深めていく必要がある。

本委員会では、今後、元気ないばらきづくりに有効な最前線の取り組みや企業関係者、有識者の意見把握に努めるなど、調査審議を続けながら最終報告を取りまとめていく予定であるので、執行部においては、引き続き審議に必要な情報の提供等について惜しみない協力を望むものである。

(資 料)

- 1 調査に当たった委員
- 2 活動経過（平成23年第4回定例会まで）
- 3 商工業分野の各施策の実績，観光客の入込状況
- 4 第5回委員会で示された完全復旧までの見通し
- 5 道路施設の被災状況と復旧状況
- 6 重要港湾の復旧状況
- 7 下水道施設の被災状況と復旧状況
- 8 農林水産物等の出荷制限等の状況

1 調査に当たった委員

委員長 磯崎 久喜雄

副委員長 田所 嘉徳

委員 加藤 明良

委員 石川 多聞

委員 森田 悦男

委員 桜井 富夫

委員 石井 邦一

委員 常井 洋治

委員 鶴岡 正彦 (H23.3.22～H23.9.22)

委員 飯岡 英之

委員 鈴木 定幸

委員 西條 昌良 (H23.10.4.～)

委員 石田 進

委員 鈴木 亮寛

委員 青山 大人

委員 飯田 智男

委員 田村 けい子

2 活動経過（平成23年第4回定例会まで）

時 期		審 議 事 項 等
1	6月17日（金） 〔定例会中〕	○調査方針及び活動計画の決定 ○震災被害の全体概要 ○震災による被害・復旧状況、課題、今後の対応方向
2	7月11日（月）	○県内調査 （茨城港大洗港区・常陸那珂港区，那珂湊漁港，石岡市， 県三の丸庁舎）
3	7月20日（水）	○放射線等に係る対応 ○出荷制限，風評被害による損害の状況と対応，電力供給不足 への対応 ○参考人意見聴取 「風評被害等の状況」 ・福島原発事故に伴う補償を求める観光物産関連小規模組合 等連合体協議会 会長 林 耕芳 氏 ・茨城県農業協同組合中央会 専務理事 秋山 豊 氏
4	9月1日（木）	○放射線等に係る対応 ○原子力安全体制の現状と課題，今後の対応方向 ○参考人意見聴取 「東海発電所の廃止措置と東海第二発電所の安全対策」 ・日本原子力発電（株） 取締役 東海・東海第二発電所長 劔田 裕史 氏 東海発電所・東海第二発電所 総務室 渉外・報道グループマネージャー 村岡 清一 氏 「東海再処理工場の安全対策」 ・（独）日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所 所長 上塚 寛 氏 副所長兼再処理技術開発センター長 渡辺 義之 氏
5	10月3日（月） 〔定例会中〕	○公共基盤施設の完全復旧までの見通し ○商工業，農林水産業の復興に向けた施策展開
6	11月7日（月）	○参考人意見聴取 「再生可能エネルギー分野におけるNEDOの技術開発」 ・（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 新エネルギー部 統括研究員 石田 文章 氏 ○本県におけるエネルギー施策の展開 ○新エネ，省エネ技術を活かした中小企業の振興 ○公共施設における新エネルギーの導入推進 ○中間取りまとめ骨子（案）の協議
7	1月24日（木） ～25日（金）	○県内・外調査 （大津漁港，北茨城市，福島県，宮城県）
8	12月16日（金） 〔定例会中〕	○中間報告案の検討 ○今後の活動計画案の検討

3 商工業分野の各施策の実績、観光客の入込状況

◆中小企業震災復興特別相談窓口

(単位：件)

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
相談件数	432	219	43	39	19	7	7	6	3	775

【主な相談内容】

- ・ 設備資金が必要 : 315件
- ・ 融資の概要について : 98件
- ・ 技術に関する相談 : 2件
- ・ 運転資金が必要 : 275件
- ・ 経営課題に関する相談 : 13件
- ・ その他(罹災証明の取得方法等) : 72件

◆東日本大震災復興緊急融資

(単位：件、百万円)

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
要件ア (直接被害)	件数	2	187	204	221	160	121	112	65	44	1,116
	金額	12	1,922	2,435	2,546	1,681	1,676	1,082	833	567	12,754
	金額/件	6.2	10.3	11.9	11.5	10.5	13.9	9.7	12.8	12.9	11.4
要件イ (短期的間接被害)	件数	141	1,282	1,054	621	333	220	177	80	54	3,962
	金額	1,810	13,564	12,155	6,080	2,900	1,734	1,546	559	297	40,645
	金額/件	12.8	10.6	11.5	9.8	8.7	7.9	8.7	7.0	5.5	10.3
要件ウ (長期的間接 ・風評被害)	件数			21	757	757	688	705	436	414	3,778
	金額			467	12,169	10,873	7,909	7,018	3,841	3,908	46,185
	金額/件			22.2	16.1	14.4	11.5	10.0	8.8	9.4	12.2
計	件数	143	1,469	1,279	1,599	1,250	1,029	994	581	512	8,856
	金額	1,822	15,486	15,057	20,795	15,454	11,319	9,646	5,233	4,772	99,584
	金額/件	12.7	10.5	11.8	13.0	12.4	11.0	9.7	9.0	9.3	11.2

◆観光客の入込状況

・主なホテル・旅館

施設	市町村	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		前年比							
A	大洗町	31.0%	4.2%	32.7%	87.4%	58.9%	51.4%	48.4%	73.5%
B	大子町	26.3%	36.7%	44.2%	51.2%	66.4%	64.7%	54.2%	71.5%
C	大子町	23.8%	47.8%	64.7%	82.2%	64.3%	60.1%	70.4%	45.2%
D	つくば市	21.1%	35.1%	44.5%	77.7%	64.7%	41.7%	45.1%	68.0%
E	つくば市	31.0%	63.6%	89.2%	92.5%	72.2%	62.9%	90.4%	86.5%
F	潮来市	17.7%	—	25.0%	35.8%	36.6%	65.4%	62.0%	50.9%

・主な観光地

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
竜神大吊橋	13.7%	18.3%	34.2%	44.0%	47.5%	49.8%	64.3%
袋田の滝	26.3%	29.6%	37.9%	51.5%	52.7%	56.7%	64.3%
ひたち海浜公園	37.8%	32.3%	60.0%	77.5%	89.7%	69.2%	120.6%
那珂湊おさかな市場	5.0%	28.7%	25.9%	35.1%	53.1%	55.4%	61.1%
大洗水族館	203.8%	41.7%	48.9%	60.0%	73.2%	61.4%	66.7%
フラワーパーク	73.9%	67.0%	86.4%	52.1%	77.5%	106.1%	84.9%
自然博物館	64.8%	76.6%	57.7%	73.3%	93.5%	87.0%	145.2%

・主な観光施設の団体客の入込状況

施設名	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
袋田の滝	17.1%	17.5%	36.7%	49.4%	60.8%	53.8%
ひたち海浜公園	7.3%	27.0%	26.0%	19.2%	31.7%	49.2%
大洗水族館	10.3%	25.8%	35.6%	43.5%	51.5%	102.6%

・海水浴客の入込状況

(単位：人)

市町名	海水浴場名	H23	H22	対前年比
		7/16(土)～ 8/24(水)	7/14(水)～ 8/25(水)	
北茨城市	磯原二ツ島海水浴場	開設せず	7,050	-
高萩市	高萩海水浴場	946	11,626	8.1%
日立市	伊師浜海水浴場	2,902	33,735	8.6%
	川尻海水浴場	1,002	10,836	9.2%
	会瀬海水浴場	1,502	14,133	10.6%
	河原子海水浴場	4,723	88,013	5.4%
	水木海水浴場	2,299	15,192	15.1%
	久慈浜海水浴場	6,478	168,690	3.8%
ひたちなか市	阿字ヶ浦海水浴場	17,577	277,144	6.3%
	平磯海水浴場	6,196	111,134	5.6%
	姥の懐マリンプール	2,949	13,442	21.9%
大洗町	大洗海水浴場	11,230	85,960	13.1%
	大洗サンビーチ	134,400	567,400	23.7%
銚田市	大竹海岸銚田海水浴場	16,407	68,904	23.8%
鹿嶋市	下津海水浴場	13,250	84,650	15.7%
	平井海水浴場	22,750	89,300	25.5%
神栖市	日川浜海水浴場	8,002	46,180	17.3%
	波崎海水浴場	27,660	64,520	42.9%
計		280,273	1,757,909	15.9%
磯原二ツ島海水浴場を除く		280,273	1,750,859	16.0%

4 第5回委員会で示された復旧までの見通し

(被害額単位：億円)

	被害状況			復旧の見通し
	箇所数	被害額	摘要	
【道路】 ・高速道路 ・直轄国道 ・県管理道路 うち道路 うち橋梁	75 97 328 290 38	100 36 73 45 28	震災直後の通行止め 県内全線 10箇所 133箇所	平成25年1月 平成23年度 平成23年度(*) *一部の橋梁は平成25年度
【鉄道】 ・鹿島臨海鉄道 ・ひたちなか海浜鉄道		14 3	路盤崩落等 路盤流出等	平成23年7月 平成23年7月
【港湾】 ・茨城港日立港区 ・ 〃 常陸那珂港区 ・ 〃 大洗港区 ・鹿島港 ・地方港湾・海岸等	41 34 33 74 27	111 105 51 48 14	先端護岸流出等 ふ頭用地陥没等 航路・泊地埋没等 航路埋没等 岸壁沈下等	平成24年度 平成24年度 平成24年度 平成24年度 平成24年度 *利用企業と調整を図り，利用岸壁を切り替えながら段階的に整備（一部の岸壁等は平成25年度）
【空港】 ・茨城空港	1	0.1	ターミナル天井崩落	平成23年3月
【上水・工業用水】 ・上水・工業用水	206	40	機械損傷，管路亀裂等	平成23年度(*) *耐震化，液状化対策を順次実施
【下水道】 ・霞ヶ浦湖北流域下水道 ・霞ヶ浦常南流域下水道 ・那珂久慈流域下水道 ・霞ヶ浦水郷流域下水道 ・鬼怒小貝流域下水道 ・鹿島臨海特定公共下水道 ・那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設	3 2 8 3 2 3 1	(※2) 0.1 0.2 2 0.7 0.1 5 3	雑用水槽破損等 汚泥掻寄機損傷等 汚泥掻寄機損傷等 汚泥掻寄機損傷等 管理用道路損傷等 返送・余剰汚泥管損傷等 焼却炉内部耐火煉瓦損傷等	平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 *利根左岸さしま流域下水道，小貝川東部流域下水道は被災無し
【農林水産基盤施設】 ・農業 ・林業 ・水産業		345 48 660	用排水施設等 防潮護岸等 漁港・漁船等	平成24年度作付までに 平成23年度 平成26年度
【学校・教育施設】 ・学校 ・県立教育施設	873 22	182 25		平成23年度(822校) 平成23年度(19施設)

※1 鉄道，空港については，第1回委員会での示された復旧状況

※2 道路，港湾，下水道の被害額は，災害査定申請額（下水道については工事費ベース）

5 道路施設の被災状況と復旧状況（第5回委員会資料）

県内高速道路の被災状況と復旧状況

<経過>

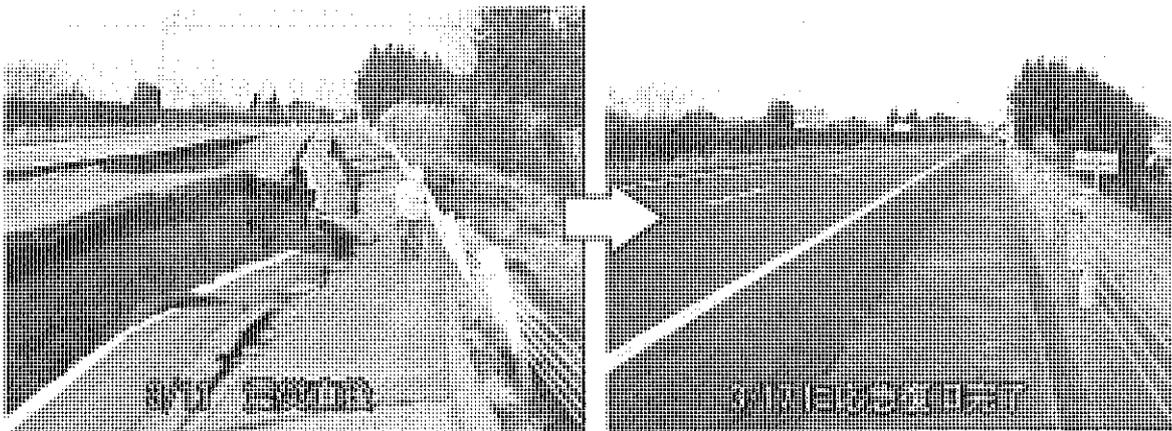
- 3/11 震災直後、県内高速道路全線が通行止めとなり、直ちに応急復旧が実施される。
- 3/12 常磐道、東北道が緊急交通路に指定され、緊急車両の通行が可能となる。
- 3/16 常磐道の三郷～水戸間の一般車両の通行止めが解除となる。
- 3/19 東北道（浦和～宇都宮間）の一般車両の通行止めの解除にあわせ、北関東道が全線開通となる。
- 3/21 常磐道の水戸～いわき中央間の一般車両の通行止めが解除となり、県内高速道路全線において一般車両の通行が可能となる。

<被害額>

- 県内高速道路 約100億円（路面クラック29ヶ所、橋梁ジョイント部段差8ヶ所、路面陥没10ヶ所、路面段差28ヶ所）

道路脇の法面が延長崩落し、約150mにわたり路面の陥没と波打ちが発生

常磐道水戸IC～那珂IC（上り線）付近



ネクスコ東日本関東支社

「地元業者による碎石調達や隣接住民からの作業場所提供などで迅速な工事が可能となった。」

<本復旧工事について>

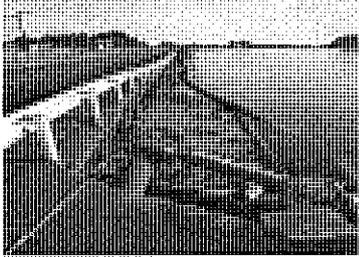
- ネクスコ東日本では、現在、舗装本復旧工事等の契約手続き中であり、平成24年1月から概ね1年間をかけ、IC間ごとに交通規制をかけて全線的な舗装打ち替えや橋梁支承の補修などを実施する。

直轄国道における大規模被害の状況について

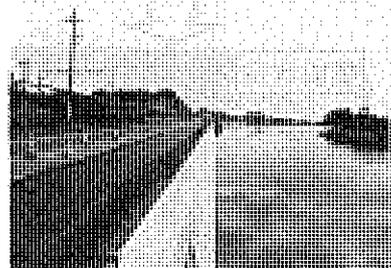
平成23年3月11日(金)午後2時46分
 東北地方太平洋沖地震(マグニチュード9.0)
 管内最大震度:震度6強

①被災箇所:国道6号 北茨城市磯原町磯原
 (被害内容:擁壁倒壊及び津波による洗掘)
 ②今後の見通し:平成23年11月上旬 復旧完了予定

◆被災状況(3月11日)



◆本復旧工事の状況(8月26日)

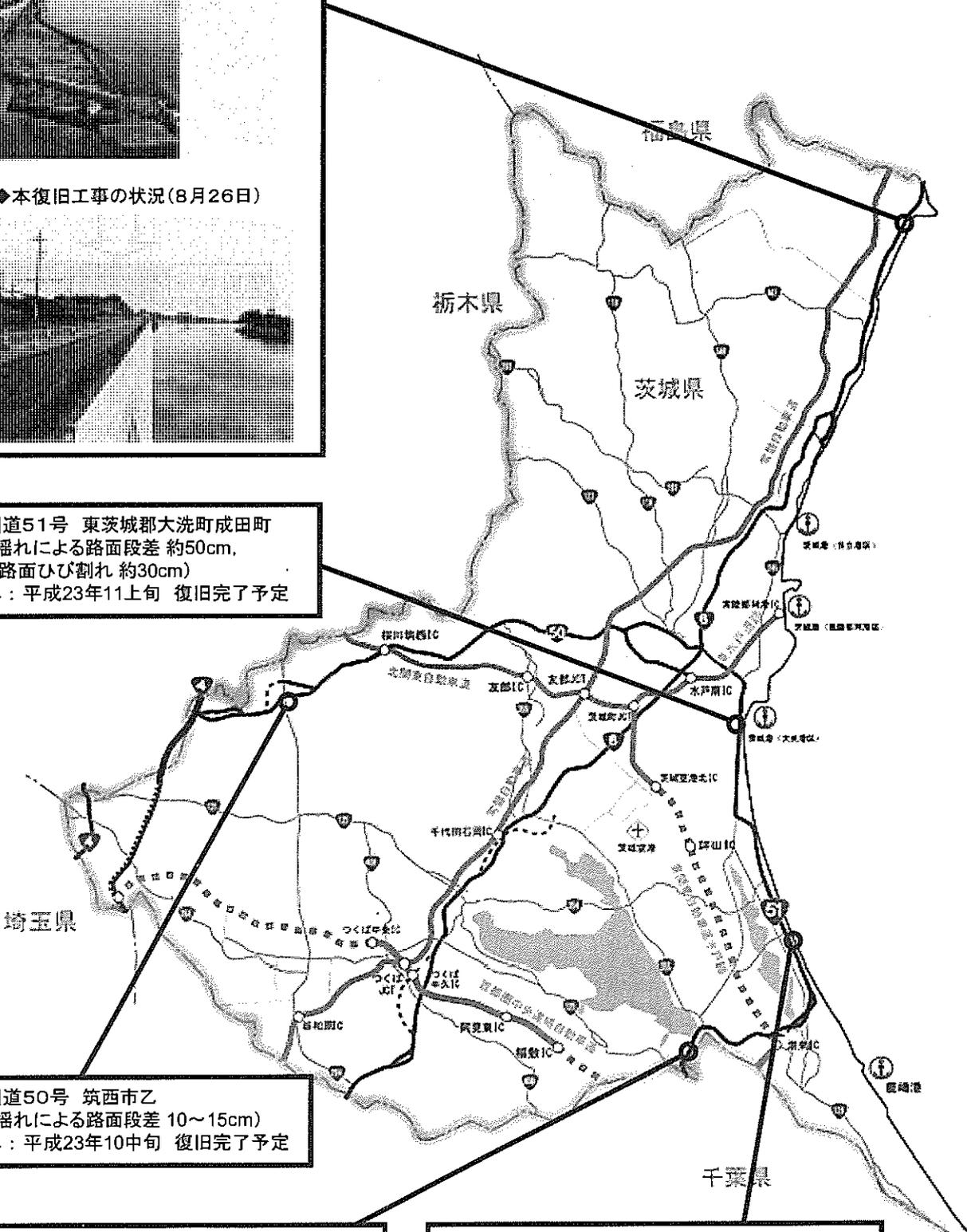


①被災箇所:国道51号 東茨城郡大洗町成田町
 (被害内容:揺れによる路面段差 約50cm,
 路面ひび割れ 約30cm)
 ②今後の見通し:平成23年11月上旬 復旧完了予定

①被災箇所:国道50号 筑西市乙
 (被害内容:揺れによる路面段差 10~15cm)
 ②今後の見通し:平成23年10月中旬 復旧完了予定

①被災箇所:国道51号 稲敷市西代
 (被害内容:液状化に伴う路面段差 約30cm)
 ②今後の見通し:平成23年12月上旬 復旧完了予定

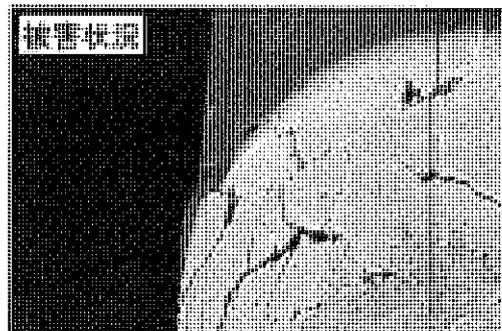
①被災箇所:国道51号 鹿嶋市角折
 (被害内容:揺れによる路面縦横断クラック)
 ②今後の見通し:平成23年12月上旬 復旧完了予定



県管理道路の被害状況と復旧状況について

① 被害状況及び現在の復旧状況

代表箇所: 国田大橋(主要地方道 水戸勝田那珂湊線 水戸市下国井町)

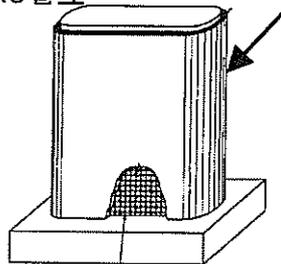


橋脚のひびわれ



補強材の巻き立て
(原形復旧)

橋脚RC巻立 コンクリート巻立



補強鉄筋

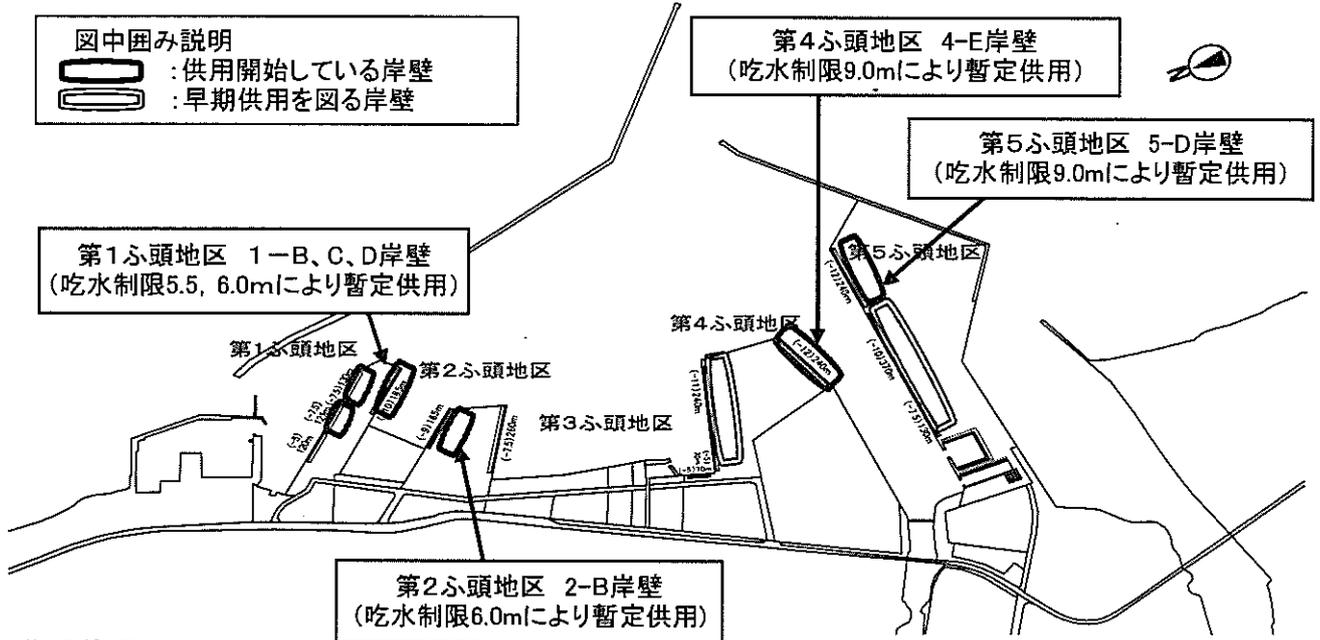
耐震補強

被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・橋脚にひびわれが発生し、支承及び伸縮装置も破損した。 ・橋脚が座屈倒壊する恐れがあるため、被災直後から全面通行止めとした。
復旧状況	<ul style="list-style-type: none"> ・橋脚に補強材巻き立てなどの復旧工事を行い6月10日に通行止めを解除した。 ・今後、河川の非出水時期(10月以降)に本復旧工事及び耐震補強工事に着手する。(7月下旬に災害査定が終了)

② 完全復旧までの見通し

取組方向 ・ 事業計画	<p>災害復旧事業は原形復旧が原則であるが、被災程度の大きな箇所は災害復旧事業による原形復旧と併せて災害関連事業などを活用し、再度災害の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の耐震化(国田大橋, 高戸大橋) ・現行の規格に合わせた橋梁の架け替え復旧(静跨線橋, 里川橋) ・道路の未被災箇所を含めた落石防護対策(北茨城大子線, 山方常陸大宮線)
目標時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧は概ね平成23年度内に完了予定。 ・被災程度の大きな箇所は平成24~25年度内に完了予定。 (静跨線橋, 里川橋など)

6 第5回委員会資料 茨城港日立港区の復旧状況について



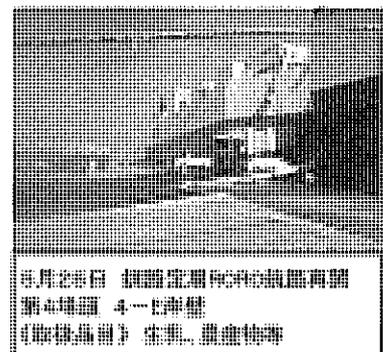
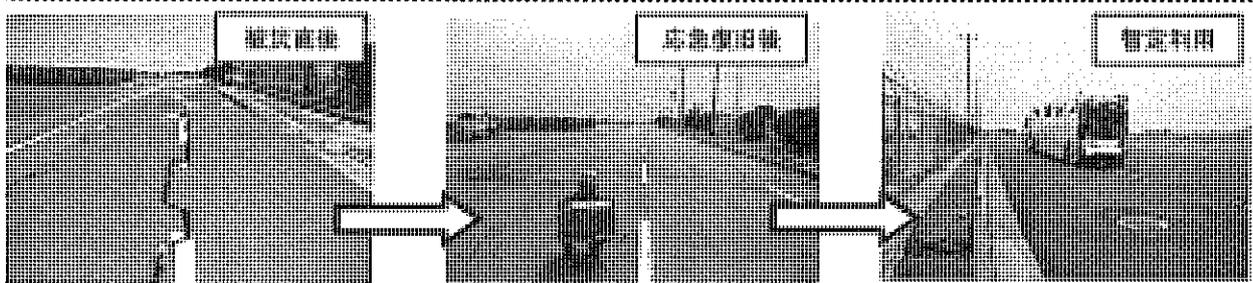
復旧状況

- 被害が少なく使用可能な岸壁から応急復旧を開始し、公共岸壁13のうち6岸壁で暫定供用 (3/20…2-B、5-D岸壁 3/29…1-C岸壁 4/2…1-B岸壁 5/9…4-E岸壁 6/1…1-D岸壁)
- 釧路定期RORO航路デイリー運航再開 5/25 (被災前と同様に回復)

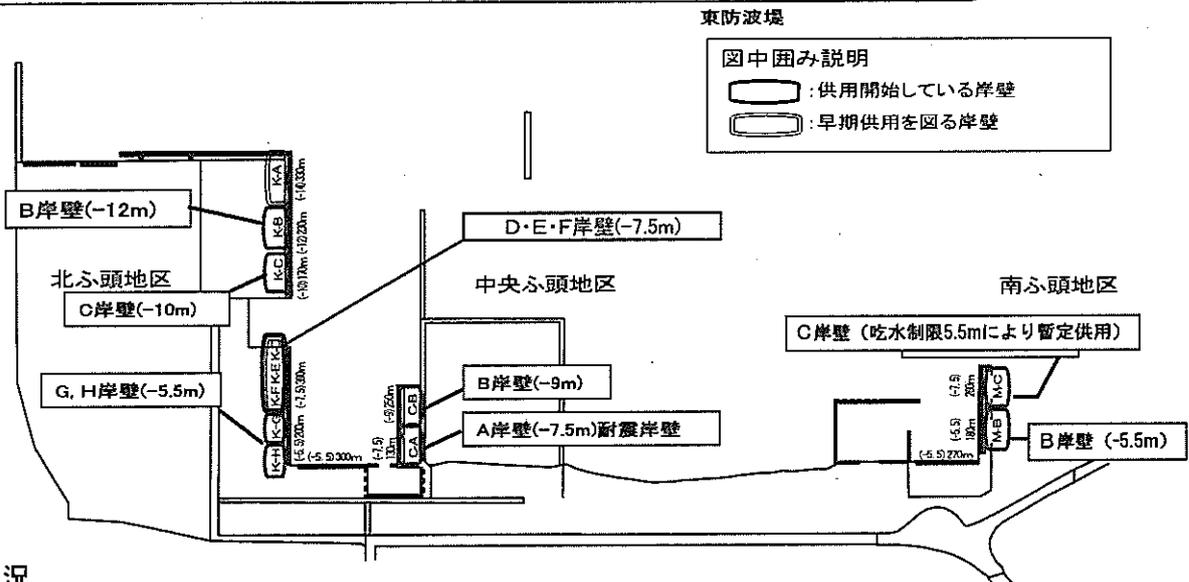
第5ふ頭地区 5-D岸壁



第5ふ頭地区 臨港道路



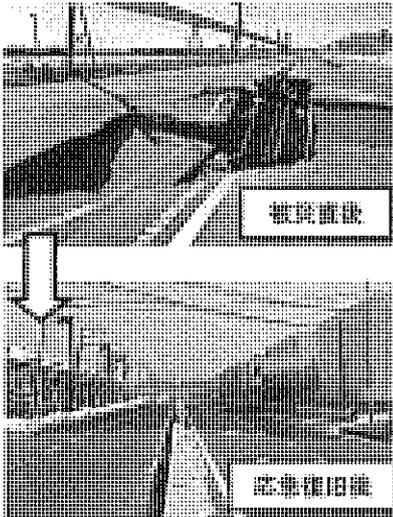
茨城港常陸那珂港区の復旧状況について



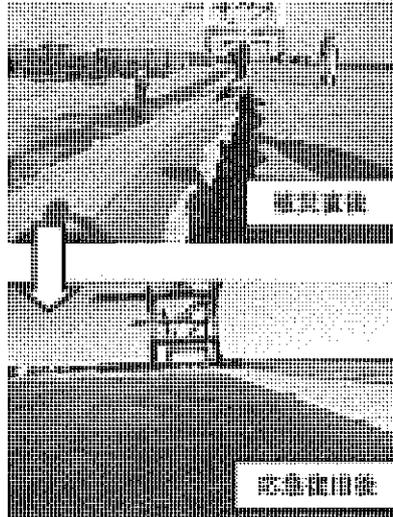
復旧状況

- ・被害が少なく使用可能な岸壁から応急復旧を開始し、公共岸壁12のうち11岸壁で暫定供用
 (3/15…中-A岸壁 3/22…中-B、北-C、H岸壁 4/1…北-B岸壁
 4/29…北-G、南-B、C岸壁 5/18…北-D、E、F岸壁)
- ・苫小牧定期RORO航路再開 4/6 (週3便) 4/12 (週6便) 5/18 (週12便 被災前と同様に回復)
- ・北九州定期RORO航路再開 5/20 (週1便) 5/28 (週3便 被災前と同様に回復)
- ・内航フィーダー定期コンテナ航路再開 7/29 (週1便 横浜港、東京港から東南アジアの主要港へ接続)
- ・北米定期コンテナ航路再開 9/23 (月2便)

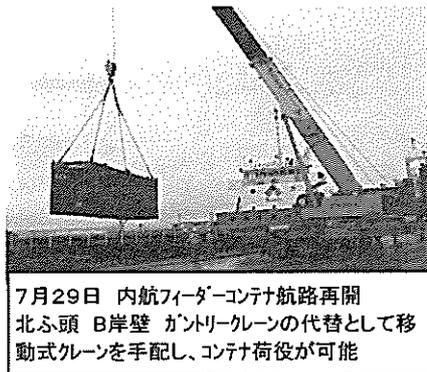
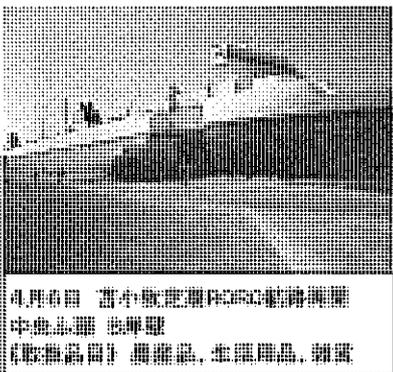
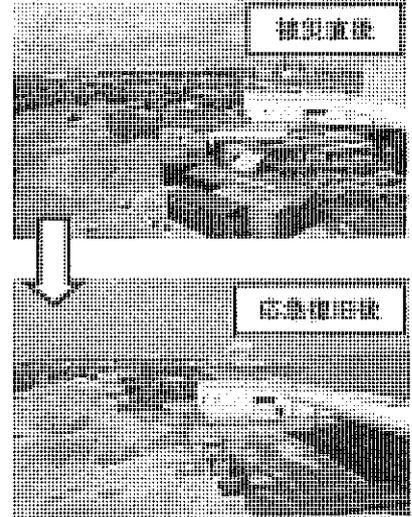
臨港道路 応急復旧により通行可能



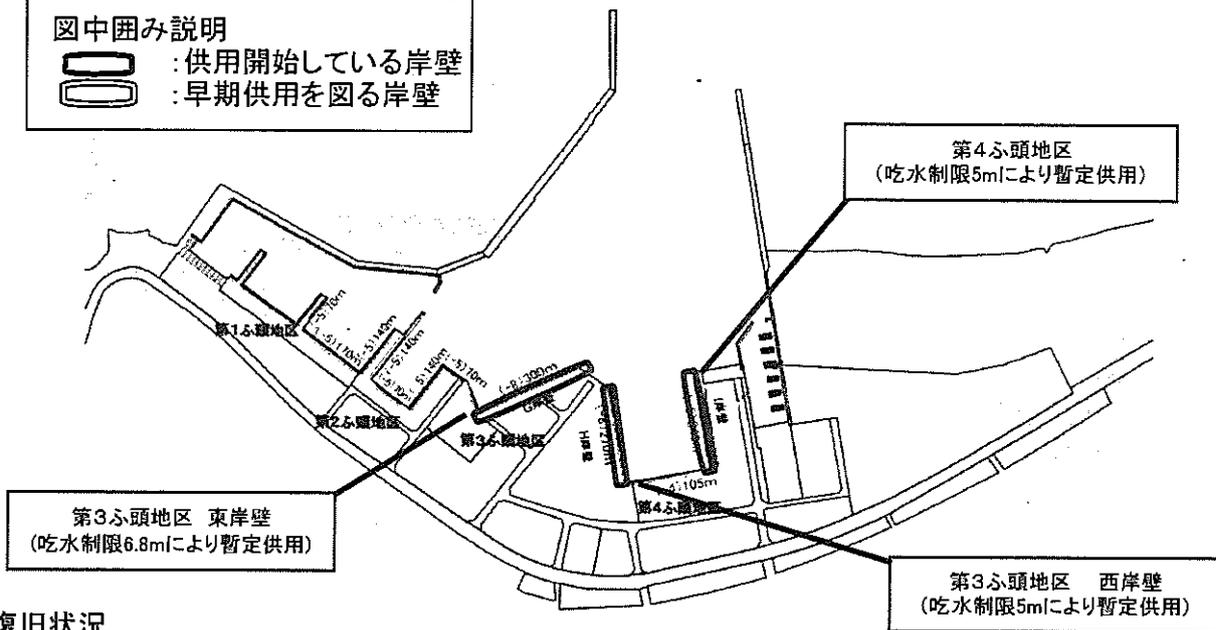
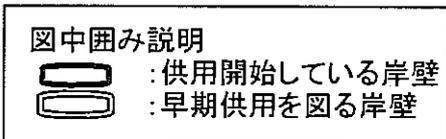
北ふ頭 岸壁背後地の段差解消



北ふ頭 散乱したコンテナを回収



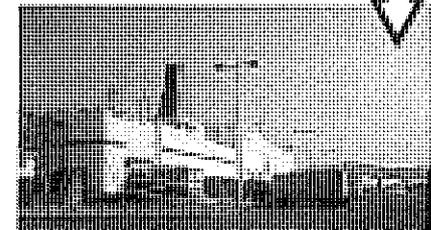
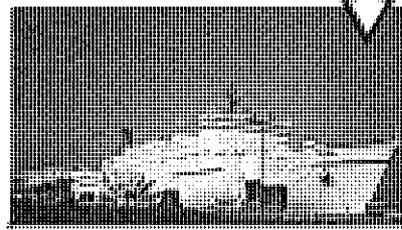
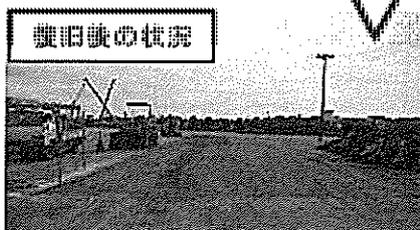
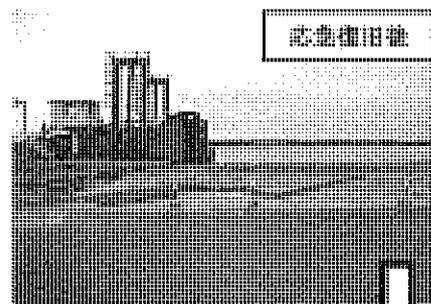
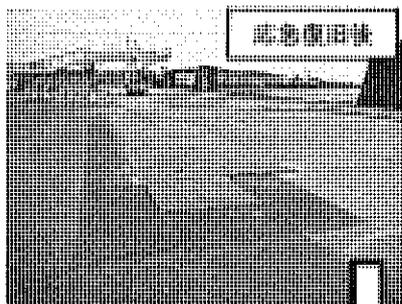
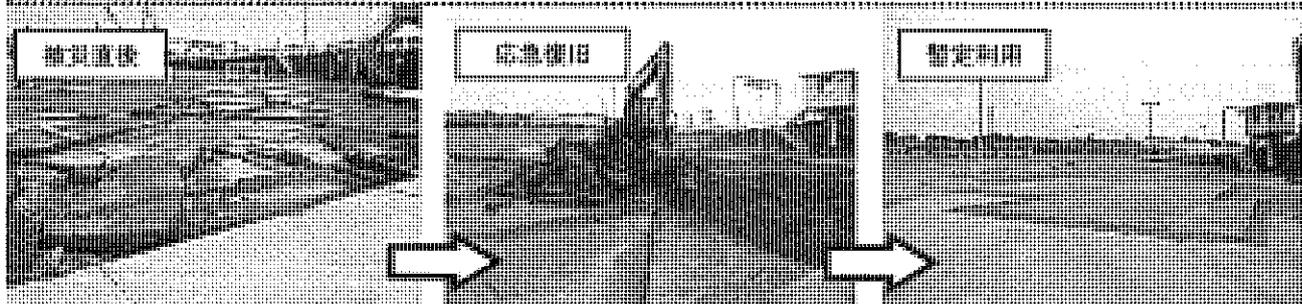
茨城港大洗港区の復旧状況について



復旧状況

- ・被害が少なく使用可能な岸壁から応急復旧を開始し、3つの公共岸壁すべてを暫定供用
- ・フェリー入港が可能となるよう航路・泊地の応急浚渫工事を実施し、必要な水深を確保した。
- ・苫小牧定期フェリー航路再開 6/6(週12便 被災前と同様に回復)

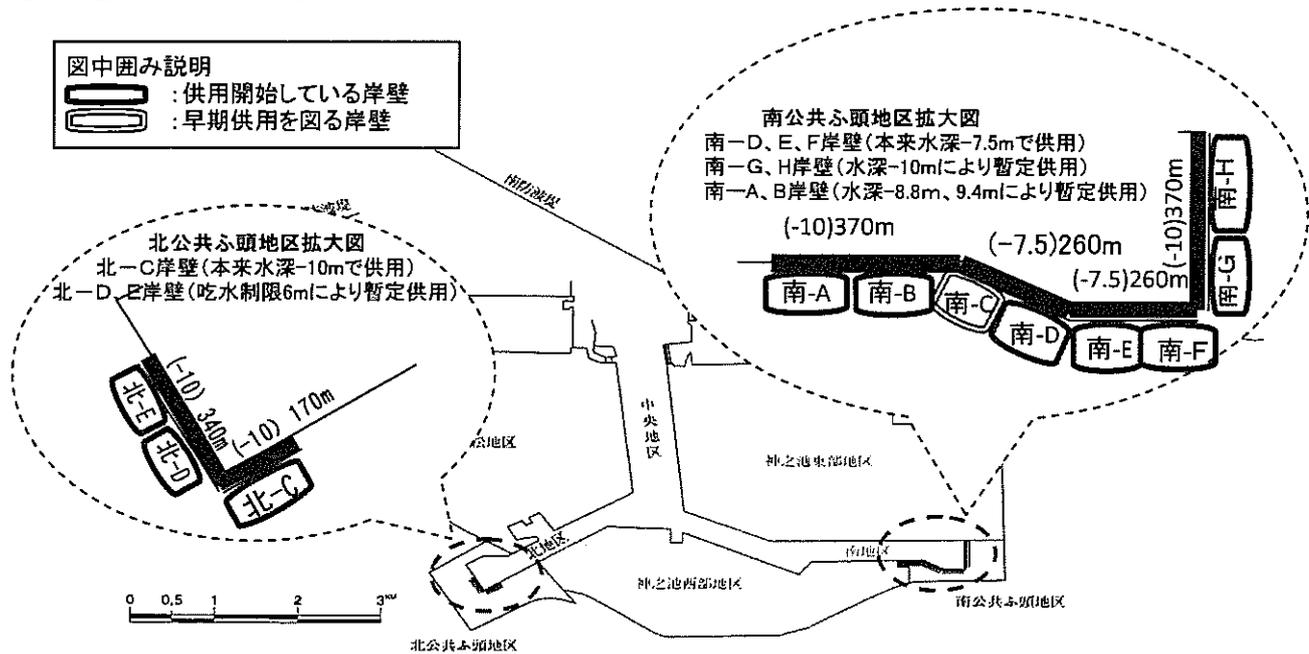
液状化により被災したふ頭用地の復旧状況 第3ふ頭地区



第4埠頭地区 舗装の撤去
通路の設置

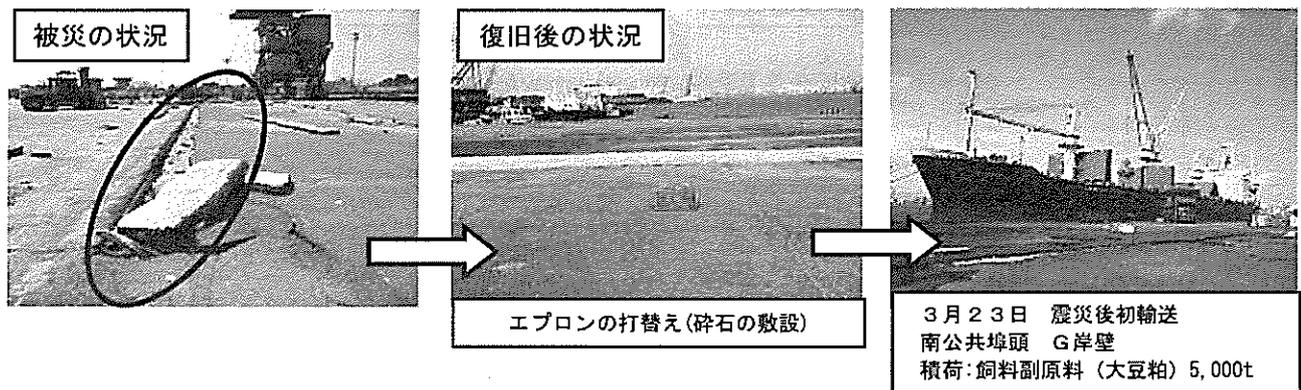
6月6日 苫小牧フェリー航路再開
第3ふ頭 東岸壁
(取掛船舶) フェリー貨物

鹿島港の復旧状況について



復旧状況

- ・被害が少なく使用可能な岸壁から応急復旧を開始し、公共岸壁11のうち10岸壁で暫定供用 (3/18…北-C岸壁 3/22…南-D、E、F、G岸壁 7/1…北-D、E岸壁 8/25…南-H岸壁 10/27…南-A、B岸壁)
- ・国の災害復旧事業として、航路・泊地の浚渫工事を実施中
- ・内航フィーダー定期コンテナ航路再開 7/8(週1便 横浜港、東京港から東南アジアの主要港へ接続)



7月8日 内航フィーダー定期コンテナ航路再開
北公共埠頭 D、E岸壁 ガントリークレーンの代替として
移動式クレーンを手配し、コンテナ荷役を可能とした。



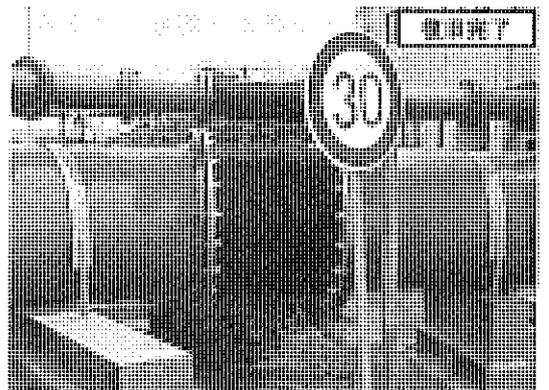
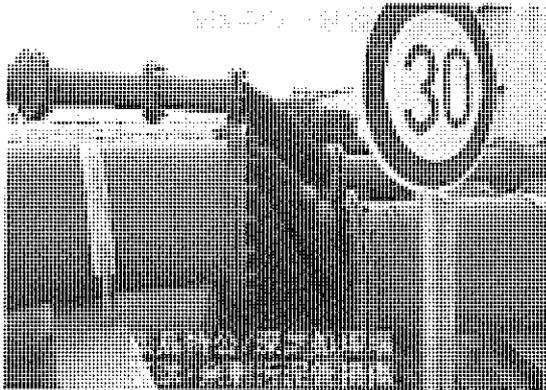
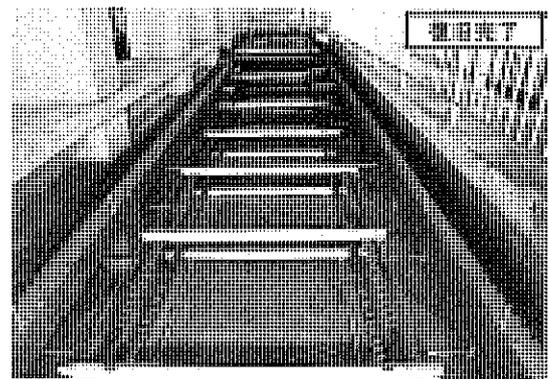
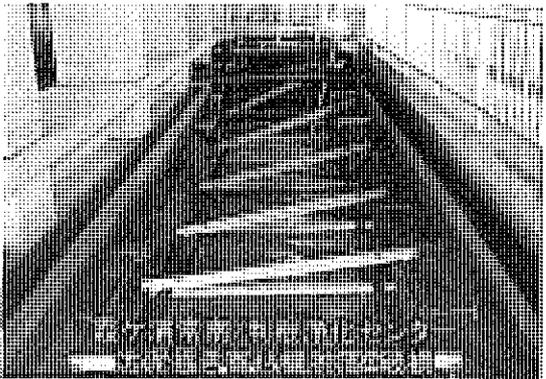
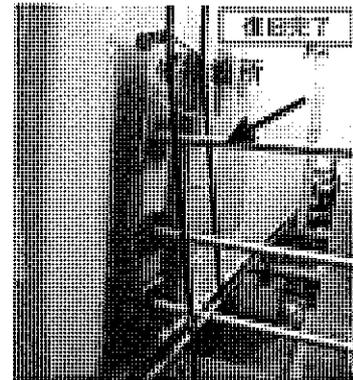
9月22日 大型原料タンカー 入港
鹿島石臼(清浦機構)
国の外港航路復旧により入港可能となった。

7 第5回委員会資料

下水道施設の被災状況と復旧状況について

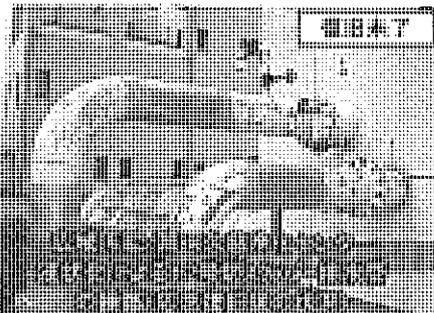
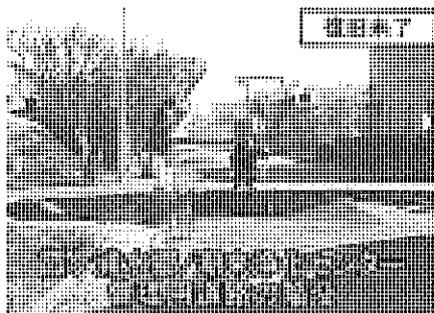
<被災の概要>

- ・5つの流域下水道と鹿島臨海特定公共下水道及び那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設で被災した。
- ・霞ヶ浦浄化センター、那珂久慈浄化センター、小貝川東部浄化センター、深芝処理場の4処理場で水処理が停止し、また、広域汚泥処理施設でも汚泥の焼却が停止した。



<復旧の概要>

- ・水処理が停止した4処理場においては、応急復旧工事を行い、3月14日迄に水処理を再開した。
- ・広域汚泥処理施設については、応急処置を行い、4月14日に2号炉を、6月11日に1号炉の運転を再開した。
- ・処理場内の管理用道路、管理棟や広域汚泥処理施設などの復旧が残っている。



8 農林水産物等の出荷制限等の状況

◆国の出荷制限（12/2 現在）

内 容	ホレンソウ	カキ	パセリ	原乳	茶	原木 しいたけ	野生 イノシシ肉
出荷制限	3/21 ↓	3/21 ↓	3/23 ↓	3/23 ↓	6/2 ↓	一部 10/14 ^{※4} 11/10 ^{※5} ↓	12/2 ↓
出荷制限解除	4/17 ^{※1} 6/1 ^{※2}	4/17	4/17	4/10	一部 10/18 ^{※3}		

※1：北茨城市，高萩市を除いて解除

※2：北茨城市，高萩市を解除

※3：坂東市・古河市・常総市・八千代町・境町のみ解除

※4：鉾田市・土浦市（露地，ハウス），小美玉市・行方市（露地）のみ制限

※5：茨城町（露地，ハウス），阿見町（露地）のみ制限

◆県の自粛要請

品 目	自粛要請	備 考
イカナゴ（コウナゴ）	4/5	県沖合全域（4/30 に漁業者は操業再開しないことを決定）
エゾイソアイナメ	9/5	県沖合全域
野生きのこ （菌根性きのこ類）	9/13	高萩市で採取されるチチタケ等の菌根性きのこ類について，摂取及び出荷の自粛を要請

◆農畜産物の損害賠償請求と支払状況（11/30 現在）

【農畜産物】

（単位：百万円）

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	小計	第6回	第7回	合計
請求	4/28	5/27	6/30	7/29	8/31	第1回～第5回 請求額計 =既支払額	9/30	11/15	第1回 ～第7回 請求額計
仮払	5/31 8/1	6/24 8/17	7/25 9/5	8/29	9/26				
本払	10/14	10/14	10/14	10/14	10/14		-	-	
青果物	1,472	6,150	7,265	4,311	2,194	21,392	869	2,564	24,825
原乳	399	445	317	10	-	1,170	-	12	1,182
牧草	-	-	-	8	-	8	452	0	460
肉牛	-	-	-	62	93	155	37	643	835
お茶	-	-	27	713	429	1,168	170	10	1,348
花き	-	-	-	-	154	154	105	22	281
しいたけ	-	-	-	-	-	-	-	46	46
市場 手数料等	-	-	-	589	-	589	-	201	790
合計	1,870	6,594	7,609	5,692	2,870	24,636	1,633	3,498	29,767

【水産物】

（単位：百万円）

	請 求								支 払 い			請 求
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	修正	合計	仮払	本払	合計	第7回
	5/18	6/15	7/22	8/12	9/16	10/12			5/31～ 10/28	11/30		11/30
休 漁	419	795	485	692	673	630			1,848			371
風 評 被 害	7	109	168	341	388	544	-585	4,673	778	2,009	4,639	667
修理機会喪失	-	7	-	-	-	-			4			-
漁協手数料等	-	95	43	64	79	75	-	355	157	-	157	55
計	426	1,006	697	1,097	1,140	1,249	-585	5,028	2,787	2,009	4,796	1,093

【水産加工品】

（単位：百万円）

	第1回		合計	
	請求	支払	請求	支払
	11/8			
風 評 被 害	2,509	-	2,509	-
間 接 被 害	369	-	369	-
そ の 他	143	-	143	-
計	3,021	-	3,021	-

4 中間報告への対応状況

東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会 中間報告への対応状況

< 商工業 >

提言項目	現在の取組状況, 今後の予定等
<p>①風評被害の払拭等に向けた大胆な取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地における放射線量などの情報の積極的な公開 ・周辺自治体との連携による, 大規模なキャンペーン等の展開や団体客の積極的な誘客 	<p>【現在の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○HP「観光いばらき」を活用し, 海水浴場の放射線濃度等の調査結果等について情報発信しています。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き, HP「観光いばらき」を活用して, 放射線量などの情報を積極的に発信していきます。 <p>【現在の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漫遊いばらき観光キャンペーン事業, いばらき夢ガイド設置事業, 魅力発信支援事業, 国際観光誘客促進事業を活用し, 国内外からの観光誘客事業を実施しています。 ・首都圏や茨城空港の就航先, 栃木・群馬での観光キャンペーン ・新聞, 雑誌, ウェブサイト及び交通広告等を活用した観光PR ・栃木・群馬などと連携した海外旅行事業者やメディアの招聘 <p>[漫遊いばらき観光キャンペーン事業] (H23 予算額: 32,668 千円, H24 予算額: 32,668 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漫遊キャンペーン推進協議会事業 <p>[いばらき夢ガイド設置事業] (H23 予算額: 65,608 千円, H24 予算額: 82,654 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき夢ガイドによるPR事業

【魅力発信支援事業】

(H23 予算額：57,059 千円, H24 予算額：49,300 千円)

- ・ 本県の優れた観光資源を広く紹介宣伝し、本県への誘客促進と県産品の販路拡大を図っています。

○ 旅行事業者等に無料で観光バスを提供することにより、格安の旅行商品等の造成を促し、首都圏や茨城空港の就航先等から団体宿泊客の誘致を図っています。

【いばらき周遊観光促進事業】

(H23 予算額：78,604 千円 H24 予算額：68,192 千円)

- ・ 無料バス提供事業

平成 24 年度実績 (単位：ツアー (台))

第 1 期 (予定台数 300 台)	申込数	460	(885)
	承認数	276	(526)
	催行数	122	(229)
第 2 期 (予定台数 400 台)	申込数	847	(1690)
	承認数	395	(783)
	催数	—	(—)

○ 北関東磐越五県、北関東三県、千葉県合同で海外の旅行者やメディアを招へいするなど、広域連携による PR や旅行商品造成を促進しています。

- ・ 北関東磐越五県合同で中国旅行会社を招へい (H24 年 9 月 1 日～5 日)
- ・ 北関東磐越五県合同で中国メディアを招へい (H24 年 9 月 8 日～12 日)
- ・ 北関東三県合同で韓国メディアを招へい (H24 年 9 月 26 日～30 日)

【国際観光誘客促進事業】 (H23 予算額:2,800 千円, H24 予算額:2,520 千円)

- ・ 茨城・千葉国際観光テーマ地区推進協議会等による広域誘客事業

<p>【今後の予定】</p> <p>○引き続き、観光キャンペーンや無料バス事業等の実施により、積極的な誘客に努めていきます。</p>	<p>【今後の予定】</p> <p>○引き続き、観光キャンペーンや無料バス事業等の実施により、積極的な誘客に努めていきます。</p>
<p>②観光資源の再生と新たな魅力づくり</p> <p>・借楽園や六角堂など、被災した観光資源の早期復旧</p>	<p>【借楽園の復旧】</p> <p>○梅まつり開幕前までに全ての災害復旧工事を完了し、全面開園・再開しました。(平成 24 年 2 月 7 日 全面復旧記念式典開催)</p> <p>【六角堂の復旧】</p> <p>○所有者である茨城大学において、「天心・六角堂復興プロジェクト」により、平成 24 年 4 月 17 日に竣工式を挙行し、4 月 28 日から一般公開しました。</p> <p>【現在の取組状況】</p> <p>○夏季における海への誘客を図るため、食の魅力や海の安全性を P R するイベントを開催したほか、J R を活用した交通広告を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グルメ屋台村&サーフィンフェスティバル in 大洗 <p>[観光復興キャンペーン推進事業] (H24 予算額：33,696 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J R と連携した P R やグルメイベント等による誘客事業 <p>【今後の予定】</p> <p>○新たな旅行プランの提案やモニターツアーの集中的な実施等により、本県への旅行需要の創出を図るとともに、春の観光シーズンに向けて、首都圏からの誘客を図るため J R の車輛を活用した交通広告による観光キャンペーンを実施します。</p>
<p>・新たな魅力を付加した観光振興、J R などとのタイアップによる取組強化</p>	<p>・新たな魅力を付加した観光振興、J R などとのタイアップによる取組強化</p>

	<p>[いばらき体験型観光復興支援事業] (H24 予算額 (9 月補正) : 23,509 千円) 「金曜日泊」という新たな切り口による旅行プランの提案事業</p> <p>[映画連携観光復興事業] (H24 予算額 (9 月補正) : 14,435 千円) ・エキストラツアー等による誘客事業</p> <p>[いばらき旅行需要創出事業] (H24 予算額 (9 月補正) : 65,568 千円) ・モニターツアー事業</p>
<p>③十分な規模の金融支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的資金融資の十分な規模の確保, 信用保証料補助や利子補給など返済負担の軽減を図るための支援の充実等 	<p>【現在の取組状況】</p> <p>○東日本大震災復興緊急融資について, 平成 24 年度も継続して実施し, 被災した中小企業の資金繰りを支援しているとともに, 信用保証料補助や利子補給により, 融資利用者の返済負担の軽減を図っています。</p> <p>[東日本大震災復興緊急融資] (H24 新規融資枠 : 48,000,000 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災関連の県制度融資については, 震災発生 1 週間後の平成 23 年 3 月 18 日に「東北地方太平洋沖地震特別対策融資」を立ち上げ, 平成 23 年 5 月 23 日には従来の保証枠とは別枠の国の新たな保証制度を活用した「東日本大震災復興緊急融資」を創設, 風評被害などについても要件を拡充しました。 ・平成 24 年度については, 新規融資枠 480 億円 (予算額 160 億円) を確保し, 被災した中小企業の資金需要に対応しています。 <p>[中小企業信用保証料補助] (H23 最終予算額 : 836,984 千円, H24 予算額 : 1,019,295 千円) ※ 東日本大震災復興緊急融資分のみ</p>

<p>・「二重ローン問題」について、茨城県産業復興機構と連携した、経営再建を実現する観点にたった様々な手法による問題解決への対応</p>	<p>・信用保証料について、直接被害の場合は全額を、間接・風評被害の場合は50%を県が補助しています。</p> <p>[東日本大震災復興緊急融資利子補給] (H23 最終予算額:561,989 千円, H24 予算額:751,231 千円)</p> <p>・利子補給については、直接被害で全壊の場合は全額、その他の場合は2分の1、間接・風評被害の場合は3分の1の額を3年間実施しています。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○風評被害が終息していないことや、設備や建物の復旧が完了していない企業もあることから、引き続き中小企業の資金繰りを支援していきます。</p> <p>【現在の取組状況】</p> <p>○債権買取りのために、国、県、地域金融機関等が、合計50億円を出資し、茨城県産業復興機構を設立しました。(平成23年11月30日)</p> <p>また、茨城県中小企業再生支援協議会(国が水戸商工会議所に運営委託)が相談窓口として茨城県産業復興相談センターを開設しております。(平成23年11月1日)</p> <p>○この相談センターでは、茨城県産業復興機構と連携し、同機構に対する債権買取要請をはじめ、被災事業者の債務の条件変更や新規借入に係る金融機関との調整、必要な事業計画の策定支援、国や県の制度融資等の他の制度活用の助言など、様々な手法によりきめ細かく対応しているところです。</p> <p>○県としては、被災中小企業を支援するため、商工団体、金融機関及び各種中小企業支援機関などを通じ、茨城県産業復興機構や茨城県産業復興相談センターの相談窓口の情報提供等を行っているところです。</p>
--	---

	<p>○さらに、国は「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を設立（平成 24 年 2 月 22 日）、各県の産業復興相談センターと連携し、被災事業者の債権買取り等を行っております。</p> <p>○茨城県産業復興機構は、平成 24 年 8 月に県北地域の中核的医療法人を第 1 号の債権買取案件として決定しました。</p> <p>[茨城県産業復興機構] (H23 予算額：50,000 千円, H24 予算額：一千万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重ローン問題に苦しむ被災事業者の既往債権買取りのために、国（独立行政法人中小企業基盤整備機構）と県、地域金融機関等が合計で 50 億円を共同出資し、茨城県産業復興機構を設立しました。（県は 5,000 万円を出資） <p>【今後の予定】</p> <p>○被災事業者の経営再建のため、茨城県産業復興相談センターの周知を図るとともに、茨城県産業復興機構がより一層活用されるよう両者の連携を支援します。</p>
<p>④被災した施設等の復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な予算の確保など、被災した施設・設備等の復旧支援の継続 	<p>【現在の取組状況】</p> <p>○中小企業等グループ施設等災害復旧事業については、平成 24 年度の公募において、33 グループに対し、78 億 450 万円の交付決定をおこなったところです。</p> <p>[中小企業等グループ施設等災害復旧事業] (H23 予算額：83 億 34 百万円, H24 予算額：78 億 450 万円)</p>

・東日本大震災で被災した地域の活性化と雇用の維持に重要な役割を担う中小企業等グループを認定し、構成企業の施設・設備の復旧を支援します。

・第1回公募 (H23) (9月補正 予算額：24億円)

・公募期間：平成23年9月6日～22日

・応募件数：38グループ (補助要望金額：約62億円)

・採択件数：4グループ 87者

・第2回公募 (H23) (10月知事専決 予算額：59億34百万円)

・公募期間：平成23年10月19日～11月8日

・申請件数：27グループ (補助要望金額：約87億円)

・採択件数：20グループ (8グループに大括り) 387者

・第3回公募 (H24)

(当初予算額：74億85百万円, 9月補正予算額：3億1950万円)

・公募期間：平成24年5月1日～5月31日

・応募件数：52グループ → 70グループに再編

(補助要望金額：約183億円)

・採択件数：33グループ 671者

【今後の予定】

○本事業のさらなる追加予算の確保について、国に対し要望しているところです。

⑤再建した企業経営の成長支援

- ・震災後の復旧・復興への対応を成長力強化の新たな出発点として位置づけ、国内需要の開拓や国際的なビジネス機会の確保など、企業の今後の成長支援

【現在の取組状況】

○茨城県中小企業振興公社に貿易相談窓口を設置し、相談員による貿易や投資等の関連情報の提供や専門家による個別相談に対応。また、貿易や投資に関するセミナーを開催することで、国際ビジネスを支援しています。

○食品輸出相談員や専門家を茨城県中小企業振興公社に配置し、食品輸出に関する相談の対応や海外で開催される展示会に出展して、商談成立の支援を実施しています。

○いばらき産業大県創造基金を活用し海外展示会等への出展支援等を実施しています。

[国際経済交流促進事業]

(H23 予算額：5,349 千円, H24 予算額：4,814 千円)

- ・国際化セミナー, 貿易実務研修の開催
- ・専門家による個別相談対応

[いばらき食品輸出総合支援事業]

(H23 予算額:9,808 千円, H24 予算額:9,808 千円)

- ・食品輸出に関する専門家による個別相談対応
- ・食品展示会等への出展支援

[いばらき産業大県創造基金事業]

- ・ものづくり応援プログラムにおいて、海外見本市出展や海外販路開拓向けホームページ作成の支援

【今後の予定】

○県内企業の海外展開を支援するため、県の上海事務所が収集した情報等の国際ビジネス情報を県内中小企業に提供するとともに、引き続き、貿易や海外進出に関する専門家等による支援を行っていきます。

○いばらき産業大県創造基金を活用し海外展示会等への出展支援等を実施していきます。

【現在の取組状況】

○県では、平成 22 年 6 月に県内中小企業等で構成する「いばらき成長産業振興協議会」を設立し、今後需要拡大が期待される、「次世代自動車」、「環境・新エネルギー」、「健康・医療機器」、「食品」の 4 つの成長分野への県内中小企業の進出を促進しています。

(参考) 会員企業数：400 社（平成 24 年 10 月 1 日現在）

○いばらき成長産業振興協議会では、県内中小企業が成長分野に進出するため、

- ①成長分野に関連する国、業界、研究機関等の情報提供
- ②分野進出のパートナーとなる大手企業等との交流促進
- ③具体的な技術開発・製品開発の支援等 を行っています。

[成長産業振興プロジェクト事業]

(H23 予算額:40,903 千円, H24 予算額:41,795 千円)

①～③の取組実績

- ・工場見学会や勉強会による大手企業等との交流： 6 回
- ・各成長分野に関する国や業界等の情報提供： 14 回
- ・共同研究： 9 件(うち継続 5 件)
- ・製品化・試作案件： 6 件

・いばらき成長産業振興協議会の活動強化, 新エネ・省エネ技術を活かした成長分野への進出促進, 高い技術力を持ったグローバル企業の誘致

【今後の予定】

○競争的資金の獲得による新技術開発を促進するなどして、大手企業等への具体的な技術提案を行うなど分野への進出促進を図ります。

○風力発電等の再生可能エネルギー関連分野の研究シーズや大企業等のニーズ、開発課題等に関する調査結果にもとづき、部品開発やマツチング支援等を進めていきます。

○食料品製造業者・農協等を対象とした、食品や農産物加工における現場のニーズの調査結果にもとづき、異業種（生産者、加工業者、IT企業、ものづくり企業）連携による新製品・新技術開発を進めていきます。

＜農林水産業＞

提言項目	現在の取組状況、今後の予定等															
<p>⑥基盤施設等の一日も早い本格復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港や栽培漁業センター、土地改良施設など、基盤施設の一日も早い本格復旧 ・水稻作付けができない被災農地の平成24年度作付けまでの復旧等 	<p>【災害査定状況】</p> <table border="1" data-bbox="316 241 584 1095"> <thead> <tr> <th>査定額 (億円)</th> <th>箇所数 (箇所)</th> <th>主な被災箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>84.3</td> <td>929</td> <td>稲敷市, 水戸市, 潮来市</td> </tr> <tr> <td>36.2</td> <td>53</td> <td>大洗町, 鉾田市, 北茨城市</td> </tr> <tr> <td>138.7</td> <td>128</td> <td>北茨城市, 神栖市, ひたちなか市</td> </tr> <tr> <td>259.2</td> <td>1,110</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【復旧への対応】</p> <p>(農業) 平成24年度に概ね完了するよう、復旧工事を進めているところでは、(林業) 既に全て復旧工事に着手し、平成24年度内に復旧予定です。(漁港) 平成26年度末頃までに被災前の漁港機能を復旧できるよう、工事を進めています。(大津漁港に限り平成27年度までの見込み) (栽培漁業センター) 平成23年度内に一部工事を発注、平成24も復旧工事をを行い、平成25年4月の再稼働を目指します。(事業費：1,149,207千円)</p> <p>【水稻作付けできない被災農地の復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地と用水施設の復旧を優先し、5月下旬までにほとんどの地区で作付けが可能となるように復旧しました。 ○津波被害を受けた水田は、平成24年産水稻の作付けに先立ち、農林事務所が土壌の塩分濃度を調査し、米の生育に影響が出ない水準まで低下していることを確認しました。生育はほぼ平年並みとなりました。 	査定額 (億円)	箇所数 (箇所)	主な被災箇所	84.3	929	稲敷市, 水戸市, 潮来市	36.2	53	大洗町, 鉾田市, 北茨城市	138.7	128	北茨城市, 神栖市, ひたちなか市	259.2	1,110	
査定額 (億円)	箇所数 (箇所)	主な被災箇所														
84.3	929	稲敷市, 水戸市, 潮来市														
36.2	53	大洗町, 鉾田市, 北茨城市														
138.7	128	北茨城市, 神栖市, ひたちなか市														
259.2	1,110															

	<p>○液状化被害を受けた水田は、復旧工事後に土壌診断を行い、平成 24 年産水稻の作付けに向け適切な施肥設計などの栽培に関する助言を行いました。</p>
<p>⑦消費者の信頼の維持・確保に向けた取組強化 ・本県農林水産物の安全性、魅力を理解していただくためのキャンペーンの展開</p>	<p>【現在の取組状況】</p> <p>○「出荷されるものは安全」と消費者に安心してもらうため、国の示した基準に基づき本県農林水産物の放射性物質の検査を実施し、検査結果を迅速に公表します。(10/1 現在 248 品目, 33,106 検体)</p> <p>○量販店や民間企業等の協力を得て、本県産農林水産物・加工食品の販売フェアを実施しております。(9/30 現在 延べ 2,251 箇所, 804 件)</p> <p>○平成 24 年 3 月 9 日～10 日に偕楽園及び千波湖周辺において「茨城スイーツ・グルメフェア&キャンペーン」を開催しました。</p> <p>○生産者が自ら行う PR イベントの開催・出展を支援するとともに、バイヤー、シェフ等実需者を対象とした販売促進活動を実施してまいりました。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○今後も引き続き風評払拭キャンペーンや、生産者自ら行う PR イベント開催・出展を支援するとともに、スーパーマーケットトレードショーへの参加や、地産地消給食の実施などを通して、実需者、消費者、学校給食関係者等に対し風評に関する意識調査を実施するとともに、風評払拭に努めてまいります。</p> <p>[いばらきのおいしさ普及促進事業] (H24 予算額：49,724 千円)</p> <p>[風評被害調査・払拭事業] (H24 9 月補正予算額：53,474 千円)</p>

【(仮称)復興県民まつり開催事業費】(H24 予算額：20,000 千円)

元氣ないばらきの姿を県内外に広くアピールするため、「広げよう、復興の絆」をテーマとして、新鮮な農林水産物やそれらを使ったグルメやスイーツなど、本県の誇る「食」の提供を中心に、多彩なイベントを展開します。

・名称：復興いばらき県民まつり 2012

・期日：平成 24 年 11 月 3 日～4 日

・場所：笠間芸術の森公園

・「黄門マルシェ」などを活用した首都圏での情報発信、効果の検証とブランド力の強化につながる新たな広報戦略の検討

【現在の取組状況】

○昨年 7 月から本年 8 月末まで東京銀座に本県の情報発信拠点として「黄門マルシェ」を設置し、本県農産物や観光の安全性の P R に努めてまいりました。

○同じく銀座地区に店舗を移転、オープン（平成 24 年 11 月 13 日）する「茨城マルシェ」において、引き続き、積極的に首都圏での農産物や観光 P R に努めてまいります。

(黄門マルシェ実績等 H23.7.14～H24.8.31)

・売上げ、来客数 : 約 95,072 千円, 170,965 人

・市町村等によるイベント開催 : 77 回 124 日間

○また、「磯山さやか旬刊!いばらき」を始めとする首都圏でのテレビ放映を活用し、本県の観光地、農産物を紹介しています。

・平均視聴率(本編): 4.2%(H23 年度)

【今後の予定】

○今後とも引き続き、新アンテナショップ「茨城マルシェ」を核として、農産物の販売や観光 P R を行うとともに、併せて、首都圏でのテレビ放映など効果的な媒体を活用して本県の観光地や産品の安全性を訴え、積極的な情報発信・P R に努めます。

	<p>[アンテナショップ運営事業費] (H24 予算額：170,870 千円)</p> <p>[テレビ情報発信強化事業費] (H24 予算額：200,000 千円)</p>
<p>⑧経営再建・安定化に向けた総合的な取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営再開と安定化に向けたきめ細かな支援 栽培漁業センターの早期復旧と漁業生産への影響緩和の方策の検討 <p>市町村やF I T圏域の自治体との連携による、イノシシ等の野生鳥獣による農業被害等への広域的な被害防止対策の推進</p>	<p>【栽培漁業センターの早期復旧】</p> <p>○平成 23 年度内に一部工事を発注，平成 24 に復旧工事を行い，平成 25 年 4 月再稼働を目指します。 (事業費：1,149,207 千円)</p> <p>○平成 24 年度は，他県産ヒラメ種苗を調達・放流し，水産資源の安定を図ります。 (事業費： 24,870 千円)</p> <p>【野生鳥獣による農業被害等防止対策の推進】</p> <p>○茨城と栃木の県境市町村が広域的な被害防止対策を検討する「茨城栃木鳥獣害広域対策協議会」において，有害捕獲期間の統一や研修会等を開催していません。</p> <p>○市町村の被害防止計画の策定を推進し，計画的な被害防止活動や侵入防止柵の設置等を支援しています。</p> <p>[鳥獣被害防止総合対策事業費] (H24 予算額：19,000 千円)</p> <p>○また，農家や J A，市町村職員等を対象に講座を開催し，地域における鳥獣被害防止対策を推進する人材を育成しています。</p> <p>[鳥獣被害防止推進員育成事業費] (H24 予算額：5,127 千円)</p>

・市場調査やプロモーション活動の充実など、輸出を含む販売戦略の強化

【現在の取組状況】

- 農林水産物の販売戦略については、新たな農業改革大綱に基づき、「何を誰にどのように」販売していくのかについて、施策の展開方向を整理した「いばらき農林水産物マーケティング戦略」を平成 24 年 3 月に策定し、イメージアップや販路拡大等に取り組みしております。
- ・首都圏における、本県産農林水産物を取り扱う指定提供店の拡大
- ・北海道、関西方面などにおける風評払拭・販売促進キャンペーンの開催
- ・「いばらき農林水産物等輸出促進協議会」への支援による輸出促進

【今後の予定】

- 引き続き、「いばらき農林水産物マーケティング戦略」に基づき、イメージアップや販路拡大のための施策を展開してまいります。

- 特に、輸出については、戦略を策定し、ジェトロと連携した香港での商談会を開催するなど、輸出促進に努めてまいります。

[いばらきの味販売戦略推進総合対策事業] (H24 予算額：5,480 千円)

[いばらきのおいしさ普及促進事業] (H24 予算額：49,724 千円)

[県産農林水産物等輸出促進事業] (H24 予算額：3,000 千円)

【現在の取組状況】

- 県内の農商工の産業に関わる団体・機関等で構成する「茨城県農商工等連携推進協議会」を通じて、施策の普及・PR、支援案件の発掘、事業化支援を組織的に行い、農商工等連携の取組を促進しています。

・6次産業化や農商工連携による生産から加工・販売まで一体となった取組強化

<p>○産業支援機関に農工商連携等推進員を配置し、茨城県農工商等連携推進協議会と連携を図りながら、案件の発掘の実施やセミナー、マッチング会等を開催しています。</p> <p>【農工商連携等推進員設置事業】 (H23 予算額:10,709 千円, H24 予算額:10,702 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農工商連携等推進員の設置 ・農工商等連携セミナーの開催 (平成24年8月30日開催) ・農工商等連携マッチング会の開催 (平成24年10月4日, 10月24日開催) 等 <p>○6次産業化推進のモデルとなる人材を育成するため、アグリビジネス講座を運営するとともに、農林漁業者と異業種業者との情報交換会の実施、新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援を行ってまいりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アグリビジネス講座の開催 (5回) ・新商品・新サービスの開発および販路開拓支援 (13事業者) 	<p>【今後の予定】</p> <p>○県内の農林水産業者と商工業者等が連携して取り組む農工商等連携活動を効率的に且つ円滑に展開し、それぞれの経営の向上と地域経済の活性化を図るため、引き続き「茨城県農工商等連携推進協議会」による農工商等連携の取組を支援していきます。</p> <p>○引き続き、新商品・新サービスの開発および販路開拓の支援を行うとともに、今後は講座修了者を対象に、優れた事業計画に基づく機械・施設整備等への助成により、6次産業化の取組モデルとなる農業経営体を育成してまいります。</p> <p>【6次産業化推進支援事業】 (H24 予算額：74,820 千円)</p>
--	---

＜公共基盤施設の早期本格復旧と防災機能の強化等＞

提言項目

⑨本格復旧に向けた着実な事業推進

- ・第5回委員会です示された本格復旧の目標達成に向けた事業の着実な推進, 進捗管理等

【公共土木施設(県)の災害査定状況】

	査定額 (億円)	箇所数 (箇所)
道路	73.5	328
河川	81.8	215
港湾	99.4	89
公園等	12.7	24
下水道	11.0	22
公営住宅	15.6	22
計	294.0	700

【平成24年度当初予算】

- ・災害復旧事業(橋梁, 港湾) 4,489百万円
 - ・災害関連事業(橋梁, 港湾) 286百万円
 - ・復興関連事業(道路, 橋梁, 河川, 街路, 住宅) 2,383百万円
- (復興関連事業は復興交付金, 社会資本整備総合交付金(復興))

現在の取組状況, 今後の予定等

道	路	港	湾	水	道
高速道路					
直轄国道					
県管理道路					
茨城港	日立港区	茨城港	常陸那珂港区	茨城港	大洗港区
					鹿島港
					上水道

・現在, 災害復旧工事を実施中
(本格復旧工事: 平成24年12月頃完了予定)

・国道6号, 国道51号において災害復旧工事を実施中
(本格復旧工事: 平成25年2月頃完了予定)

・本格復旧工事を実施中

* (主)北茨城大子線及び橋梁の架け替え2箇所(国道118号静跨線橋, 国道293号里川橋)を除き, 24年度内に完了見込み

* (主)北茨城大子線及び橋梁の架替は, 25年度末までに完了見込み

・13の公共岸壁のうち, 8岸壁が供用(一部制限あり)

・各ふ頭において本格復旧工事を実施中

・12の公共岸壁全てが供用(一部制限あり)

・外航, 内航の定期航路が震災前とはほぼ同様に再開

・各ふ頭において本格復旧工事を実施中

・3つの公共岸壁全てが供用(一部制限あり)

・水産ふ頭地区, マリーナ地区において本格復旧工事を実施中

・11の公共岸壁全てが供用(一部制限あり)

・第1, 第2船溜りの本格復旧工事を実施中

・液化化した鰯川浄水場を含め7浄水場, 56箇所で被災
(水処理施設のひび割れ, 電気機械設備の損傷等)

・管路では亀裂の発生や継手部離脱等84箇所被災

・災害査定額24.8億円

(国補14.7億円, 一財補助5.6億円, 企業局負担分4.5億円)

・鰯川浄水場の復旧工事は, 平成24年6月末に完了
(現在, 取水管耐震化工事, 場内整地工事等を実施中)

・那珂川水管橋の復旧工事は, 平成24年8月末に完了

・水戸取水口の復旧工事は, 今年度末までに完了予定

<p>工業用水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化した鱈川浄水場を含め5浄水場, 20箇所で被災(水処理施設のひび割れ, 電気機械設備の損傷等) ・管路では継手部離脱等46箇所で被災 ・災害査定額14.7億円 (国補8.0億円, 一財補助3.3億円, 企業局負担分3.4億円) ・鱈川浄水場の復旧工事は, 平成24年6月末に完了 (現在, 取水管耐震化工事, 場内整地工事等を実施中) 	<p>霞ヶ浦湖北流域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事は全て完了 	<p>霞ヶ浦常南流域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事は全て完了 	<p>那珂久慈流域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事は全て完了 	<p>霞ヶ浦水郷流域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事は全て完了 	<p>鬼怒小貝流域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事は全て完了 	<p>鹿島臨海特定公共</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返送, 余剰汚泥管損傷などについては, 復旧工事が完了 ・水質分析棟及び一部の管渠については, 復旧工事を実施中 	<p>那珂久慈広域汚泥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事は全て完了 	<p>農業</p> <p>農地と用水施設の復旧を優先し, 5月下旬までにはほとんどの地区で作付けが可能となるように復旧。平成24年度に概ね完了するよう, 復旧工事を進めているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国災害復旧事業の対象となる災害復旧費: (H23 27,925百万円, H24 490百万円) ・小災害(国災害復旧事業対象外)の復旧費用等: (H23 346百万円, H24 29百万円)
下 水 道								

		既に全て復旧工事に着手し、平成24年度内に復旧予定 ・国災害復旧事業の対象となる災害復旧費：治山・林道施設 H23年内分 1,661百万円 (年内完了23箇所) H23繰越分 1,614百万円 (30箇所) 合計 3,275百万円 (53箇所) ・小災害 (国災害復旧事業対象外) の復旧費用等：治山施設 H23年内分 185百万円 (年内完了27箇所) H23繰越分 60百万円 (13箇所) 合計 245百万円 (40箇所)
農	林業	水揚げ等漁港機能を維持しながら、早期復旧を進めているところ ・災害査定額 690百万円 (10箇所) 中 → 契約額 103百万円 (5箇所)
林	平潟漁港	水揚げ等漁港機能を維持しながら、早期復旧を進めているところ ・災害査定額 8,168百万円 (20箇所) 中 → 契約額 2,496百万円 (8箇所)
水	大津漁港	水揚げ等漁港機能を維持しながら、早期復旧を進めているところ ・災害査定額 2,514百万円 (14箇所) 中 → 契約額 1,222百万円 (11箇所)
産	波崎漁港	水揚げ等漁港機能を維持しながら、早期復旧を進めているところ ・災害査定額 958百万円 (20箇所) 中 → 契約額 301百万円 (8箇所)
基	那珂湊 漁港	水揚げ等漁港機能を維持しながら、早期復旧を進めているところ ・災害査定額 14百万円 (1箇所) 中 → 契約額 12百万円 (復旧完了)
盤	磯崎漁港	水揚げ等漁港機能を維持しながら、早期復旧を進めているところ ・災害査定額 618百万円 (7箇所) 中 → 契約額 105百万円 (4箇所)
	久慈漁港	・平成23年度内に一部工事を発注。平成24も復旧工事を行い、 平成25年4月の再稼働を目指す (事業費：1,149百万円)
	栽培漁業 センター	【水産業共同利用施設】 ・平成23年度内に大半の施設は復旧
	その他の 水産施設	

		<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設の復旧に伴い修繕する一部施設は、平成 24 年度以降に復旧を予定 (主な事業) ・水産業共同利用施設災害復旧費 H23 222,215 千円, 31 件 → 復旧済み 25 件 ・水産業共同利用施設復旧支援事業 H23 292,859 千円, 90 件 → 復旧済み 83 件 H24 93,030 千円, 2 件 → 復旧済み 0 件
	学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・被害のあった公立学校は、923 校中 880 校 (95.3%) ・このうち、9 割 (804 校) が復旧完了。年度内には、99%の学校が復旧完了見込み
学 校 等	教育施設	<p>【体育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫原運動公園、東町運動公園及びライフル射撃場は全施設復旧完了 ・笠松運動公園については、体育館及び屋内プール兼アイススケート場を除き復旧完了 ・笠松運動公園体育館は平成 24 年 11 月に、屋内プール兼アイススケート場は平成 25 年 8 月 (アイススケート場は平成 25 年 1 月下旬) に復旧見込み <p>【社会教育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営社会教育施設 10 施設全てで被害あり、うち 7 施設で復旧完了 ・残り 3 施設についても年内に復旧完了する見込み (移転復旧する 1 施設も含む)
		<p>※教育研修センター及び文化施設 (6 施設) については、平成 23 年度に復旧完了</p>

<p>⑩災害に強い広域交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高規格幹線道路とこれを補完する国・県道の整備推進，道路ネットワークの多重化 ・緊急輸送道路等の被災原因の調査検証，道路の防災対策，橋梁の耐震化・長寿命化の推進 	<p>○東日本大震災を踏まえ，被災状況を検証し，今後，大地震による大規模災害時にも確実に機能しうる緊急輸送道路ネットワークを実現するための「復興みちづくりアクションプラン」の策定等により，防災上重要な施設へのアクセス向上や災害時における代替ルートの確保など，早期に災害に強い道路ネットワークの強化を図ります。</p> <p>○緊急輸送道路等の被災原因については，「復興みちづくりアクションプラン」において検証を行っており，橋梁・法面の危険箇所 の迂回路の設定や応急復旧体制の強化などのソフト対策を充実するとともに，法面崩落危険箇所の対策工事や橋梁の耐震補強などハード対策を推進し，緊急輸送道路ネットワークの機能の強化を図ってまいります。</p> <p>○橋梁につきましては，橋梁の安全の確保とコスト削減を目的に平成 21 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し，平成 22 年度から計画に基づき補修を実施しております。</p>
<p>⑪時代の要請に応じた港湾機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城港，鹿島港の早期本格復旧と耐震強化 ・緊急時に，速やかに主要港への海上輸送サービスが提供できるような体制の検討 ・新規航路の開設，大型船舶対応の岸壁整備等による国際競争力の強化の検討 	<p>○利用岸壁を切り替えながら段階的に復旧工事を進めており，主要施設については一部を除いて平成 24 年度内の復旧を目指します。</p> <p>○耐震強化岸壁を鹿島港外港地区（-14m），日立港区第 4 ふ頭地区（-10m），常陸那珂港区中央ふ頭地区（-12m）に整備し，緊急物資の海上輸送に対応してまいります。</p> <p>○北関東自動車道に直結した常陸那珂港区の中央ふ頭地区に，大型船舶に対応した大水深岸壁（-12m）を整備し，物流効率化による国際競争力の強化を図ります。</p>

⑫上・下水道におけるバックアップ体制の強化等

- ・連絡管の整備や自家発電設備の導入など、上水道におけるバックアップ体制の強化
- ・自家発電設備の導入など下水道における緊急時の公衆衛生の確保

- ・浄水場、下水処理場等の耐震化と管路等の液状化対策

○上水連絡管は現在の6路線(整備中も含む)の他,新たに4路線の整備を検討します。(連絡管計画総延長33km,事業費33億円)

○工水を配水する7浄水場において,非常用発電設備(ガスタービン)の整備を進めます。

・鹿島浄水場 H24~25 予算額:15億円 (H24:10億円, H25:5億円)

・那珂川浄水場 H24 予算額 : 7億円

○自家発電設備が未設置の処理場やポンプ場については,計画的な設置を予定しています。平成24年度は,霞ヶ浦常南流域下水道河内幹線ポンプ場の自家発電設備設置工事を行う予定です。

○下水処理場の耐震化については,被災時に最低限の処理機能を確保すべき施設の対策(案)を策定し,耐震化を進めます。

○上水管路の耐震化については,当面の10カ年(H24~H33)にて東日本大震災レベルへの対応を完了させます。(耐震化延長300km, C=650億円)
(H24 予算額:10.6億円)

⑬ 学校施設の耐震化目標の前倒し等

・ 今回の地震による学校施設の被害状況と耐震化の関係の分析、検証結果の公表

・ 学校施設の耐震化目標時期（平成 27 年度）の前倒し等

・ 耐震指標 I_s 値が 0.3 未満の学校施設に対する最優先の耐震化

・ 生活関連物資の備蓄機能の向上など、地域の防災拠点としての小中学校等の機能強化

○ 学校施設の被害状況と耐震化の関係を調べるべく、市町村に対し調査依頼。(H24. 2. 2)。調査結果の分析により、耐震化の有効性が検証されたことから、市町村に対し周知していきます。

○ 市町村に対し、平成 27 年度までに学校施設の耐震化率 100% を要請するとともに、国の補正予算等に対応して計画を前倒しするよう要請しています。

○ 耐震指標 I_s 値が 0.3 未満の県立の学校施設については、平成 24 年度までに設計を終了し、順次補強工事に着手予定です。

○ 防災拠点として公立学校の機能強化を図るため、

- ・ 地域と学校が連携した防災教育モデル事業の実施（県内 5 地域）
- ・ 地域と連携した避難訓練や外部講師等を活用した防災教室等の実施（全公立学校）

を実施しております。

- ・ 防災グッズ（多機能ラジオ等）の整備（全公立学校）を行ってまいります。

⑭市町村行政庁舎の復旧促進

- ・市町村行政庁舎の復旧経費への財政措置に係る国への働きかけ

【現在の状況】

○国に対して行政庁舎の応急・本格復旧経費に係る財政措置を要望した結果、次のおり財政措置が講じられています。

(H23 年度)

- ・行政機能応急復旧補助金
本庁舎の応急復旧経費に対する補助（国補助率：2/3）
- * 支所に係る応急復旧経費や行政庁舎の本格復旧経費は国庫補助対象外
- ・庁舎移転経費にかかる特別交付税
全部移転（2.6 億円／団体）
一部移転又は支所の移転（1.3 億円／団体）

(H24 年度) 7 月 6 日川端総務大臣発表

- ・本庁舎が壊滅的な被害を受けた団体（※）に対して、標準事業費までは震災復興特別交付税により、超過事業費分については新たな地方債（充当率 100%、交付税措置率 70%）で措置する方針
- * 水戸市，高萩市，城里町

【今後の予定】

○本県の 3 市町以外の団体における被害状況や今後の復旧方針等についても、県から国に対し説明しており、国では、これらの資料をもとに、財政措置を検討しています。

⑮公共施設の耐震強化などきめ細かな復旧・復興の促進

・避難所として指定された公民館，学校など公共施設の耐震強化，基準見直しの検討

○公共施設の耐震化については，県策定の茨城県耐震改修促進計画（平成19年3月策定）及び各市町村で策定した耐震改修促進計画に基づき計画的に進めています。

○東日本大震災において，現行の基準を満たしていた建築物の構造躯体については大きな被害はなかったものの，非構造部材に関しては，多くの建築物で天井が脱落し，かつてない規模で被害が生じたことから，国において，一定規模以上の大空間を持つ建築物の天井脱落対策の規制強化（建築基準法による増改築の際の対策の義務付け等）について検討が進められています。

・公共性の高さや被害程度等を総合的に考慮した東日本大震災復興基金の市町村への重点的な配分

○主として住宅損壊件数などの被害状況に応じて配分するとともに，全ての市町村において被害が生じていることを踏まえ，一定程度は均等割によって配分しました。また，配分にあたっては，津波や液状化など，市町村ごとの特殊性を有する被害状況についても勘案しました。

<津波対策の強化>

提言項目	現在の取組状況, 今後の予定等
<p>⑬津波対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波警報の伝達や避難経路, 避難場所のあり方など, 津波被害の検証の徹底 本県沖を含む, 三陸沖北部から房総沖で, 今後30年以内にマグニチュード9クラスの地震が30%の確率で発生することも踏まえた津波対策の強化 	<p>○平成24年8月に, 「茨城沿岸津波対策検討委員会」の検討結果がとりまとめられ, 本県の津波防災対策の基礎となる「津波浸水想定」及び「海岸等における目指すべき堤防高」を取りまとめ, 公表しました。</p> <p>○三陸沖北部から房総沖で想定されるマグニチュード9クラスの地震についても, 茨城沿岸津波対策検討委員会の中で, 茨城沿岸に最大クラスの津波をもたらす地震として検討し, 「津波浸水想定」を作成しました。</p> <p>○平成24年3月の県地域防災計画改定において, 新たに津波災害対策編を新設し, 東日本大震災での教訓等を踏まえた津波対策の強化について記載しました。</p> <p>○県地域防災計画では, 津波警報の伝達に有効な市町村防災行政無線の整備促進を進めるとともに, エリアメール等複数の情報伝達手段の活用について, 盛り込んでおります。</p> <p>○今後は, 沿岸市町村において, 地域防災計画の改定や津波ハザードマップの作成などが進むよう, 津波対策連絡調整会議などにより, 市町村と一緒に取り組みを進めます。</p>

＜将来の大規模災害に備えた体制確保＞

提言項目	現在の取組状況, 今後の予定等
<p>⑰早期復旧のための体制確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ効率的に被災情報を収集できる体制の確保 ・被災しても短期間で機能回復が図れるよう資機材備蓄体制, 復旧応援体制の強化 	<p>○改定した県地域防災計画において, 災害時の通信を確保するため, 衛星携帯電話やエリアメール, ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスなどの活用について, 新たに記載しました。</p> <p>○県防災情報ネットワークシステムの再整備に向け, 平成 24 年度から基本構想の検討を進めていきます。</p>
<p>⑱災害復旧事務に係る連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務手続きの更なる簡略化に係る要望 ・マニュアルの充実, 平常時における実務者レベルの連携強化 	<p>○平成 24 年度から災害復旧制度の改善等を検討する「全国ブロック代表課長等会議」が 4 月に開催され, 国に対して大規模災害時における災害査定, 復旧工事の迅速化及び事務量の軽減等について要望を行いました。</p> <p>○今後も引き続き, 事務手続きの更なる簡略化について要望活動を行ってまいります。</p> <p>○東日本大震災で得られた経験から, 今後起こり得る大規模災害時に, 迅速かつ適切に対応できるよう, 災害査定から復旧にかかるマニュアルの作成を進めていきます。</p> <p>また, 7 月には県の技術職員を, 10 月には市町村の技術職員を対象とした災害復旧に関する研修を実施しました。</p>

⑩情報通信環境の改善

・震災時に携帯電話がなかりにくい状態になったことを踏まえた状況改善の要望

【国への要望】

①中央要望(H23年6月)

災害時の情報収集・伝達システムの整備強化について(総務省)

○携帯電話は、非常時における重要な情報伝達手段となることから、災害時でも安定した通話ができるような通信網の整備を図ること。

⇒ 国の対応:

- ・平成23年度第3次補正予算と平成24年度当初予算に、輻輳(混雑)に強いネットワークの実現に向けた新技術の開発・検証の実施を盛り込み済み
- ・また、平成24年度当初予算及び平成25年度概算要求に、災害時に確実に情報伝達を行うための情報通信ネットワーク基盤技術等の研究開発・評価の実施を盛り込み済み

②総務大臣要望(H23年8月)

○民間通信事業者が行う電源強化対策や移動基地局の増強等の災害対策の取組を積極的に進めること。特に、携帯電話は非常時における重要な情報伝達手段であることから、災害時にも安定した通話ができるよう、多数のアクセスに対応できる周波数帯域を確保すること。

⇒ 国の対応:

- ・T Vの地上波デジタルへの移行に伴う空き周波数帯について、携帯電話事業者4社(ソフトバンクモバイル、NTTドコモ、KDDI、イー・アクセス)へ割当

【民間通信事業者への要請】

- ① 設備の耐震強化や津波対策の強化
- ② 電源の増強(非常用バッテリーや自家発電機、電源車の増強)
- ③ 通話規制対策(災害時優先電話の増強、複数の通信ルートの確保)

※民間通信事業者の対応

○固定電話(NTT東日本):

⇒ 通信ネットワークの更なる信頼性向上、緊急時の通話確保、サービスの早期復旧

<p>○携帯電話 (NTT ドコモ) :</p> <p>⇒ 人口密集地の通信確保として通常の基地局とは別に大ゾーン方式基地局の設置, 重要エリアの基地局の無停電化, バッテリーの 24 時間化, 移動電源車の増強, 衛星通信機能を備えた車載型可搬基地局の増強</p>	
---	--

<原発事故の早期収束に向けた要望>

提言項目	現在の取組状況, 今後の予定等
<p>②あらゆる機会における必要な対応の要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に盛り込まれた対策の確実な実行, 進捗状況に応じた分かりやすい情報開示 ・放射性物質の大気中への放出, 汚染水の海洋放出及び地下水への漏出等を防止するための管理徹底 ・事故原因の究明・検証を踏まえた安全基準の技本の見直し, 安全対策の徹底など 	<p>○事故の早期収束と, 放射性物質の封じ込めについて, 国へ要望を実施しました。</p> <p>○保管している放射性汚染水について, 絶対に海洋放出を行わないよう, 東京電力に対して適切に指導・監督を行うことについて, 国へ要望を実施しました。</p> <p>○事故原因の究明及び詳細な解析等, 安全審査指針の見直し等も含めた抜本的な対策の検討, 原子力施設の安全対策への反映等について, 国へ要望を実施しました。</p>

<放射線等に係る対応の充実・強化>

提言項目	現在の取組状況, 今後の予定等
<p>②放射線等の正しい理解と県民の不安払拭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな放射線モニタリングや除染, 放射線の健康影響に関する正しい知識の普及啓発 	<p>○事故直後に北茨城市, 高萩市, 大子町に可搬モニタリングポストを設置するとともに, 東海・大洗地区に設置している固定モニタリングポストによる常時監視, 月2回の県内全市町村における定点測定等により, 放射線監視を強化しました。</p> <p>○県内全市町村に, モニタリングポストを設置し, 平成24年4月から常時測定を開始しました。</p> <p>○出前講座の実施, 原子力・放射線に関する専門家をアドバイザーとして委嘱し, 説明会を開催しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・健康影響調査の実施など, 県民の不安を払拭するための施策の推進 	<p>【現在の取組状況】</p> <p>○正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所, 保健予防課, 生活衛生課, 生活衛生課, 子ども家庭課で相談対応 ・県ホームページ等で情報発信 ・県や市町村職員を対象とした講演会の開催 (6回) ・県民を対象とした講演会の開催 (29回) ・保護者等を対象とした講演会の開催 (7回) ・食の安全・安心意見交換会 (5回) ・県民相談対応者 (県・市町村職員) の研修会 (3回) ・小さな子どもを持つ母親との意見交換会の開催 (3回) <p>○県民の健康影響調査の検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康影響調査の実施の必要性, 対象者, 実施内容, 実施主体などに関する統一的な基準の策定及び実施する場面の財政支援を国に要望しました。

	<p>(平成 23 年 12 月 27 日, 平成 24 年 1 月 25 日, 2 月 20 日, 3 月 1 日, 9 月 26 日) その他全国知事会, 関東知事会でも要望しました。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○正しい知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応, 情報発信の継続 ・小さな子どもを持つ母親との意見交換会の開催 ・県民等を対象とした講演会, 食の安全・安心意見交換会の開催 ・県民相談対応者の研修 (環境省と連携して実施: 6 回) ○県民の健康影響調査の検討等 <ul style="list-style-type: none"> ・調査の必要性等の統一的な基準の策定等の国への要望
<p>②放射線監視・検査体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細やかな農林水産物等の放射性物質検査の実施, 工業製品に係る放射線測定サービスの周知 	<p>【きめ細やかな農林水産物の検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「出荷されるものは安全」と消費者に安心してもらうため, 国の示した基準に基づき, 本県農林水産物の放射性物質の検査を実施し, 検査結果を迅速に公表しています。(9/27 現在 259 品目, 32,010 検体) ○基準値を超過した場合は, 市場に出回らないように出荷を制限するなど, 安全性を確保しています。 ○県環境放射線監視センターのゲルマニウム半導体検出器検査に加え, 農業総合センター等に簡易スペクトロメーターを設置するなど検査体制を強化。 ○加えて, 検査に係る補助員を雇用するなど, 検査体制を強化しています。

<p>[農林水産物モニタリング強化事業費] (H24 予算額：21,539 千円)</p> <p>[食肉安全対策事業費] (H24 予算額：35,335 千円)</p> <p>【工業製品の放射線量測定の実施】</p> <p>○県工業技術センターにおいて、県内中小企業の工業製品の放射線量の検査を実施し、発注元にデータを提供することにより、受注取引の安定を図っています。</p> <p>[震災復興ものづくり企業支援事業]</p> <p>(H23 予算額:1,047 千円, H24 予算額:2,149 千円)</p> <p>・工業製品等の放射線測定 (平成 24 年 9 月末日現在) 申請数 293 件 試料数 1,013 件</p> <p>・費用：無 料</p> <p>○引き続き、工業技術センターにおいて、県内中小企業の工業製品の放射線量の検査を実施します。</p> <p>○事故直後に北茨城市、高萩市、大子町に可搬モニタリングポストを設置するとともに、東海・大洗地区に設置している固定モニタリングポストによる常時監視、月 2 回の県内全市町村における定点測定等により、放射線監視を強化しました。</p> <p>○県内全市町村に、モニタリングポストを設置し、平成 24 年 4 月から常時測定を開始しました。</p>	<p>・放射線監視・検査体制の充実・強化の検討</p>
---	-----------------------------

<p>②③身近な空間における除染の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な空間における放射線量の高い箇所の計画的な除染 ・除染に伴う廃棄物の処分方法の確立と財政支援の充実に係る要望 	<p>○汚染状況重点調査地域に指定された市町村の除染実施計画の策定を支援するとともに、除染の取組が円滑に進むよう「除染に係る市町村情報連絡会議」を適宜開催し、各市町村等における除染の進捗状況や課題等、情報の共有を図っております。</p> <p>○除去土壌の仮置き場や最終処分場の確保などについて、国が責任を持って適切な支援等を行うよう要望しました。</p> <p>○また、除染実施計画を策定する地域はもとより、計画策定を必要としない地域であっても、市町村等が実施した除染の経費をすべて国が負担するよう要望しました。</p>
<p>②④放射能対策に係る市町村との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への技術的支援や研修の充実など、市町村との連携強化 	<p>○市町村からの疑問点等を取りまとめ、国に対して回答を求めると、市町村と国との間の調整を実施しました。</p>

<国際原子力機関（IAEA）の拠点誘致>

<p>②⑤国際原子力機関（IAEA）の拠点誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋地域における原子力利用の安全確保等に貢献するため国際原子力機関（IAEA）の拠点誘致 	<p>現在の取組状況、今後の予定等</p> <p>○核不拡散・核セキュリティ総合支援センターが設置され、原子力施設や人材が集積している本県の特徴を十分に生かし、国際協力を推進するために、国際原子力機関（IAEA）の支部を本県に整備することは重要であると考えていることから、今後も国に対し要望を実施してまいります。</p>
---	--

<原子力安全体制の強化>

提言項目	現在の取組状況、今後の予定等
<p>㊸あらゆる事態を想定した原子力施設の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる事態を想定したハード面の安全対策の徹底 ・自社技術やノウハウの蓄積、事故時の即応体制の強化 	<p>○福島第一原子力発電所事故の原因の究明及び詳細な解析等、安全審査指針の見直し等も含めた抜本的な対策の検討、原子力施設の安全対策への反映等について、国へ要望を実施しました。</p> <p>○県原子力安全対策委員会において、東海第二発電所の安全性について確認を実施します。</p>
<p>㊹リスクコミュニケーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力に関するリスクや危機管理などの情報を正確に伝え、意見交換などを通じて合意形成を図るリスクコミュニケーションの推進 ・原子力利用の信頼回復等に向けた、原子力研究機関による積極的な情報発信 	<p>○原子力事業者に対し、リスクコミュニケーションについての研修会を開催しました。</p> <p>○放射線アドバイザー派遣事業、県政出前講座により、講演、意見交換を通して、原子力、放射線に係る知識の普及を図っています。</p>
<p>㊺教訓を踏まえた地域防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合災害時における情報連絡体制や放射線監視、広域避難のあり方等の検討 ・速やかな県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定 	<p>○原子力災害対策検討部会を設置し、通信連絡、住民避難、放射線モニタリング等について検討しております。</p> <p>○国の防災基本計画・災害対策指針の策定（旧防災指針の改定）を踏まえ、平成25年3月末までに地域防災計画（原子力災害対策計画編）を改定予定です。</p>

<原子力損害賠償請求の支援継続>

提言項目	現在の取組状況, 今後の予定等
<p>㊤原子力損害賠償請求の支援継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳密な意味で公正に, 迅速かつ公平に原子力損害賠償が受けられるような支援の継続 	<p>【現在の取組状況】 福島原発事故補償対策室を設置し, 被害者からの相談に対応するとともに, 国の原子力損害賠償紛争審査会の指針や東京電力の損害賠償基準等について情報提供を行っております。 また, 原発事故と相当因果関係が認められる損害は全て賠償の対象とし, 早急に賠償金を支払うよう, 国や東京電力に要望しています。</p> <p>【今後の予定】 今後も引き続き, 相談対応や情報提供を行うとともに, 全ての被害者が迅速かつ適切に賠償を受けることができよう, あらゆる機会を捉えて, 国や東京電力に強く働きかけていきます。</p>

<災害廃棄物等の処理>

提言項目	現在の取組状況, 今後の予定等						
<p>⑩災害廃棄物等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物や放射性物質を含む焼却灰等の処分確保が図られるような国の基準, 見解等の提示に係る要望 	<p>【災害廃棄物の広域処理の推進について】</p> <p>○宮城県の災害廃棄物の受入れについては, エコフロンティアかさまを活用して, 平成 24 年 8 月 30 日からすでに開始しています。</p> <p>(参考) エコフロンティアかさまの受入実績 (H24.8.30~H24.10.1)</p> <table border="0"> <tr> <td>可燃物 (溶融)</td> <td>478 トン</td> </tr> <tr> <td>不燃物 (埋立)</td> <td>1,079 トン</td> </tr> </table> <p>【放射性物質を含む廃棄物(指定廃棄物)の処分について】</p> <p>○放射性セシウム濃度が 1 キログラム当たり 8,000 ベクレルを超える廃棄物については, 放射性物質汚染対処特措法により, 国が責任を持って処分することとなっております。</p> <p>○指定廃棄物の処分については, 最終処分場の候補地とされた高萩市の意向を尊重し, 誠意をもって対応したうえで, 進めるよう要望します。</p> <p>○また, 処分の開始までには長期間を要すると考えられることから, それまでの各事業者等における保管について, 国が対策を講じ, 万全を期すよう要望します。</p> <p>(参考) 県内の 8,000Bq/kg を超える廃棄物の保管量 (H24.9 月末現在)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>3,173.7 トン (11 市町 12 箇所)</td> </tr> </table> <p>【下水汚泥及び焼却灰の適正な管理及び処分等について】</p> <p>[汚泥等保管事業] (H24 予算額: 161 百万円)</p>	可燃物 (溶融)	478 トン	不燃物 (埋立)	1,079 トン		3,173.7 トン (11 市町 12 箇所)
可燃物 (溶融)	478 トン						
不燃物 (埋立)	1,079 トン						
	3,173.7 トン (11 市町 12 箇所)						

＜災害に強いエネルギーシステムの構築＞

提言項目	現在の取組状況、今後の予定等
<p>④災害に強いエネルギーシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いエネルギーシステムの構築 ・新エネルギー導入促進のための独自施策の検討，県立施設における新エネルギー設備の導入，最先端の新エネルギー省エネ技術を持つ企業等の誘致 	<p>○災害時の防災拠点となる県有施設・市町村施設・民間施設への再生可能エネルギー（太陽光）発電設備＋蓄電池の導入を進めます。 [再生可能エネルギー導入促進事業]（H24 予算額：4,012,000 千円）</p> <p>○県立施設における新エネルギー設備の導入については，平成 23 年度までに，県中央水道事務所の設備容量 1,000kW のメガソーラーを整備したほか，平成 24 年 2 月には鹿島下水道事務所において県有施設初となる風力発電設備（2,000kW）を整備するなど，合計約 3,500kW の発電設備を整備したところ。今後，発電設備の技術開発の進捗状況を踏まえながら，投資の経済合理性や土地利用策としての有効性などの観点から総合的に検討を進めます。</p> <p>○新エネルギー導入促進のための独自施策として，鹿島港湾区域の一部（約 680ha）を再生可能エネルギー源を活用する区域として位置付け，平成 24 年 6 月に大規模洋上風力発電事業者の公募を実施し，8 月に事業予定者を選定しました。また，今年 9 月には，宮の郷工業団地の一部（約 7.5ha）において，メガソーラーの導入を図るため，立地要件を緩和して公募を実施しました。</p> <p>○新エネルギー省エネ技術を持つ企業等の誘致については，メガソーラーなど発電事業に参入しようとする民間事業者に対して，県内の再生可能エネルギーに係る適地情報の提供や，国の補助制度の活用，電力会社との系統連系に係る助言等を行うなど関係部局が連携して情報収集等に取り組み，誘致促進を図ります。</p> <p>○今後，東日本大震災以後のエネルギー問題及び国のエネルギー政策の見直しを踏まえ，「茨城県エネルギープラン」（H14.7 策定，H18.12 改定）を見直し，平成 24 年度中に，今後の県のエネルギー政策の指針となる，新たなエネルギー戦略を策定していきます。</p>

＜生産性等を低下させない節電対策の推進＞

提言項目	現在の取組状況、今後の予定等
<p>②生産性等を低下させない節電対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今夏の節電対策の効果の分析，検証 ・省エネ設備の導入，情報通信技術を活かした節電システムの構築など，生産性やサービスの質を低下させないような節電対策のあり方の検討 	<p>○節電対策等の省エネルギーに係る県民運動の推進 [県民総ぐるみ温暖化対策推進事業] (H24 予算額：14,301 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内一斉節電キャンペーンの実施，節電・省エネセミナーの開催 <p>○事業所の節電対策に対する技術的・財政的支援の実施 [中小企業省エネルギー診断事業] (H24 予算額：29,994 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等の要請に応じてエネルギー等の専門家を事業所に無料で派遣し，節電対策等の技術的アドバイスを実施します。 <p>[環境保全施設設け融資制度] (H24 予算額：70,167 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備等を導入する中小企業向け融資制度

5 東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書

東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書

今回の大震災では、本県も甚大な被害を受けたほか、福島第一原子力発電所の事故は、依然として県内産業に暗い影を落としており、一日も早い復興に向けて、県民、企業それぞれが懸命の努力を続けている。

また、歴史的な円高水準の下、企業は一段と厳しい経営状況に置かれており、コストダウンに向けた様々な努力を重ねている。

こうした中、さる5月9日に東京電力株式会社が原子力損害賠償機構と共同で策定した「総合特別事業計画」が国の認定を受けた。

この計画は、追加的なコスト削減や、事業運営体制の改革として社内カンパニー制の導入が盛り込まれる等、一定の前進が認められるものの、大幅な電気料金の値上げ等が前提となっているため、産業の空洞化を加速させ、中小企業等の経営悪化や雇用の喪失など地域経済に大きな影響を及ぼしかねないものであり、計画の実現には県民や企業等の理解と協力が不可欠である。

よって、被災地としての本県の現状を踏まえ、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 本県の企業、特に大口需要家など電気料金の値上げの影響が大きな企業、厳しい経営環境にある中小企業等に対して、コスト負担の軽減を図るため、国として特段の配慮を行うこと。
- 2 企業等が実施する節電や省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー導入等の取り組みに対し、支援の拡充を検討すること。
- 3 東京電力が申請した規制部門の電気料金値上げについて、料金値上げ幅の縮小を図るため、より一層の経営合理化について東京電力に対し指導するなどの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

茨城県議会議長 磯崎 久喜雄

(提出先)

内閣総理大臣
経済産業大臣

6 立地促進策の概要 (8ページ 第3-1-(2)立地促進策の活用 関連)

(1) 原子力災害周辺地域 産業復興企業立地補助金

- ・平成24年度当初予算額(経済産業省)：140億円
- ・対象施設：① 工場(製造業の用に供される施設) ② 物流施設
- ・対象経費：立地に係る投下固定資産額(用地取得・造成から量産設備の敷設まで)
- ・交付要件：投下固定資産額に応じた地元新規雇用者数
(投下固定資産額 1億円以上 → 新規地元雇用者数 5人以上)
(投下固定資産額 10億円以上 → 新規地元雇用者数 10人以上)
(投下固定資産額 50億円以上 → 新規地元雇用者数 50人以上)
- ・補助率：1/4以内 ・限度額：30億円迄/1社
- ・第1次公募結果：・応募件数 75件
・採択結果 43件(茨城県 31, 栃木県 12, 宮城県 0)
・採択額約 79億円
- ・第2次公募：平成24年10月15日～平成25年1月15日

(2) 茨城産業再生特区計画

- ・復興産業集積区域：13市町村内の62区域
(沿岸)北茨城市, 高萩市, 日立市, 東海村, ひたちなか市, 大洗町, 鉾田市, 鹿嶋市, 神栖市
(内陸)水戸市, 潮来市, 那珂市, 茨城町
- ・集積を目指す産業分野：
環境・新エネルギー、自動車・建設機械、基礎素材、電気・機械、
食品、水産、木材、運輸・物流、観光、商業・サービス
- ・特例措置：税制上の特例措置
① 特別償却(25～100%)又は税額控除(8%又は15%)
② 法人税の特別控除(被災者に対する給与等支給額の10%)
③ 新規立地促進税制(5年間無税)
※雇用等被害地域を有する市町村内の区域に限る。 ※ ①から③の措置は選択適用
④ 研究開発税制の特例(即時償却及び12%の税額控除)
⑤ 事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体への減収補填措置
- ・指定の状況(H24.10月末時点)
・指定件数 341件 ・指定事業者数 266件 ・設備投資等予定額 3,880億円

(3) 県税の課税免除(茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例)

- ・創設：平成15年度
- ・内容：(法人事業税) 3年間課税免除(増加した従業員数の割合に応じて)
(不動産取得税) 課税免除(事業所等の新增設にかかる家屋及びその敷地)
- ・対象事業：製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、
学術・開発研究機関、旅館業(過疎地域)、
大規模小売店舗(認定中心市街地及び過疎地域)等
- ・要件：県内に事業所等を新設又は増設し、県内で5人以上従業者が増加した法人
※ 県等公的団体が造成した工業団地等への立地の場合5人未満でも可
従業者の範囲：雇用保険法に定める被保険者
- ・免除実績(H15.4～H24.7)：(法人事業税) 2,144法人 17,139百万円
(不動産取得税) 2,090法人 10,463百万円
- ※ 固定資産税の優遇制度：38市町村で実施(H24.8現在)

(4) 工業用水道料金の軽減

- ・ 創設 : 平成 16 年度
- ・ 概要 : 給水料金を 1/2 に軽減(給水開始から 3 年間)
- ・ 対象区域 : 鹿島 1・2 期(鹿嶋市、神栖市の給水区域全域)
鹿島 3 期(神栖市の給水区域全域)
県西広域(つくばハイテクパークいわい)
県南広域(阿見東部工業団地、江戸崎工業団地)
- ・ 実績 : 11 社 16 件 290,532 千円(H16 年度~H23 年度)

(5) 工場等立地促進融資

- ・ 創設 : 平成 17 年度
- ・ 融資対象 : ①県、県開発公社、市町村等が新規に分譲する工業団地等に立地するもの
②県内に立地するもので、①に該当しないもの(製造業等に限る)
③県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合
- ・ 融資限度額 : ①20 億円 ②、③10 億円
- ・ 融資期間 : ①15 年以内 ②、③10 年以内
- ・ 融資利率 : 年 1.5% (3 年以内) ~ 年 2.0% (10 年超)
- ・ 累計実績 : 146 件 27,088 百万円(H17 年度~H23 年度)

(6) 電気料金の補助(原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F 補助金))

- ・ 制度概要 : 立地後 8 年間電気料金の半額程度を交付
- ・ 対象地域 : 東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市
- ・ 要件 : 3 人以上の雇用創出があること
- ・ 交付実績 : 140 件 508 百万円(H23 年度)

(7) 企業立地促進法に基づく支援

- ・ 承認地域 : 8 地域 41 市町村(H23.4 現在)
- ・ 承認件数 : 72 企業(H24.8 末現在)
- ・ 支援内容 : 課税の特例(国税の特別償却)
日本政策金融公庫による超低利融資
工場立地法の特例(緑地率の緩和)等
※ 条例制定市町村数 : 13 市町村(H23.10 現在)

(8) 分譲価格の大幅引き下げ(H21.11)

- ・ 造成済の県工業団地の分譲価格の平均 13%~20%引き下げ

工業団地名	残画地数	旧分譲価格 (平均)	新分譲価格 (平均)	値引率 (平均)
宮の郷工業団地	18	15,800 円/m ²	13,000 円/m ²	△18%
那珂西部工業団地	1	30,300 円/m ²	24,200 円/m ²	△20%
茨城中央工業団地 (1 期地区)	13	35,700 円/m ²	29,300 円/m ²	△18%
筑波北部工業団地	2	50,000 円/m ²	39,800 円/m ²	△20%
つくばハイテクパークいわい	3	43,000 円/m ²	37,400 円/m ²	△13%

(9) 工業用水道料金の引き下げ(H22.4～)

(単位：円/m³)

事業名	改定後料金	改定前料金	引下げ額	引下げ率
鹿島1・2期	28.7	32.7	4.0	12.2%
鹿島3期	50.0	59.3	9.3	15.7%
県西広域	95.0	105.0	10.0	9.5%
県南広域	95.0	105.0	10.0	9.5%
県央広域	63.0	68.0	5.0	7.4%
那珂川	20.0	20.0	—	—

(10) 割賦分譲制度

- ・ 割賦期限：10年
- ・ 適用団地：分譲中の全団地
- ・ 導入年度：H15～
- ・ 実績：宮の郷工業団地 1社 1.9ha (H19)
茨城工業団地 1社 1.4ha (H19)
阿見東部工業団地 1社 0.7ha (H21)

(11) リース制度

- ・ リース期限等：10年以上20年以内の事業用定期借地権
- ・ 適用団地：南中郷、宮の郷、常陸那珂、茨城中央、茨城、東筑波新治、北浦複合(予定)、奥野谷浜、阿見東部、江戸崎、つくば下妻第二
- ・ 導入年度：H15～
- ・ 実績：南中郷工業団地 3社 3.4ha(H16, H18, H24)
宮の郷工業団地 4社 9.9ha(H18, H20, H21, H22, H23)
常陸那珂工業団地 4社 5.1ha(H17, H19, H20, H23)
茨城中央工業団地(1期) 1社 1.1ha(H20)
奥野谷浜工業団地 4社 10.5ha(H19, H20, H23)
東筑波新治工業団地 1社 1.1ha(H15)
阿見東部工業団地 10社 13.5ha(H16, H17, H18, H19, H20, H23)

(12) 間接リース制度

- ・ 概要：譲受対象事業者の拡大(リース事業者等)
- ・ 適用団地：宮の郷、那珂西部、茨城中央(1期)、県開発公社の全団地
- ・ 導入年度：H19～
- ・ 実績：東筑波新治工業団地 1社 1.8ha(H20)

(13) 注文造成(オーダーメイド)方式の採用

- ・ 適用団地：茨城中央(2期)、茨城中央(笠間)、茨城空港テクノ、北浦複合、筑波北部(拡張)、江戸崎
- ・ 導入年度：H12～
- ・ 実績：筑波北部工業団地(拡張) 1社 9.8ha(H12)
つくば明野北部工業団地 1社 24.7ha(H19)
江戸崎工業団地 1社 10.3ha(H23)

(14) 小ロット分譲等の柔軟な分割・組み合わせ分譲

- ・ 適用団地：宮の郷、茨城中央(1期、2期)、岩井幸田、県開発公社の全団地
- ・ 導入年度：H7～

(15) 工場立地法による団地特例

- ・ 概要：同一団地の共通施設のうち、緑地や環境施設の面積を、企業の敷地面積に応じて比例配分することで、企業が設置しなければならない緑地や環境施設の面積の比率を低減
- ・ 適用団地：南中郷、宮の郷、那珂西部、茨城中央(1期、2期)、奥野谷浜、岩井幸田、阿見東部
- ・ 導入年度：H7～

(16) インフラ施設整備等の損金処理（開発関連事業負担金の明確化）

- ・ 概要：分譲代金のうち、インフラ施設整備等の費用を明確にし、無形減価償却資産や繰延資産とすることで、企業の損金処理を可能にした。
- ・ 適用団地：南中郷、宮の郷、那珂西部、茨城中央(1期、2期)、茨城、東筑波新治、筑波北部、阿見東部、つくば下妻第二、岩井幸田
- ・ 導入年度：H7～

7 県北山間地域の活性化に向けた高規格道路整備イメージ

(20ページ 第5-4-(1)-①陸路のネットワーク強化 関連)

